

平成 18 年第 2 回
つくばみらい市議会定例会会議録

平成 18 年 9 月 11 日 開会
平成 18 年 9 月 27 日 閉会

つくばみらい市議会

平成18年第2回つくばみらい市議会定例会会議録

招集告示	1
会期日程表	2

会 議 録 第 1 号

日時	3
出席並びに欠席議員	3
出席説明員	3
出席事務局職員	4
会議録署名議員	4
議事日程	4
本日の会議に付した事件	5
開会	7
・開会の宣告	7
・会議録署名議員の指名	8
・会期の決定について	8
・議会運営委員会委員の補充選任について	10
・陳情第1号	10
・報告第4号～報告第5号、議案第55号～議案第94号 上程、提案理由説明 ...	11
・散会の宣告	18
散会	18

会 議 録 第 2 号

日時	19
出席並びに欠席議員	19
出席説明員	19
出席事務局職員	20
議事日程	20
本日の会議に付した事件	20
開議	20
・開議の宣告	20
・一般質問	20

4番	中山栄一君	20
	1. 東部丘陵区の人口増に伴う教育施設の対応	
	2. 合併特例債事業について	
	3. 県の「出会いサポートセンター」への支援態勢	
18番	海老原弘君	30
	1. 通学路の外灯設置について	
	2. 中平柳、下平柳の農業集落排水事業について	
1番	高木寛房君	37
	1. 特例債事業計画関連について	
	2. 市内小中学校脅迫文事件後の児童生徒への対応	
3番	染谷礼子君	40
	1. 認定こども園の取り組みについて	
	2. A E D (自動体外式除細動器) 設置のその後の検討について	
24番	細田忠夫君	44
	1. 道路整備について	
	2. 信号機の設置について	
	3. 出産育児一時金の支給方法について	
10番	古館千恵子君	47
	1. 絹の台に交番を設置について	
	2. 小絹駅前十字路交差点信号について	
	・散会の宣告	49
散会		49

会議録第3号

日時	51
出席並びに欠席議員	51
出席説明員	51
出席事務局職員	52
議事日程	52
本日の会議に付した事件	52
開議	52
・開議の宣告	52
・一般質問	52
20番 山崎貞美君	52

1. 開発地域内の教育施設について	
2. 常総橋付近の歩道について	
3. 助役（副市長）の選任について	
7番 堤 實 君	58
1. 公園の管理について	
2. 市内道路の整備について	
30番 市 川 忠 夫 君	61
1. 品目横断的経営安定対策について	
2. うまい米に対する1俵5千円の助成金は市全体に	
26番 川 上 文 子 君	66
1. 国保の申請減免と資格証明書について	
2. 介護ベッド、車イスのとりあげはしないよう	
3. 児童クラブの拡充を	
22番 今 川 英 明 君	79
1. 西ノ台地区水道基地撤去について	
2. 下水道事業について	
3. 集落道路整備について	
・ 散会の宣告	84
散会	84

会 議 録 第 4 号

日時	85
出席並びに欠席議員	85
出席説明員	85
出席事務局職員	86
議事日程	86
本日の会議に付した事件	87
開議	89
・ 開議の宣告	89
・ 一般質問	89
2番 鴻 巣 早 苗 君	89
1. 少子化対策	
15番 古 川 よし枝 君	91
1. コミュニティバス運行について	

- 2. 未来平駅駐輪場設置について
- 3. パチンコ店など遊技場の建設について
- 4. 未来平駅周辺区画整理による公園整備について

・ 議案第55号～議案第94号 質疑	104
・ 議案第55号～議案第63号 討論、採決	111
・ 議案第64号～議案第72号、議案第74号～議案第79号、議案第81号～議案第86号、 議案第88号～議案第94号 委員会付託	114
・ 一般会計決算特別委員会の設置	114
・ 日程追加	115
・ 議案第95号 上程、提案理由説明、質疑、討論、採決	115
・ 散会の宣告	116
散会	116

会 議 録 第 5 号

日時	117
出席並びに欠席議員	117
出席説明員	117
出席事務局職員	118
議事日程	118
本日の会議に付した事件	119
開議	120
・ 開議の宣告	120
・ 議案第64号～議案第94号 委員長報告、質疑	121
・ 討論・採決	130
・ 日程追加	145
・ 議案第96号 上程、提案理由説明、質疑、委員会付託	145
・ 議案第97号 上程、提案理由説明、質疑、委員会付託	148
・ 議案第96号～議案第97号 委員長報告	149
・ 討論・採決	149
・ 日程追加	150
・ 発議第6号 上程、提案理由説明、質疑、採決	150
・ 閉会中の継続調査の件	152
・ 閉会中の継続審査の件	152

・閉会の宣告	152
閉会	152

つくばみらい市告示第157号

平成18年第2回つくばみらい市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成18年9月4日

つくばみらい市長 飯 島 善

1. 期 日 平成18年9月11日
2. 場 所 つくばみらい市議会議事堂

平成18年第2回つくばみらい市議会定例会会期日程

月 日	曜 日	区 分	議 事 内 容
9月11日	月	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議会運営委員会委員の補充選任 委員長報告（陳情第1号） 議案上程 提案理由等の説明 監査報告 散会
9月12日	火	本会議	一般質問
9月13日	水	本会議	一般質問
9月14日	木	本会議	一般質問 質疑、採決（議案第55号～議案第63号） 一般会計決算特別委員会の設置 委員会へ付託
9月15日	金	休 会	一般会計決算特別委員会
9月16日	土	休 日	
9月17日	日	休 日	
9月18日	月	休 日	
9月19日	火	休 会	
9月20日	水	休 会	一般会計決算特別委員会
9月21日	木	休 会	総務常任委員会
9月22日	金	休 会	教育民生常任委員会
9月23日	土	休 日	
9月24日	日	休 日	
9月25日	月	休 会	経済常任委員会
9月26日	火	休 会	
9月27日	水	本会議	委員長報告 質疑、討論、採決（議案第64号～議案第97号・ 発議第6号） 閉会

第 1 号

[9 月 11 日]

平成18年第2回
つくばみらい市議会定例会会議録 第1号

平成18年9月11日 午後1時08分開会

1. 出席議員

1番	高木寛房君	16番	飯野喬一君
2番	鴻巣早苗君	17番	大好光君
3番	染谷礼子君	18番	海老原弘君
4番	中山栄一君	19番	富山和夫君
5番	倉持悦典君	20番	山崎貞美君
7番	堤 實君	21番	廣瀬満君
8番	福島克良君	22番	今川英明君
9番	岡田伊生君	23番	豊島葵君
10番	古舘千恵子君	24番	細田忠夫君
11番	直井誠巳君	26番	川上文子君
12番	横張光男君	27番	中山平君
13番	安藤幸子君	29番	神立精之君
14番	松本和男君	30番	市川忠夫君
15番	古川よし枝君	32番	野田正男君

1. 欠席議員

6番	飯泉静男君
25番	倉持眞孜君

1. 地方自治法第121条の規定により案件説明のため出席を求めた者

市	長	飯島善君
収入役職務代理者		豊島久君
教 育	長	豊嶋隆一君
総 務 部	長	海老原茂君
市 民 部	長	羽生恵洋君
保 健 福 祉 部	長	渡辺勝美君
産 業 振 興 部	長	鈴木清君
都 市 建 設 部	長	青木秀君
教 育 次	長	倉持政永君
秘 書 広 聴 課	長	森 勝巳君
参事兼企画政策課	長	中川修君
総 務 課	長	神戸一夫君
財 政 課	長	秋田信博君
水 道 課	長	間根山知己君
農 業 委 員 会 事 務 局 長		猪瀬重夫君
監 査 委 員		竹内啓君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	古 谷 安 史 君
書 記	亀 田 和 義 君

1. 会議録署名議員

8 番 福 嶋 克 良 君

9 番 岡 田 伊 生 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成18年9月11日(月曜日)

午後1時08分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議会運営委員会委員の補充選任について
- 日程第4 陳情第1号 「米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める」陳情書
- 日程第5 報告第4号 専決処分の報告について(第1号)
- 報告第5号 継続費精算報告書について
- 議案第55号 専決処分の承認を求めることについて
(専決第14号 つくばみらい市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例)
- 議案第56号 専決処分の承認を求めることについて
(専決第15号 つくばみらい市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例)
- 議案第57号 専決処分の承認を求めることについて
(専決第16号 平成18年度つくばみらい市一般会計補正予算(第1号))
- 議案第58号 つくばみらい市非核平和都市宣言
- 議案第59号 つくばみらい市青色申告・期限内納税推進都市宣言
- 議案第60号 つくばみらい市交通安全都市宣言
- 議案第61号 つくばみらい市暴走族追放都市宣言
- 議案第62号 つくばみらい市暴力追放都市宣言
- 議案第63号 つくばみらい市青少年を覚せい剤等薬物乱用から守る都市宣言
- 議案第64号 つくばみらい市補助金等審議会条例
- 議案第65号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第66号 つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第67号 つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例

- 議案第68号 つくばみらい市手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第69号 平成18年度つくばみらい市一般会計補正予算(第2号)
- 議案第70号 平成18年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 議案第71号 平成18年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 議案第72号 平成18年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第73号 平成17年度伊奈町一般会計決算認定について
- 議案第74号 平成17年度伊奈町国民健康保険特別会計決算認定について
- 議案第75号 平成17年度伊奈町老人保健特別会計決算認定について
- 議案第76号 平成17年度伊奈町介護保険特別会計決算認定について
- 議案第77号 平成17年度伊奈町農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 議案第78号 平成17年度伊奈町町営分譲住宅特別会計決算認定について
- 議案第79号 平成17年度伊奈町水道事業会計決算認定について
- 議案第80号 平成17年度谷和原村一般会計決算認定について
- 議案第81号 平成17年度谷和原村国民健康保険特別会計決算認定について
- 議案第82号 平成17年度谷和原村老人保健特別会計決算認定について
- 議案第83号 平成17年度谷和原村介護保険特別会計決算認定について
- 議案第84号 平成17年度谷和原村農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 議案第85号 平成17年度谷和原村水道事業会計決算認定について
- 議案第86号 平成17年度谷和原・伊奈下水道組合一般会計決算認定について
- 議案第87号 平成17年度つくばみらい市一般会計決算認定について
- 議案第88号 平成17年度つくばみらい市国民健康保険特別会計決算認定について
- 議案第89号 平成17年度つくばみらい市老人保健特別会計決算認定について
- 議案第90号 平成17年度つくばみらい市介護保険特別会計決算認定について
- 議案第91号 平成17年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計決算認定について
- 議案第92号 平成17年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 議案第93号 平成17年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計決算認定について
- 議案第94号 平成17年度つくばみらい市水道事業会計決算認定について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議会運営委員会委員の補充選任について
- 日程第4 陳情第1号 「米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める」
陳情書
- 日程第5 報告第4号 専決処分の報告について(第1号)

- 報告第5号 継続費精算報告書について
- 議案第55号 専決処分の承認を求めることについて
(専決第14号 つくばみらい市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例)
- 議案第56号 専決処分の承認を求めることについて
(専決第15号 つくばみらい市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例)
- 議案第57号 専決処分の承認を求めることについて
(専決第16号 平成18年度つくばみらい市一般会計補正予算(第1号))
- 議案第58号 つくばみらい市非核平和都市宣言
- 議案第59号 つくばみらい市青色申告・期限内納税推進都市宣言
- 議案第60号 つくばみらい市交通安全都市宣言
- 議案第61号 つくばみらい市暴走族追放都市宣言
- 議案第62号 つくばみらい市暴力追放都市宣言
- 議案第63号 つくばみらい市青少年を覚せい剤等薬物乱用から守る都市宣言
- 議案第64号 つくばみらい市補助金等審議会条例
- 議案第65号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第66号 つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第67号 つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第68号 つくばみらい市手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第69号 平成18年度つくばみらい市一般会計補正予算(第2号)
- 議案第70号 平成18年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 議案第71号 平成18年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 議案第72号 平成18年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第73号 平成17年度伊奈町一般会計決算認定について
- 議案第74号 平成17年度伊奈町国民健康保険特別会計決算認定について
- 議案第75号 平成17年度伊奈町老人保健特別会計決算認定について
- 議案第76号 平成17年度伊奈町介護保険特別会計決算認定について
- 議案第77号 平成17年度伊奈町農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 議案第78号 平成17年度伊奈町町営分譲住宅特別会計決算認定について
- 議案第79号 平成17年度伊奈町水道事業会計決算認定について
- 議案第80号 平成17年度谷和原村一般会計決算認定について
- 議案第81号 平成17年度谷和原村国民健康保険特別会計決算認定について

- 議案第82号 平成17年度谷和原村老人保健特別会計決算認定について
議案第83号 平成17年度谷和原村介護保険特別会計決算認定について
議案第84号 平成17年度谷和原村農業集落排水事業特別会計決算認定について
議案第85号 平成17年度谷和原村水道事業会計決算認定について
議案第86号 平成17年度谷和原・伊奈下水道組合一般会計決算認定について
議案第87号 平成17年度つくばみらい市一般会計決算認定について
議案第88号 平成17年度つくばみらい市国民健康保険特別会計決算認定について
議案第89号 平成17年度つくばみらい市老人保健特別会計決算認定について
議案第90号 平成17年度つくばみらい市介護保険特別会計決算認定について
議案第91号 平成17年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計決算認定について
議案第92号 平成17年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計決算認定について
議案第93号 平成17年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計決算認定について
議案第94号 平成17年度つくばみらい市水道事業会計決算認定について

午後1時08分開会

開会の宣告

議長（豊島 葵君） ただいまの出席議員は28名です。欠席議員は6番飯泉静男君、25番倉持眞孜君です。定足数に達しておりますので、ただいまより平成18年第2回つくばみらい市議会定例会を開会します。

会議に入るに先立ち、謹んでご報告申し上げます。

議員豊島安一君には、去る7月15日、肝不全のため逝去されました。まことに痛恨のきわみでございます。ここに、謹んで哀悼の意を捧げるものでございます。

告別式には、本議会を代表し、本職が弔辞を述べ、深甚たる弔意を表してまいりました。また、永年にわたる地方自治の発展に貢献された功績により、旭日単光章が授与されました。

この際、豊島安一君に弔意を表するため、松本和男君より発言を求められておりますので、これを許します。

松本和男君。

〔14番 松本和男君 登壇〕

14番（松本和男君） 市議会を代表いたしまして、故豊島安一議員のご逝去を悼み、衷心より哀悼の意を捧げます。

ただいま議長から報告がございましたとおり、豊島安一議員には、去る7月15日午前7時

55分、肝不全のため74歳でその生涯を閉じられました。6月27日の市議会定例会の最終日に出席され、その日のうちに入院し、そのまま帰らぬ人となろうとは予想だにしておりませんでした。

豊島議員は、姿勢闊達、その崇高な人格と、卓絶した政治的手腕は、余人の追従を許さぬものがあり、長い間、地方自治の進展と社会公共のために心魂を傾け尽くしてまいられたことは、私どもも深く敬意を捧げてまいったところであります。

この間、谷和原村議会副議長としての要職を初め、教育厚生常任委員会や議会運営委員会の副委員長、また農業委員や交通安全協会の役員等を歴任されました。伊奈町との合併後も、つくばみらい市の議会運営委員会副委員長として、本市議会における円熟の士として、温厚なお人柄とともに、衆望を集め、市政の円満な推進役として今後も市政にさらなるご活躍をいただけるものとご期待申し上げておりましただけに、このたびのご逝去はまことに悔やまれてなりません。

私どもは、豊島議員が郷土発展のために尽くされました尊い情熱と信念を引き継ぎ、市民が安心して暮らすことのできるつくばみらい市づくりのために邁進してまいる覚悟であります。

ここに、豊島議員の心からのご冥福をお祈り申し上げまして、追悼の言葉といたします。

平成18年9月11日

つくばみらい市議会議員 松本和男

議長（豊島 葵君） ここで、豊島安一君のご功績をしのび、黙祷を捧げたいと思いません。

全員、起立をお願いします。

黙祷。

〔黙祷〕

議長（豊島 葵君） 黙祷を終わります。

ご着席をお願いします。

議長（豊島 葵君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議の書記に議会事務局長、事務局主事、議案説明のため市長、教育長、収入役職務代理者、各部長、次長、各関係課長及び局長が出席です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

会議録署名議員の指名について

議長（豊島 葵君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により議長において8番福島克良君、9番岡田伊生君を指名します。

会期の決定について

議長（豊島 葵君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りする前に、過日、議会運営委員会を開催しておりますので、議会運営委員長から

会期等について議会運営委員会の結果を報告願います。

議会運営委員長細田忠夫君。

〔議会運営委員長 細田忠夫君 登壇〕

議会運営委員長（細田忠夫君） 去る9月4日、午後2時より議会運営委員会を開催し、第2回定例会の日程について協議をしております。その結果についてご報告いたします。

なお、委員会には、委員全員の出席と、執行部より海老原総務部長、神戸総務課長、石神総務課長補佐が出席しております。

日程につきましては資料のとおりでございますが、参考にさせていただきたいと思っております。

本日9月11日月曜日、13時より本会議、会期の決定、議会運営委員の補充選出、同副委員長の選任、継続審査案件がございますので、委員長報告があります。続いて、議案の上程及び説明、監査報告が行われます。本会議終了後、全員協議会を予定しておりますので、よろしくお願ひします。

12日火曜日、10時から本会議で、一般質問の1番から6番を行います。

13日水曜日、10時から本会議を開催しまして、一般質問の7番から11番を行います。

14日木曜日、13時から本会議を開催いたしまして、一般質問の12番と13番を行いまして、その後、提出議案に対する質疑、専決処分、各種の宣言採決、一般会計決算特別委員会の設置及び正副委員長の選任、議案の委員会付託等を行います。

15日金曜日、9時から一般会計決算特別委員会を開会していただきまして、議会総務部、市民部、保健福祉部、会計課等の決算審議を行います。

16、17、18日は休日、祝日でございますので、休会となります。

19日火曜日、休会で自宅審議といたします。

20日水曜日、午前9時から一般会計決算特別委員会を開催していただきまして、産業振興部、農業委員会、都市建設部、教育委員会等の決算審議を行っていただきます。

21日木曜日、10時から総務常任委員会を開催していただきまして、付託案件等の審議を行います。

22日金曜日、9時より教育民生常任委員会を開催していただきまして、付託案件及び特別会計決算の審議をしていただきます。国保、老保、介護保険等の決算審議でございます。今回、特別会計の決算につきましては、所管の委員会で審議をしていただくことになりましたので、よろしくお願ひいたします。

23日、24日は祝日、休日でございますので、休会となります。

25日月曜日、9時から経済常任委員会を開催していただきまして、付託案件及び特別会計決算審査の農集排、住宅、下水道、水道特別会計の決算を審議をしていただきます。

26日火曜日は休会としまして、自宅審議といたします。

27日、13時より本会議を開催いたしまして、各委員長報告、質疑、討論、採決等を行います。なお、閉会中の継続審査、調査についての申し出等を採決いたします。

ほかに、追加議案が2件ほど予定されているわけでございます。

以上が、議会運営委員会で協議し、決定した日程でございます。ご審議の上、ご協力のほどをよろしくお願ひを申し上げまして、報告といたします。

議長（豊島 葵君） 委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月27日までの17日間としたいと思っております。これにご異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月27日までの17日間に決定しました。

申し遅れましたが、本日、監査委員竹内 啓君が出席しています。

議会運営委員会委員の補充選任について

議長（豊島 葵君） 日程第3、議会運営委員会委員の補充選任についてを議題とします。

議会運営委員会の委員が1名欠員です。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において廣瀬 満君を指名したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました廣瀬 満君を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

ここで、議会運営委員会副委員長互選のため、暫時休憩します。

午後1時17分休憩

午後1時25分開議

議長（豊島 葵君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開します。

休息中に副委員長が互選されましたので、ご報告申し上げます。

副委員長は、廣瀬 満君に決定しました。

以上のとおり、ご報告申し上げます。

陳情第1号 「米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める」陳情書

議長（豊島 葵君） 日程第4、陳情第1号 「米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める」陳情書を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

経済常任委員長岡田伊生君。

〔経済常任委員長 岡田伊生君 登壇〕

経済常任委員長（岡田伊生君） 陳情第1号、継続審査の「米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める」陳情書について、結果の報告をいたします。

去る9月4日、日程に従いまして委員10名中9名の出席で慎重なる審議をいたしました。

本陳情は、6月定例会に対しまして陳情されたものであります。6月の定例会時点におきましては、米国産牛肉の再輸入に対する関係省庁の対応が十分に見えなかったため、継続審査となっていたものです。その後、従来輸入条件に追加した日本による米国処理施設への事前査察と抜き打ち検査を条件に、政府が7月27日輸入再開を決定いたしました。米国処理施設を34施設とし、半年間は追加施設を認めず、輸入時の検疫作業は全箱検査を

続ける方針が出されております。よって、再開条件を慎重に見守っていくべきとの意見が出されました。また、食の安全の観点から慎重に扱うべきという意見も出されました。

審議の結果は、賛成少数で不採択と決しました。

以上、報告いたします。

議長（豊島 葵君） 委員長の報告が終わりました。

これから陳情第 1 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。陳情第 1 号を採択することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（豊島 葵君） 起立少数です。したがって、陳情第 1 号は不採択にすることに決定しました。

報告第 4 号 専決処分の報告について（第 1 号）

報告第 5 号 継続費精算報告書について

議案第 5 5 号 専決処分の承認を求めることについて

（専決第 1 4 号 つくばみらい市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例）

議案第 5 6 号 専決処分の承認を求めることについて

（専決第 1 5 号 つくばみらい市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例）

議案第 5 7 号 専決処分の承認を求めることについて

（専決第 1 6 号 平成 1 8 年度つくばみらい市一般会計補正予算（第 1 号））

議案第 5 8 号 つくばみらい市非核平和都市宣言

議案第 5 9 号 つくばみらい市青色申告・期限内納税推進都市宣言

議案第 6 0 号 つくばみらい市交通安全都市宣言

議案第 6 1 号 つくばみらい市暴走族追放都市宣言

議案第 6 2 号 つくばみらい市暴力追放都市宣言

議案第 6 3 号 つくばみらい市青少年を覚せい剤等薬物乱用から守る都市宣言

議案第 6 4 号 つくばみらい市補助金等審議会条例

議案第 6 5 号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第 6 6 号 つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

議案第 6 7 号 つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第 6 8 号 つくばみらい市手数料条例の一部を改正する条例

議案第 6 9 号 平成 1 8 年度つくばみらい市一般会計補正予算（第 2 号）

議案第 7 0 号 平成 1 8 年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 7 1 号 平成 1 8 年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 7 2 号 平成 1 8 年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 7 3 号 平成 1 8 年度伊奈町一般会計決算認定について

- 議案第74号 平成18年度伊奈町国民健康保険特別会計決算認定について
 議案第75号 平成17年度伊奈町老人保健特別会計決算認定について
 議案第76号 平成17年度伊奈町介護保険特別会計決算認定について
 議案第77号 平成17年度伊奈町農業集落排水事業特別会計決算認定について
 議案第78号 平成17年度伊奈町町営分譲住宅特別会計決算認定について
 議案第79号 平成17年度伊奈町水道事業会計決算認定について
 議案第80号 平成17年度谷和原村一般会計決算認定について
 議案第81号 平成17年度谷和原村国民健康保険特別会計決算認定について
 議案第82号 平成17年度谷和原村老人保健特別会計決算認定について
 議案第83号 平成17年度谷和原村介護保険特別会計決算認定について
 議案第84号 平成17年度谷和原村農業集落排水事業特別会計決算認定について
 議案第85号 平成17年度谷和原村水道事業会計決算認定について
 議案第86号 平成17年度谷和原・伊奈下水道組合一般会計決算認定について
 議案第87号 平成17年度つくばみらい市一般会計決算認定について
 議案第88号 平成17年度つくばみらい市国民健康保険特別会計決算認定について
 議案第89号 平成17年度つくばみらい市老人保健特別会計決算認定について
 議案第90号 平成17年度つくばみらい市介護保険特別会計決算認定について
 議案第91号 平成17年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計決算認定について
 議案第92号 平成17年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計決算認定について
 議案第93号 平成17年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計決算認定について
 議案第94号 平成17年度つくばみらい市水道事業会計決算認定について

議長（豊島 葵君） 日程第5、報告第4号、報告第5号及び議案第55号から議案第94号まで、以上42件を一括上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 提案理由の説明を申し上げます。

本日、第2回つくばみらい市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙中のところご出席を賜り、まことにありがとうございます。

今定例会に提案いたしました議案について説明を申し上げる前に、ただいま松本議員より追悼の言葉がございましたが、薬石の効なくご逝去されました故豊島安一議員のありし日の面影をしのび、また、先ほど豊島議長よりご報告がありましたように、国からは、その永年の地方自治発展に寄与された功績に対し、旭日単光章が授与されるなど故人の22年余のご功績を顕彰するとともに、泉下の平安を心からお祈りを申し上げ、執行部を代表いたしまして、ここに哀悼の意を捧げさせていただきます。

それでは、今定例会に提案をいたしました議案についてご説明を申し上げます。

今定例会に提案をいたしました案件の内容は、専決処分の報告案件1件、継続費精算報告案件が1件、専決処分の承認案件3件、各宣言案件6件、条例の制定改正案件5件、補正予算案件4件、決算認定案件22件の合わせまして42案件でございます。

まず、報告第4号 専決処分の報告についてでございますが、市道管理の瑕疵による損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものでございます。和解内容等につきましては、添付いたしました専決処分書のとおりでございます。

報告第5号 継続費精算報告書についてでございますが、平成17年度に旧伊奈町におきまして継続年度が終了いたしました豊南部地区農業集落排水事業の汚水処理施設土木工事について、地方自治法施行令第145条第2項の規定により調整した継続費精算書について報告をするものでございます。

続きまして、議案第55号 専決処分の承認を求めることについて及び議案第56号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、両議案ともつくばみらい市伊奈消防団、同じく谷和原消防団がつくばみらい市消防団として統合されるに伴い、消防団組織に関する2条例の一部改正を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

これにより、つくばみらい市伊奈消防団、同谷和原消防団は、8月10日から消防団本部及び11分団からなるつくばみらい市消防団として統合、団員数は、これまで1個分団15名定員の谷和原消防団と1個分団20名定員の伊奈町消防団を、1個分団20名定員に統一し、団員数を、消防団長1名、副団長4名、本部員11名、分団員220名の総数236名と変更したものでございます。

議案第57号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、伊奈庁舎駐車場用地として計画しておりました庁舎南側の565平方メートルの土地につきまして、地権者より売り出しがございましたので、これに伴い、その購入費として平成18年度一般会計予算の歳入歳出予算に736万5,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ129億7,641万円としたもので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

議案第58号 つくばみらい市非核平和都市宣言から議案第63号 つくばみらい市青少年を覚せい剤等薬物乱用から守る都市宣言までの6宣言を、一括してご説明をいたします。これらの宣言は、旧伊奈町、または旧谷和原村で宣言されていたもので、合併協議において合併前の宣言を尊重しつつ新市において新たに宣言するものとする合意されたものであります。これらの経緯を踏まえ、つくばみらい市においても継続するものとして、6宣言を定めるものでございます。

議案第69号 平成18年度つくばみらい市一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回は、歳入歳出予算と地方債の補正でございます。

最初に、歳入歳出予算の補正から説明申し上げます。

予算規模は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,230万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ130億3,871万8,000円とするものでございます。

それでは歳入から説明をいたします。

県補助金、繰入金、繰越金、諸収入、市債で構成しております。繰越金4,920万2,000円を充当しております。市債につきましては、発行額が300万円の減となります。

次に、歳出の主なる費目に関して説明をいたします。

議会費は、豊島安一議員の死去に伴い減額補正となります。総務費の文書広報費では、

つくばみらい市誕生記念式典を11月28日に開催を予定しているところであり、関連する費用を計上しております。諸費では、行政区の集会所補助金を措置しております。民生費におきましては、常総市大生郷地内に障害者入居施設を建設する運びとなり、常総地方広域市町村圏事務組合の構成市で負担金を納入することになり、所要の金額を計上しております。保育所費では、谷和原第一保育所等のシロアリ対策の工事を実施するもので、所要の金額を計上しております。農業振興費では、農業食品産業強化対策推進補助金として歳入したものを、茨城みなみ農業協同組合管内で米品質改善を図る事業として展開するものであります。観光費では、新市誕生後、観光パンフレットが残部僅少となり、1万部を印刷するものでございます。道路新設改良費では、関東鉄道常総線の立沢1踏切道の安全設備設置工事にかかわる関東鉄道への工事負担金でございます。公園費では、青木古川整備事業の着手に伴い、施工監理業務委託料を計上いたしております。非常備消防費では、合併後、問題となっておりました消防団統合が図られたことにより、諸費用を措置いたしました。また、第10分団の消防ポンプ車老朽化により、新たな消防ポンプ車の購入を計画いたしております。中学校費では、谷和原中学校屋内運動場が落雷の被害を受け、防災設備が壊滅的な打撃をこうむったことにより、火災報知機、地震盤及び放送システム等を改修する費用でございます。

次に、地方債の補正に関して説明を申し上げます。

減税補てん債でございますが、恒久的減税分の減額がございまして890万円の減となります。臨時財政対策債におきましては、発行上限額の4億9,590万円まで借り入れを行う計画でございます。双方の発行額は、合わせますと300万円の減額措置となるわけです。

議案第70号 平成18年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、10月より保険財政共同安定化事業が実施されます。この事業は、市町村間の保険料の平準化と国保財政の安定化を図るため、国保連合会が市町村からの拠出金を財源として1件当たり30万円を超える医療費について一定割合の交付金を交付するもので、歳入の交付金と歳出の拠出金にそれぞれ1億7,118万円を追加するもので、歳入歳出の予算をそれぞれ38億2,851万2,000円とするものでございます。

議案第71号 平成18年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、平成18年4月からの介護保険法改正により、高額介護サービス費の自己負担上限額の区分変更及び軽減されたことに伴い、高額介護サービスを利用する該当者が増加したことによる負担金の増、平成17年度決算に基づく支払い基金及び一般会計繰出金の精算のために補正を行うものでございます。

歳出について申し上げますと、保険給付費の高額介護サービス費で800万円、また平成17年度決算に基づく支払い基金交付金の返還金として諸支出金の償還金356万5,000円、さらに一般会計への繰出金469万4,000円を増額するものでございます。

次に、歳入について申し上げますと、国庫負担金の介護給付費負担金で160万円、国庫補助金の調整交付金で36万8,000円、支払い基金交付金の介護給付費交付金で248万円、県負担金の介護給付費負担金で100万円を充て、なお不足分については前年度繰越金1,081万1,000円を充てるものです。

歳入歳出それぞれ 1,625万 9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を17億 8,236万円とするものでございます。

議案第72号 平成18年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

これにつきましては、マンホール段差の改修工事に伴う補正であり、歳入歳出にそれぞれ 200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億 5,666万円とするものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、詳細事項に関しましては配付させていただいております予算書をご高覧願います。

議案第73号から議案第94号までにつきましては、決算の認定についてでございます。

平成18年3月27日の合併により、伊奈町、谷和原村、谷和原・伊奈下水道組合及びつくばみらい市の平成17年度の決算が今議会に付議されることになり、一般会計、特別会計、企業会計及び組合会計と合わせて22案件となります。一般会計、特別会計及び水道事業会計につきましては7月18日から8月29日における11日間をかけまして、また下水道組合会計につきましては8月9日監査委員の審査を受けており、地方自治法第233条第3項並びに地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見書を付して提案をするものでございます。

以上、慎重審議を賜り、ご可決を賜りますようお願いを申し上げます、説明を終わります。

議長（豊島 葵君） 済みません、ちょっと暫時休憩します。

午後1時45分休憩

午後1時50分開議

議長（豊島 葵君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

市長より議会定例会議事について追加の説明がありますので、よろしく申し上げます。

市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 議案第64号 つくばみらい市補助金等審議会条例から議案第68号 つくばみらい市手数料条例の一部を改正する条例、この間の説明が抜けてしまいました、本当に申しわけございませんでした。

議案第64号 つくばみらい市補助金等審議会条例でございますが、これは今まで両町村とも合併前は設置していなかったわけでございますが、今後、これら市の各種団体等へ交付する補助金等について、適正かつ効果的な交付決定を行うために、また健全な財政運営を推進していくためにこの条例を設置するものでございます。

次に、議案第65号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。これは今申し上げましたこの審議会に関する費用の、いわゆる報酬及び費用弁償にかかわる関係でございます。

議案第66号 つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例。これにつきましては、健康保険法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第67号 つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例でございますが、これにつきましても、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、つくばみ

らい市国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第68号 つくばみらい市手数料条例の一部を改正する条例。これにつきましては、屋外広告物の一部改正に伴い、つくばみらい市の手数料条例の一部を改正するものでございます。

以上でございます。どうも済みませんでした。

議長（豊島 葵君） 説明が終わりました。

報告第4号及び報告第5号は報告案件でありますので、ご了承願います。

次に、監査委員より議案第73号から議案第94号までの22件の決算審査結果について意見報告を求めます。

代表監査委員竹内 啓君。

〔代表監査委員 竹内 啓君 登壇〕

代表監査委員（竹内 啓君） 竹内です。神立議員と2人で監査委員になりまして、このたび監査をしまして、代表しまして決算審査の報告をさせていただきます。

平成17年度は、3月に旧伊奈町、旧谷和原村との合併がありましたことによりまして、審査の対象は旧両町村の一般会計、それから特別会計、水道事業会計、それに解散した谷和原・伊奈下水道組合会計の審査が対象になりまして、全会計の審査を実施しました。

また、つくばみらい市が3月27日に誕生したことに伴い、その27日から3月31日までの5日間の市の決算についても審査の対象となりまして、その全会計の審査も実施したところでございます。

それでは、次に審査の期間及び審査の方法です。

今年度の審査の期間は、7月18日から8月29日までの41日間、正味期間は10数日でありました。

審査に当たりましては、各会計とも歳入歳出決算書等及び証拠書類、その他、関係書類について審査をいたしました。また、合併年度でもあったことから、財産、債務等がつくばみらい市へ継承されたその内容の適正について、疑義の上、実施しました。

各審査意見書は、旧伊奈町、谷和原村が今まで独自の形式で意見書をつくっていたんですけれども、今回、本当ならば一緒の形式のものにすればよかったんですが、諸般の事情、事務量等から、皆さんのお手元に配付されているとおり、旧両町村の形式でさせてもらったことをご了承願いたいと思います。

では、審査の結果ですが、先ほど申し上げましたように一般会計、特別会計、水道事業会計、下水道組合会計、それから5日間のつくばみらい市の会計です。

審査に付された各決算書は、関係法令に準拠して作成されておりまして、決算計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、適正妥当と認められました。

また、予算の執行状況は、おおむね所期の目的に従って効率的に執行されていると認められました。そして、すべてが適正につくばみらい市に引き継がれたことを確認いたしております。

次に、意見及び指摘事項ですが、内容については、細かいことについてはお手元の審査意見書に詳しく載っているはずですが、9月4日に皆さんに配付されたということですので、お読みになっていただいたと思います。今回は、細かい数字を出して意見及び指摘することは割愛させていただきます。

少しばかり監査委員の立場からコメントさせていただきますと、旧伊奈町、谷和原村の

一般会計の歳入に占める町村民税、町、村独自の収入ですね。この割合は、金額ベースで言いますと、伊奈町が一般会計の歳入に占める金額が23億円、割合が31.7%。対しまして、谷和原が村独自の収入……これはちょっと言い忘れましたが、分担金とか負担金、それから諸収入が入っていますね。幼稚園の授業料とか学校の給食費が入っておりますが、谷和原村が30億円、割合が57.3%です。

そこで、もう少し具体的に言いますと、中身を見てみますと、いわゆる町民税、個人市民税、法人市民税を挙げてみますと、伊奈町が一般会計の占める町の税金が11億円で割合が15%と。それから、谷和原村が12億円で23%。これは、数字と金額に差はあるんですが、これは谷和原村が法人とか、そういう企業が多いため税収が多かったということになると思われます。

それから、基金についてですが、基金の取り崩しは旧両町村を合わせた4年間の合計が約50億円です。過年度と同じような取り崩しを続けていくなれば、数年後には基金がなくなってしまうのではというおそれがあると思われました。

それから、つくばみらい市の市債、市の借金ですね。この発行残高は、この3月末で約150億円超に達しておりまして、この金額は平成18年度のつくばみらい市の一般会計の予算130億円ですか、正式には129億6,000万円だと思いましたが、これよりも約20億円多いと、こういうことになっておりました。

それから、地方交付税ですが、これはご存じのとおり伊奈町も谷和原村も年々減少されている状態でありまして、今後、つくばみらい市の財政状況は一層厳しくなることが見込まれると思われました。

次に、水道事業会計ですが、損益面で見ますと、経常利益では谷和原村が大幅な黒利益です。金額で言いますと4,400万円くらい出しているのに対して、伊奈町がゼロに近い状態の5万3,000円を計上しております。給水原価、供給単価とも伊奈町、谷和原村同じなんですが、使用水量1立方メートル当たりの損益では、1立方メートル当たり供給することによって、伊奈町が7円の赤字、谷和原村が11円50銭の黒字でした。水道事業会計も、やっぱり財務状況は厳しく、企業債残高が約22億円あります。

次に、下水道組合会計ですが、ここもやっぱり組合発行残高は約57億円となっております。

水道事業会計の方は、有収率の向上に努めていただいて、安全良質な水の供給をお願いしたいところでございます。

それから、下水道組合会計は、これも厳しい予算状況ですが、公共用水域の水質保全のため計画的な整備促進に努力していただきたいところだと思いました。

それから、つくばみらい市の、いわゆる5日間の決算の審査意見ですが、一般会計の翌年度繰越額約9億円ありました。特別会計と合わせると約10億円に達しています。平成18年度において適正な執行が望まれると思われました。

それから、さっきもちょっと触れましたが、審査意見書、お手元に配付されております審査意見書末尾に、「審査の結果」とか、「結び」とかという言葉で全般的なことを触れてありますので、分厚い資料の中、なかなか読んでもらう機会もないかもしれませんが、その辺のところだけはぜひ読んでいただきたいと思えます。

最後になりますが、17年度は合併したという年度でもありまして、旧伊奈町、谷和原村ともに財源調整、それから、資金繰りに大変ご苦労なされたことがうかがわれました。

また、積極的な予算執行をするために、各担当部署におかれまして、限られた期間、その期間の中で事業の完成を目指して努力された結果、好業績を上げてつくばみらい市に引き継いでいることが、決算の結果わかりました。

つくばみらい市が抱える債務は、さっき言ったように大変なものですが、全会計、一般会計、特別会計、下水道、水道合わせると約 229億円で、この数字金額は、平成18年度のつくばみらい市の、いわゆる初めての予算である一般会計と特別会計を合わせた約 234億円、ご存じだと思いますが、234億円の約97.5%に達しております。

以上、監査委員として感じたことを、細かい数字は今回勘弁していただいて、大きな数字を挙げて監査の意見審査書に基づいたコメントをさせていただきました。

以上で、審査の結果とさせていただきます。

議長（豊島 葵君） 監査委員の報告が終わりました。

散会の宣告

議長（豊島 葵君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次回は、9月12日午前10時から本会議を開き、一般質問を行います。

なお、議案に対する質疑の発言通告は、あした12日の17時までに議長の手元に提出願います。

本日はこれにて散会します。

午後2時05分散会

第 2 号

[9 月 12 日]

平成18年第2回
つくばみらい市議会定例会会議録 第2号

平成18年9月12日 午前10時04分開議

1.出席議員

1番	高木寛房君	16番	飯野喬一君
2番	鴻巣早苗君	17番	大好光君
3番	染谷礼子君	18番	海老原弘君
4番	中山栄一君	19番	富山和夫君
5番	倉持悦典君	20番	山崎貞美君
7番	堤實君	21番	廣瀬満君
8番	福島克良君	22番	今川英明君
9番	岡田伊生君	23番	豊島葵君
10番	古舘千恵子君	24番	細田忠夫君
11番	直井誠巳君	26番	川上文子君
12番	横張光男君	27番	中山平君
13番	安藤幸子君	29番	神立精之君
14番	松本和男君	30番	市川忠夫君
15番	古川よし枝君	32番	野田正男君

1.欠席議員

6番	飯泉静男君
25番	倉持眞孜君

1.地方自治法第121条の規定により案件説明のため出席を求めた者

市	長	飯島善君
収入役職務代理者		豊島久君
教 育	長	豊嶋隆一君
総 務 部	長	海老原茂君
市 民 部	長	羽生恵洋君
保 健 福 祉 部	長	渡辺勝美君
産 業 振 興 部	長	鈴木清君
都 市 建 設 部	長	青木秀君
教 育 次	長	倉持政永君
秘 書 広 聴 課	長	森勝巳君
参事兼企画政策課	長	中川修君
総 務 課	長	神戸一夫君
財 政 課	長	秋田信博君
水 道 課	長	間根山知己君
農 業 委 員 会 事 務 局	長	猪瀬重夫君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	古 谷 安 史 君
書	亀 田 和 義 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成18年9月12日(火曜日)

午前10時04分開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時04分開議

開議の宣告

議長(豊島 葵君) ただいまの出席議員は26名です。欠席議員は、6番飯泉静男君、10番古館千恵子君、17番大好 光君、25番倉持眞孜君です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議の書記に、議会事務局長、事務局主事、議案説明のため、市長、教育長、収入役職務代理者、各部長、次長、各関係課長及び局長が出席です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

一般質問

議長(豊島 葵君) 日程第1、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

4番中山栄一君。

[4番 中山栄一君 登壇]

4番(中山栄一君) 4番の中山栄一です。よろしくお願ひいたします。

それでは、通告文どおりに質問をさせていただきます。

本日の一般質問では、3点の質問をさせていただきます。

まず、第1点目が、丘陵部地区、みらい平駅を中心とした地域の人口の増加に伴う児童数、また、生徒数の発生による教育施設の受け入れ態勢の問題についてお聞きをします。

この問題は、昨年の谷和原村の定例議会、9月の一般質問の中でも質問させていただきました。その段階では、まだ今のような状況が、なかなか読みとれにくいというような状況もありまして、状況に合わせた的確に判断していくと。また、新設の学校においては、各学年2クラス程度の生徒数の発生が見込まれることを一つの目安にしたい、そして、年度では、5年後ぐらいを目安に新設校を建設していきたいという話もありました。ただ、保育所、幼稚園の問題は、小学校に比べて大変、幼児数の受け入れ態勢で緊急を要するよ

うな事態が考えられるということで、また、この問題は別に考えていきたいという答弁もありました。

そんな中で、現在のこの丘陵部地区、みらい平駅周辺の人口の発生等の状況を考えると、県有地に戸建ての住宅、これは大手の建設会社が、1期、2期、3期と分けて、数十戸単位で、現在、戸建ての住宅を建て、また、入居が始まっている状況です。そして、分譲も順次行っているという状況。また、民間の方々が、あちらの地域にアパートを建設して、このアパートも大変急増しておりまして、その入居者もふえていると。そういうふうな状態で、現在は、まだ、生徒数、児童数の発生も少ないという状況ですけれども、やはり退職をされて仕事をリタイアしてきた方も多いということで、予想ほどの児童数、生徒数の発生もないということも聞いております。

しかし、駅前に大変大型のマンションが現在建設中です。そして、将来は、また別の地域にマンションも建設されるということで、駅前の大型マンションが、これは飯田産業というところが建主で、そして住友不動産販売が販売をして、建設は熊谷組でやっているという状況と聞いておりますけれども、この大型マンションが、A棟、B棟、C棟と分かれていまして、A棟、B棟が各232戸、そしてC棟が196戸ということで、合計で全部入居しますと660戸の世帯があちらの方に入居をするということで、現在、A棟の232戸に対して分譲が開始しているという状況です。

現在の販売数は、担当の職員に聞いたところによると160戸から170戸ほどの販売が完了しているということで、A棟の入居は来年4月19日に入居を開始するというので、それに合わせて完売を目指したいというような話でした。そして、B棟、C棟は、その後、10月20日の入居を目指して分譲を開始するというのを聞いております。

そして、この販売員の話も合わせて、どのくらいの、何人ほどの生徒数、児童数の増加が見込まれるだろうという、これは委員会の方でも、現在までの販売された家庭の家族構成等を分析した中で、660世帯の割合でどのくらいの生徒が発生するか、児童が発生するかという予想も、もちろんきちんと立てられた上で計画を立てていると思うんですけれども、この販売会社によると、各棟、A棟で約100名弱の児童生徒の発生が見込めるだろうと。合計3棟で300名弱の生徒児童が発生するだろうと、そんなふうな予想を立てているようです。

ただ、今の販売の段階で小学校の説明は、小張小学校ということで、あちらの方に見学に来た方、その方たちに説明をしているようですけれども、小張小学校は、現在、開発地域外にある学校ですけれども、120数名の学校ということで、やや小規模校ということもありまして、こちらの方のマンションを見に来た方も、少し学校の面で不安があるという声も多く、販売促進において少し販売の遅れが、その辺からも出てきているということも話しておりました。

そんなわけで、学校は小張小学校で対応したいということで、各学年20数名ほどの学校と聞いておりますので、まだ、35名また40名の一学年のクラス増までには少し余裕があるということで、こちらの方である程度の期間は受け入れができるだろうということですが、教室はそろっても、先生方の手当であるとかいろいろなソフト面での不安も隠せない。それから通学路の件でも、やっぱり具体的なものをきちっと、通学路の安全性、登下校の安全というものが大変重要視されておりますのでその辺の安全性、また、この小張小が、ある程度クラス増を見込むようになると、建物の受け入れ態勢の問題で谷原小

学校の方を受け入れなければいけないという状況も発生すると、そのように聞いております。

谷原小学校といいますと、距離も3キロほどあり、通学路の整備の問題であるとか、また、通学にバスなどを使わなくちゃいけないんじゃないかとかいろいろなことが具体的に予想されると。そういう中で、来年10月20日に向けて、あのマンションがすべて入居をスタートすると。そういう状況で、1年前の状況とは大分現状の様子が変わってきておるといの中で、現在の教育委員会としてどの辺までを考えているか。また、あちらの方のマンションの販売、また、マンションを見学に来た方たち、入居をしようという方々に、いつごろまではこの施設で受け入れる、また、その後はこういうふうな施設を考えておる、また、新設校についてはこの辺を目安に考えるということ、具体的にそろそろ示す必要があるんじゃないかと思うんです。

で、5年後の2クラス発生ということを予想してみますと、来年10月に660戸の入居が開始して、もちろん660戸、10月20日までには完売したいという販売会社の考え方でもありますので、再来年4月の新学期には300名近い児童生徒が発生することが、これは具体的に予想されていると。そういう中で、具体的に学校の新設、また、既存校への通学についての受け入れ態勢について、以前よりもより詳しい現在の考え方、状況を踏まえた考え方をお聞かせいただきたいと思うんです。

それと、保育所、幼稚園の問題ですけれども、こちらの方は、現在の保育所、幼稚園、伊奈町の方の第二保育所というんでしょうか、小張の方の保育所、そして小絹の第二保育所、それから、幼稚園は、わかかさ幼稚園、または谷和原幼稚園が、現在のつくばみらい市立の幼稚園、保育所としては、受け入れ先ということになるかと思うんです。ただ、これは、小学校以上に大変定員が厳しい状況にありまして、定員のある程度いっぱいに近いという状況で、なかなか受け入れに余裕がないという状況かと思うんです。

ですから、この辺は小学校以上に急を要することかと思えますけれども、あちらの方にも幼稚園の用地が設定されているようですけれども、そちらの方の幼稚園を建てるような予定はあるのかどうか。また現在、4月また10月の多数の流入に対して、どのような態勢で受け入れるか、そして、谷和原の方では幼保併用型施設ということで、具体的に18年、19年、20年をめどに建設をするということを進められておるようですけれども、以前の質問の中で、この併用型施設への丘陵部地区の児童数の発生、児童数の増加に対する受け入れは、この併用型施設でも考えておるのかという質問に対しては、併用型施設は丘陵部地区の増加とは全然かけ離れた形で建設を進めるといということで、あちらの方の発生には対応をしないということの答弁もありました。そういう中で、幼稚園、保育所の問題、具体的なこの状況を踏まえてどのような考えをお持ちか、あわせてお聞かせをいただきたいと思えます。

よろしくお願いたします。

議長（豊島 葵君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

教育長（豊嶋隆一君） ただいまの中山（栄）議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、つくばみらい市東部丘陵部地区の児童生徒の現況についてですけれども、今、伊奈・谷和原丘陵部地区から小学校に通っている児童は8名です。小張小学校に6名、谷原小学校に2名、それから、中学校に通っている生徒は1名です。谷和原中学校へ1名通っ

ているという状況です。それから、来年4月に小学校1年生に就学する児童、9月1日現在では11名予定されています。これは、学校は小張になるのか谷原になるのかは今確認をしている状況です。

今後、大型マンションの分譲等が、今、中山（栄）議員からもありましたけれども、始まりますけれども、それによって人口増、児童生徒増は、当然見込まれるわけですが、現在、市の方で総合計画策定が計画されておりますので、伊奈・谷和原丘陵部地区内の児童生徒数の増加見込みについては、市総合計画の中で人口フレームを策定していきますので、これらと実数を見ながら人口見込み数を把握したいと考えています。

それから、建設業者、販売業者、今ありましたけれども、業者とも、こちらの情報を提供し、あるいは向こうの状況を提供していただきながら、児童生徒の増加等については、できるだけ早い時期に確実に把握をしたいということも考えていますし、既に話し合いも持っています。向こうにも、できるだけ早く情報を流してくださいという要望もしております。

それから、現施設での受け入れ態勢はどうかということですが、これについては、現在、小張小学校では3教室の余裕教室があります。それから、谷原小学校には2教室の余裕教室があります。それから中学校は、伊奈中学校5教室、谷和原中学校に3教室の余裕教室があります。これらを考えますと、小学校では両方の、小張、谷原、合わせて400名ぐらいの児童増があっても対応は現施設でできる状況です。それから、中学校でも400名ぐらいの増加があっても対応できる教室はあるということ。ただ、特定の学年に偏ってしまうと、現施設でも難しい状況もあるかもしれません。その辺は考える必要があるかなと思います。ただ、現在では、限界時期というのはまだまだ不透明なところがありますので、状況を見ながら適切に考えたいと思っております。

それから、幼稚園、保育所についてですが、幼稚園、保育所については確かに、現在、谷和原にある幼稚園、伊奈にある幼稚園、それから保育所等においても、受け入れるだけの余裕がなかなかありませんので、これが一番課題かなと思われませんが、みらい平駅周辺に、民間の方で幼稚園をやってもいいという方もおります。その方は、もし認可が早くできるならば、すぐにでも手をつけたいという申し出もありますので、できるだけそういう方と連絡を図りながら、みらい平駅周辺に来られた方に不便をかけないような方法で考えていければと思っております。

以上です。

議長（豊島 葵君） 中山栄一君。

4番（中山栄一君） ありがとうございます。

今、教育長の方から答弁ありましたけれども、とにかく、これから大型マンションというなかなか予想をできないようなマンションもできてくるし、アパートの建設等も大変盛んに建設をされるという状況の中ですから、より具体的な情報を得ながら対応していただきたいと、そんなふうに考えております。

建設マンションの販売等において、見に来た方が一番気になる点は、学校の問題がまず第1番であると、それから病院の問題等々が一番気になっていると。買い物等は、食料品については大型のスーパーが既に2店開店しておりますので、こちらの方は、おおよそこれで賄えるかと思えますけれども、学校、病院については市の方でも、こちらの方に人口をふやして、そして税収の増も図っていこうということで、これは県と、もちろん民間

と力を合わせてやっていかなければいけない大きなプロジェクトかと思しますので、ぜひ具体的なことを、市の方でもできるだけかかわっていただいて、学校建設等には力を入れていただきたい。

また、病院等については、あのマンションの下に3店ほどテナントが入るということで、1店はコンビニエンスストア、そして1店は診療所を誘致したいということも考えているようです。これは、小児科、内科を中心とした診療所をとということで考えているようですけれども、こちらの方も、市の方からもぜひ働きかけをしていただいて、この病院というのは、総合病院というのは、前回も市長の方からも答弁あったとおりで、県の医療圏の問題があって、病床数の問題で、これを見直しでもない限りは総合病院を建てるということは難しいと。ここは、つくば市、つくばみらい市、常総市が、医療圏になっているんじゃないかと思うんですけれども、こちらの方の病床数の問題とかを検討した上で、また見直しの時期には、ぜひその辺の働きかけをしていただきたいと思いますし、そういうことで、学校建設大変お金のかかることですし、数十億円という金額が出されるかと思うんですけれども、長期ではあっても、具体的な計画をぜひ立てていただいて、一步一步進んでいただきたいと。この辺をお願いして、1点目の質問を終りにさせていただきます。

続きまして、2点目の質問に入らせていただきます。

2点目は、合併特例債とその特例債事業に関する質問です。

これは、前回の定例会の一般質問の中でも、ほかの議員の中から質問がありました。きのうも議長の方から指摘を受けまして、前回の一般質問の中で出たものについては、同じような質問であれば、できるだけもう少し期間をおくなり、議員みずからが調査をした上で、新しい質問、別の角度からの質問をするようにという注意もいただきましたので、同じ通告文の内容は変えずに、少し角度を変えた面からの質問も入れさせていただいて、前回質問があった質問とはまた違った面での質問もさせていただきたいと思しますので、よろしく答弁の方、お願いしたいと思います。

合併特例債については、とにかく確認をさせていただきたい点があるんですけれども、合併特例債というのは、合併した年度から10年間は合併特例債事業に関して起債をして、その返済額に対して7割の国からの補助が地方交付税の中で還元されると、そういう仕組みかと思うんです。これから、合併特例債を年度を積み上げながら借りていくわけですが、仮に10億円の起債をして、11年、12年で1億円ずつ返済をする、公債費が1億円発生するという場合に、1億円を発生して、7割の7,000万円が地方交付税の中に還元されると、こういう仕組みかと思うんですよ。

ただ、地方交付税に還元されるといっても、地方交付税が20数億円来まして、そこに、この7,000万円は合併特例債からの還元分ですと来るわけじゃなくて、地方交付税の算定基準である基準財政需要額の中に7,000万円をプラスして、そして基準財政需要額と収入額の差が交付税として市の方に交付されると、こういう仕組みじゃないかと思うんです。それで、この交付税の仕組みというのは、大変これから厳しく減額される方向であるということは、いろいろなメディアの中でも取り上げられておりますし、そういう厳しい状況かと思います。

合併した場合には、合併算定がえによって、合併する前のそれぞれの市町村の基準財政需要額を計算して、それを基準にして交付税がプラスされて交付されるということですが、決して合併前の各旧町村の金額が固定されるということではなく、これも減額さ

れる方向にあると。ですから、合併したから地方交付税が固定されるんだということではなくて、やはり減額の方向にあると。

ことしの地方交付税を見ますと、予算額で23億 9,900万円という予算の中で、もう既に8月ですか、9月ですか、これは決定されているかと思うんですけれども、約25億円ほど、これは普通交付税と特別交付税をプラスした金額かと思うんですけれども、その辺が確定されているということも聞いております。これは昨年の伊奈町・谷和原村の地方交付税を見ても、谷和原村が約4億円、伊奈町が19億円という地方交付税から見ても、減額か、減額どころか少しはプラスされた状況で、ことしは推移しているかと思えます。

ただ、一昨年とか、その前の年度を見ると、大変減額されていると。これからも非常に交付税は圧縮される方向にあると。そうしますと、先ほど言った7,000万円、7割が地方交付税の基準財政需要額に入ってきて、ことし25億円出た地方交付税が、来年も25億円であると。なぜ合併特例債を返済してその還元分がないのかというと、7,000万円はプラスされたんだけど、およそ7,000万円が圧縮されて基準財政需要額を見られているので、交付税はことしと同じですよということも起こり得ると、これが現実じゃないかと思うんです。

交付税をこれから借りていくというのは、事業が10年後まで起債は認められて、その後、10年、15年の返済があるわけですから、20年、25年後まで、この合併特例債、また返済、地方交付税による還元というのは発生してくるわけです。そこまで地方交付税が、どの辺かもちろんこれはだれにも予想できないことかと思うんですけれども、そこまで厳しい財政状況であるということ踏まえて、合併特例債による事業も考えていかないと、起債だけが発生して、公債費だけが、市債だけがふえて還元はないという状況も考えられるんじゃないかと思うんです。ですから、ぜひ合併特例債による事業は、これかも、もちろん10年間の中で変更もきくという状況であると思えますので、ぜひ慎重にお願いしたい。

と申しますのは、合併特例債事業というのは、何点かずっと計画が立てられております。そんな中で、既に合併特例債事業が計画をされて、合併した時点でも、特例債事業の中で既に変更をしている事業も出てきているわけです。すると、そういう厳しい状況の中で、地方交付税の還元等も考えた上で特例債事業を組んでいかないと、今後の将来に向かって、大変な市債の発生というものも余儀なくされる。ですから、20年後ぐらいの財政状況等きちっとシミュレーションした上で、特例債事業もきちっとその辺も考えて実施をしていただきたいと、この辺をお願いしたいわけです。ですから、その辺の仕組みで、私が申し上げたこと少し間違いがあるかもしれませんが、その辺を確認ということで、答弁の中にそこも入れていただきたいと思えます。

それから、もう1点。

事業の中で、東楢戸・台線の問題というの、よく取り上げられます。これから道路事業も含めて、合併特例債事業が、平成18年ことしからスタートをして、平成27年度までに計画がされております。この中で、多くの事業が平成27年度までの予定を組んであるわけですが、合併特例債というのは、今後10年間事業を計画して、これがいろいろな形の状況の変化によって、1年延び2年延びということが発生した場合には、その際の起債については合併特例債が適用できるのかどうか。これは10年ということで区切られておるので、11年目、12年目の特例債の起債は普通起債という形になるんじゃないかと思うんです。そうしますと、これは還元どころか起債額だけが積み重なって、7割の還元も何もな

くなるということも考えられるんじゃないかと思うんです。

そういうことを考えた場合に、特に道路関係の特例債事業については、つくばみらい市の土地に建物を建てるんだということじゃなくて、土地を買い上げたりという相手があることです。ですから、道路事業というのは大変年数も延びることも予想されるという中で、1年延び、2年延びということも十分に考えられる。東櫛戸・台線については、特に30数億円という大変な事業ですので、その辺まできちっと、10年後には、完全に計画どおりできるんだということで、中をきっちりとした形で計画されているのかどうか。そうでなかったら、2年前ぐらいを最終地点として、そして、1年後、2年後延びても、特例債の起債が十分に起債できるような形で、計画を少し前倒しする必要もあるんじゃないか。そんなことも心配されるわけですけども、その辺の仕組みについても、私自身もわからないところがありますので、その辺の説明も含めて答弁をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） お答え申し上げます。

まず、答弁に入る前に、実は、きのうの私の議案の説明の中で訂正をお願いしたいのですが、一般会計補正予算の説明の中で、つくばみらい市誕生記念式典の日を11月28日と申し上げたかと思うんですが、11月22日を予定しておりますので、よろしくどうぞ訂正のほどお願い申し上げます。

ただいま中山（栄）議員からございました合併特例債の問題等につきまして、具体的なことにつきましては直接担当してまいりました総務部長に説明をさせますが、今、確かに議員がおっしゃったように、これまでの財政破綻というのは、いわゆる地興債、地方振興債ということで、事業やれ事業やれということでやらせておいて、これは全部交付税で面倒見ますよということできたんですが、国が財政破綻しちゃって面倒見られなくなったと。こういうことで、今ございましたように交付税の見方が変わってきていることは事実でございます。

さらに、今、政府の資金の関係の動静でございますが、地方分権の推進や、財政投資制度改革の趣旨を踏まえまして公的資金の縮減、さらに重点化が進められておきまして、地方債の市場化が問われておきまして、民間資金を中心とした調達への積極的転換を円滑に進めるといふ総務省の通達が、年度当初に来ておるわけでございます。

そういうことから、市におきましても市中銀行の資金をこれから活用することを検討しておるわけでございますが、各種事業資金の調達、条件等にしましては、今、議員が心配されておるように合併特例債10年ということでございますが、2年据え置き最長返済期間が10年ということでございます。それで、現時点では、さらに市が借り入れる場合は、5年間延長されるということも考慮されておるわけでございますが、合併特例債事業の資金調達につきまして、資金の確保は銀行からという時代の総意に沿った財政運営に寄与できる方針でまいりたいと考えておるわけでございますが、この辺が、担当部課長は、よく説明を聞いているから説明をさせますが、私も、これまでの国の施政から見ると、簡単に考えるわけにいかないなと思っておるわけでございます。したがって、特例債で計画を立てておるものは、計画どおりに実施していかなくやらないと、かように考えておるわけでございます。したがって、この問題につきましては、特例債事業につきまして

しっかりと取り組んでまいると、こういう考えであります。

具体的な問題につきましては部長の方から説明させますので、ご理解賜りたいと思いません。

議長（豊島 葵君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

総務部長（海老原 茂君） 特例債制度につきまして今のところどういう状況にあるのかということではありますが、特例債制度につきましては、現在のところ変わりございません。基本的には、合併協議の中で皆様にお知らせしたとおり、10年間の事業で、7割地方税に反映されるということでもあります。仕組みについては、ただいま中山（栄）議員がおっしゃったとおりでございます。市としまして、13事業を協議の中で進めてまいりました。基本的には、現在、この事業、初年度でございますので、現在、この計画を練っているところでございます。ですから、今後また、事業が進捗によりまして変わってくる場合も、それは当然あるかと考えてございます。財政状況等も、国も県も市町村も非常に厳しい時期でございますので、そういう点も考えなくてはならないのかなと思っております。

台線の質問がございましたが、確かに一番大きな事業でございますので、この10年間に完遂できるように、現在のところその準備を進めているところであります。

以上です。

議長（豊島 葵君） 中山栄一君。

4番（中山栄一君） ありがとうございました。

特に東櫛戸・台線の事業は大変な事業で、先ほども言ったとおり、地権者との話し合いということをも、もちろん重要視していかなければならない事業ですので、本当に計画どおりに進めていただくようお願いしたいと思うんですけども、よほど緻密に計画を立てて進めていかないと、延びてしまって合併特例債が使えなくなったなんていうことで、起債できずに途中で終わってしまうなんてことのないように、ぜひこちらの方はお願いをしたい。

もちろん、この東櫛戸・台線に限らず、ほかの道路、道路の事業が今回の特例債の中では大変多いということもありまして、建物を建てる、また、何かを改修するというような、期限をきちっと守れるような工事とは違って、相手のいることですから慎重にお願いをしたい。その辺を再度お願いしまして、時間の関係もありますから次の質問に入らせていただきます。

第3点目の質問になりますけれども、少子化対策についての質問になります。

少子化対策では、県の方でも自治体の方でもいろいろな施策を重ねながらこれまで進んでまいりました。しかし、出生率も1.29と大変下がっておるという中で、茨城県の方で、出会いサポートセンターというものを6月に開設しました。これは、前回の一般質問の中の市長の答弁の中にも、出会いサポートセンターの開設という答弁がありました。そういう中で、県の方が主体となって出会いサポートセンターという、若い方たちの出会いの場を設定していこうという企画です。

そして、出会いサポートセンターを開設して、ここに県内各地からマリッジサポーターといって、結婚相談員みたいな形ですけれども、昔でいう仲人さんのような形ですけれども、こういう方々を1,000人ほど募集をして、そして、会員を募集したり、また、そういう出会いの場のサポートをしていただいたり、県と各自治体との中をとり持ったりしながら、

若い方たちの出会いの場を広げて、そして結婚を応援して、そして、そうした対策ということで、少子化対策に向けた事業として県の方でも進めていこうと、こういう形で進められております。実は、私自身もマリッジサポーターに登録をしたわけですがけれども、私自身が所属している奉仕団体、名称言ってもよろしいですか、ライオンズクラブなんですけれども、こちらの方でも、出会いサポートセンターへ、ぜひクラブとしても応援をしていこうということで、会員自身がマリッジサポーターとして地域で活動しながら、県の出会いの場、また、そういう中に会員を募って、県に応援をしていこうという態勢をつくっていこうという段階です。そういう中で、このクラブの中でも3名ほどがマリッジサポーターとして登録をして、知事からの委嘱を受けたわけですがけれども、つくばみらい市では、ほかに2名の方で、合計5名のマリッジサポーターが誕生したわけです。

これからどんなふうな事業をしていくかということになると、県の方でも初めてということもあり、なかなか難しい。これから研修、また、いろいろな話し合いを重ねながらこの企画を進めていこうということですがけれども、これは市町村、つくばみらい市の方にも県の方から、サポートに対する依頼といいますか、一緒にやっていただきたいという連絡は何らかの形で来ているのではないかと思うんです。

そういうことで、会員を募集する、会員の登録をしていただくといっても、我々の活動の範囲ではなかなか前に進まないということで、できれば、つくばみらい市としても、市の広報等に会員の募集等を載せていただくなり、そういう働きかけをしていただいて、出会いサポートセンターへのかかわりというか、そういうことを市の方でもぜひお願いをしたい。その中で、我々も活動できる場を見つけていき、ぜひ少子化対策の一翼を担えるような役目になればということで、クラブ全体としてもそういう方向で考えております。

もちろん、これは各ほかのボランティア団体、また、今までのエンゼルプランとか新エンゼルプランの中でも、このようなサポーター役を引き受けた方も市内にもいらっしゃるんじゃないかと思うんですけれども、そういう方々ともいろいろな話し合いを重ねていきながら、そういう窓口をつくり、人もいろいろな形で連携をとりながらこれから進めていきたいという考えを持っているわけですがけれども、この辺について、出会いサポートセンターと人のかかわりとか、マリッジサポーターとの連携とかという部分で、現在どんな状況でつくばみらい市としても考えておられるか、その辺についてお聞きをしたいと思しますので、よろしく願いいたします。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 県の出会いサポートセンターへの支援の態勢ということでのご質問でございますが、ご案内のとおり、いばらき出会いサポートセンターにつきましては、ことし6月3日に、茨城県と社団法人茨城県労働者福祉協議会が共同で発足したわけでございます。これは、ただいまございましたように若い男女の出会いの場をつくること、少子化の大きな要因である若者の未婚化、晩婚化に歯止めをかける。それで、少子化対策を目的に発足したわけですが、市の支援といたしましては、今、議員からございましたように支援してまいりたいと。この茨城県労働者福祉協議会の結婚相談事業の活動支援に当然、市でも負担金を出しております。そうして支援をしておるわけですが、また、ポスター等の掲示によるPRの支援も行っておるわけですが、今後につきましても、市の広報紙等を活用し、市民の皆様へこれらのPRをしてまいりたいと、かよう

に考えております。

それから、地域の団体などへの支援態勢の要請につきましては、県からの要請があれば、また、必要によってはボランティア活動での支援を行っている方々、中山（栄）議員方がいろいろご苦労されておられるわけですが、大いに協力してやってまいりたいと。私は、来年度あたりからは、結婚相談所を市へもつくりたいと考えて、関係課長にもお願いしておられるわけですが、昔、農業後継者がなくなったということで、旧伊奈の方ではやった経緯があるわけですが、こういうものも参考にして、もっと幅広い結婚相談所をつくりたいなと思っておられるわけです。そういうものが立案できたら、また、ご相談をいたしますので、ひとつご相談に乗っていただきたいと思っております。

それと、県とのいろいろ協議につきましては、福祉部長の方からご説明を申し上げます。以上です。

議長（豊島 葵君） 保健福祉部長渡辺勝美君。

〔保健福祉部長 渡辺勝美君 登壇〕

保健福祉部長（渡辺勝美君） このサポートセンターの今の会員数を聞きますと、男が650名、女が350名、1,000名が加入しているということでございます。会員制ということで、会費は3年間で1万円と、特に年齢制限はないということでございますが、先ほど市長からもありましたように、負担金を市より支出してございます。4万2,000円でございます。それから、ポスター等は協議会の方からポスターがきますので、それを掲示しているという状況でございます。

先ほど、マリッジサポーター、いわゆる出会いの相談、それから、仲介役を務めるという方々が市の方から5名登録されているということでございますけれども、今、牛久に設置されている県南センターとの連携、協力態勢も図らなければならないのかなという気がいたします。また、このサポートセンターがどういう形態で活動がなされているのか、あるいはそういう取り組み等も把握したいと考えております。今後、有識者等の意見もいろいろ聞きながら検討したいと考えております。

以上です。

議長（豊島 葵君） 中山栄一君。

4番（中山栄一君） ありがとうございます。

出会いサポートセンターへのかかわりといいますか、マリッジサポーター、県の方でも大分、多数募集したようですけれども、まだまだ200名弱の応募ということを現在で聞いております。我々の委嘱のときには130名ほどの出席でしたけれども、そういう状況で今進んでいるということも聞いております。ぜひ市の方からも働きかけをしていただいて、多くの方に、マリッジサポーターとして参加をしていただいて、少子化対策の一角を応援できればと考えております。

我々が所属している奉仕団体の中でも、代表も大変積極的にこの辺を考えておりますし、また、茨城県、栃木県の全体の代表も、マリッジサポーター運営委員会の運営委員長をしておるといっても、これは後になってそういうことを伺ったわけですがけれども、そういうことで、ぜひとも団体としても一つの活動として取り組んでいきたいということを考えております。ただ、余りにも壮大なというか、わからないことが多いので、どのようにこれから進めていったらいいのか大変迷っているところであります。ぜひ市の方からも、そういう担当の方にいろいろご指導いただいて、我々も頑張ってみてまいりたいと考えておりま

すので、この辺、再度お願いをして、質問を終わらせていただきます。

大変ありがとうございました。

議長（豊島 葵君） ここで10分間暫時休憩します。11時から再開します。

午前10時50分休憩

午前11時03分開議

議長（豊島 葵君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番古舘千恵子君、17番大好 光君、出席です。

一般質問を再開します。

次に、18番海老原 弘君。

〔18番 海老原 弘君 登壇〕

18番（海老原 弘君） 格調の高い中山（栄）議員の後に、私は、いつもながら、それこそ同じような質問が2問目にありますけれども、視点を変えて質問いたしますので、ご勘弁いただきたいと思っております。

まず第1問目は、通学路の外灯設置について質問をいたします。

児童生徒に対する小学校、中学校への脅迫事件が起こりましたけれども、坂東市で先般、犯人逮捕という結末で、無事に解決をいたしました。全国的には、子供を取り巻く事件が多発し、子供たちだけではなく若い女性も多種多様な事件に巻き込まれています。そこで、つくばみらい市の外灯の設置についてお尋ねをいたします。

旧伊奈地区と旧谷和原地区では、外灯、特に通学路の外灯についても、かなりの差があるのではないかと市民の方々からの質問を受けました。そこで、現在の状況について、旧伊奈地区と旧谷和原地区に分けて教えていただきたいと思っております。

旧伊奈地区では、町が管理している外灯については、電柱の下の方に緑色のステッカーといいますがそういうものがついて、例えば県道や市道の主な電柱、約100メートルに1本くらいの割合で、これまで整備されてまいりました。そこで、できれば外灯の設置数について、具体的にわかれば教えていただきたいと思っております。谷和原地区においては、絹の台、西の台地区と、小貝川の東岸、谷原地区、十和、福岡地区というふうに分けて教えていただければ幸いです。わからなければ、わかる範囲内でお答えをいただきたいと思っております。

今回、この質問に当たって、谷原小学校の通学区である成瀬、加藤、川崎地区などの父兄から、外灯が少ないというよりは、ほとんど整備されていないのではないかという質問がありました。地元の区長さんやPTAの方々に聞いてみると、現状を調べて市当局へお願いをするという話も耳にしました。これまでのことを追及するつもりはありませんが、よく考えれば、谷和原地区では、それだけ平和でどかな田園地帯であったわけで、それはそれで問題がなかったと言えるかもしれません。しかし、今後については、交通の便がよくなると犯罪の方も多くなるということが考えられます。今回のような事件の発生は、今後も大いに考えられることとさせていただきます。今回、市当局や、PTA、地域の方々が、皆一体となって子供たちを守ろうとスクラムを組んだことは、大変素晴らしいことであり、この場をお借りして御礼を申し上げ、心からの感謝を申し上げます。改めて現況をお伺いいたします。

議長（豊島 葵君） 市民部長羽生恵洋君。

〔市民部長 羽生恵洋君 登壇〕

市民部長（羽生恵洋君） お答えいたします。

通学路につきましては、おおむね外灯につきましては整備されていると判断しておりますところでございます。また、旧伊奈町、旧谷和原村の現時点での外灯の設置数でございますが、旧伊奈町につきましては、町管理が 2,000基、地区管理が 1,000基、旧谷和原村におきましては、1,000基の防犯灯と考えていいかと思えます。

また、海老原議員の方からありました絹の台地区につきましては、旧谷和原村においては、街路灯という表現のもとに 160基、これは、水銀灯、ナトリウム灯、それから蛍光灯も若干ございますが、総数 160基と判断しておりますところでございます。

通学路にどのくらいの数があるかというのは、具体的に把握しておりません。また、小貝川の東部という形でも、正確な数字は把握してございませんので、旧町、旧村単位での数でご勘弁のほどお願いしたいと思います。

以上です。

議長（豊島 葵君） 18番海老原 弘君。

18番（海老原 弘君） 済みません、今、はっきり把握できなかったんですが、伊奈地区についてはどのぐらいとおっしゃいましたでしょうか。それから、谷和原は 1,000基ということですがけれども、地区別にはわからないということですか。

今回、私、聞きました成瀬や加藤、川崎、特に言われて、私も初めて外灯があるかどうか、加藤の消防署の通り、電柱がぱっと役場の方に向かって並んでいるんですが、ほとんどありませんでした。何十本ある中で1灯か2灯、とても外灯というよりは、夜だったら、あれじゃ真っ暗なんじゃないかなと判断しました。それから、成瀬や田んぼの中の地域でも、ほとんど外灯というものが、民間の方が敷地内に、工場なんかで明るくしているところはありましたけれども、見当たらなかった。

そこで、我々もPTA時代に伊奈地区で、中平柳なんていうのは、電柱が田んぼの中になかったんですね。そこで、当時の町当局へお願いをして、外灯用の電柱を設置していただいて、ずっと何本も設置していただいたという経緯がございます。そういう点について、部長からもう少し詳しく、街路灯の中でも特に通学路に対して、先ほど全体的な数 1,000基という話はありませんけれども、それがどのように点在しているのか。わからなければ、今、私が申し上げたような地域、ほかにもあると思うんですね、私、たまたま成瀬とか、加藤のほうの方に言われたんで、その辺しか見ていないんですけれども、ほかの地域、これから冬場になったときに、小学生はともかく、中学生などは、部活とかそういうので遅くなる時もあると思うんで、ぜひとも外灯は必要ですし、一般の我々でも街路灯は必要であると思うんで、もう少し詳しく、部長の方からわかりませんか。特に通学路に対しては、どうでしょうか。

それから、私が聞いた話では、PTAや区長さんを通じて、市当局の方へお願いをしたという話をしましたけれども、その点については、そういう話は来ていないでしょうか。そのお答えをいただきたいと思えます。

議長（豊島 葵君） 市民部長羽生恵洋君。

〔市民部長 羽生恵洋君 登壇〕

市民部長（羽生恵洋君） 先ほどお話ししたように、通学路につきましては、おおむねすべて整備済みであろうということでございます。ただ、通学路というひとつの概念で

ございますが、教育委員会が通学路として指定した道路であるということが前提になるかと思えます。

それから、加藤地先、成瀬という話もありますが、これまでは、集落の区長さん等から要望が出たものにつきまして順次整備をしてきた経過がございます。今後も、予算厳しい中で、予算の範囲内で、そういった要望に対して順次整備していく考えでございますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

議長（豊島 葵君） 18番海老原 弘君。

18番（海老原 弘君） ただいま部長の方から、今後についてはそういうことでありましたけれども、先ほど私が、伊奈の方で言いました街路灯、どこでもつけるということじゃなくて、伊奈では、基本的に電柱、大体1本置きですよ。メートルにして100メートルに1本ぐらひはついているんじゃないかと。中には、ぴったりその数字には当てはまらないところもありますけれども、先ほど部長は、通学路については整備をしているということでございましたけれども、では、通学路だけじゃなくて、一般の街路灯としてはどうなのか。

私が、先ほど申し上げた消防署の通りというのは、非常に、ある意味ですごく整備された道路で、その道路に電柱もある。そこに、ほとんどつけられていないというのが、私は現実に思ったんで、あそこが谷和原の中で特殊なのか、それとも、ほかは整備されているけれども、あそこはないんだというお答えにもとれるんですが。

基本的に私は、伊奈と谷和原の差がないような、この質問の趣旨は、同じ子供たちの、あるいは市民の防犯を考えると、もし整備がされていないのであれば早急に整備するように、先ほど部長ありましたけれども、予算はかかりますけれども、やはりどうしても整備を促進しなければならないと思うので、もう一度、基本的な部長の考えをお伺ひいたします。

議長（豊島 葵君） 市民部長羽生恵洋君。

〔市民部長 羽生恵洋君 登壇〕

市民部長（羽生恵洋君） 海老原議員ご指摘のように、地区によっては、数と異なりますが、そういった差はあろうかと思えますが、集落のいわゆる区長さんからの要望によって行政は対応してきたという経過があるわけでございまして、市が、行政が、各地域を巡回して、均衡に外灯・防犯灯を整備していくということまではいたしていませんでした。今後も、先ほど申しましたように、予算の範囲内で区長さんの要望に応じて整備していきたいと、このように考えておるところでございます。

議長（豊島 葵君） 18番海老原 弘君。

18番（海老原 弘君） ありがとうございます。

先ほど申し上げたように、成瀬の区長さんからは要望は出してあると、それから、谷原小学校のPTAの方からも要望はするという内容も得ておりますので、ぜひとも早急に考えていただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

それでは、2問目の中平柳、下平柳の農業集落排水事業についてということでお尋ねをいたします。

この質問については、6月議会に下水道全般の質問をした中で、部長の方から答弁がありました。中平、下平柳は将来、農業集落排水事業において整備をします。これは、伊奈町時代に、市長の方からも何度も答弁をいただいている問題でございますけれども、私が、

今まで質問をしてきた中に、そうしますと、今まで伊奈地区では、農業集落排水事業を進める上においては、一つの集落だけじゃなくて、二つ、三つが集落で合同してやるというスタイルはとってきましたけれども、一つの集落を違う方法に分けてしまうというのは、今までなかったんですね。

しかし、中平柳、下平柳で整備をいたしますと、下平柳に集会所がございます。集会所の裏に小貝川に向かう排水路がございますけれども、その排水路の西側の方が今度、これの中平柳、下平柳の農業集落排水事業で整備をするということに説明がありました、きのうもありましたけれども。その反対に東側、要するに山王新田に隣接する方は、取手地方広域下水道で整備をするということになっておるわけでございます。下平柳は、130軒以上集落があると思うんですけれども、それを真ん中あたりで、全く違う方法でやると、これが私の最初の疑問点です。なぜ集落を二つに分けなくちゃならないのか。

それから、中平柳と下平柳の一部が、農業集落排水事業の計画地域なのかということとは、その上流にあります上平柳とか長渡呂、弥柳、山谷、これがすべて農業集落で整備をされてまいりましたけれども、その流れの中に、下平、中平が残ってしまったということもあると思うんですけれども。

きのう、議会の方に説明がありました箇所ですけれども、三島地区の予定では、245戸以上の集落を整備する予定と、中平、下平柳では、これは正式にお答えをもらってから言えばいいんですが、私の数えた範囲内では140戸前後と思われます。その140戸前後の半分は農家ではなく、いわゆるサラリーマン所帯の住宅と考えます。これまでに、市長、市当局からは農業集落排水事業の計画事業ということで説明をされてきたんですが、今まで住民の皆さんに、そういう何らかの説明、あるいは地元からの要望があったのでしょうか。私は、そういうことがあったというふうには聞いておりませんので、その点をもう一度確認したいと思います。

私も、下平柳の集落で、小学校、中学校時代を過ごして育った人間として、下平柳の一つの行政区を、特に区長さんなどから、地域の協力を願いながら行政を進めてきたのに、下水道は東部地区が取手地方広域、西部地区は農業集落排水事業というふうに、一行政区を分断するような方法をとらなければならないのか、そこが疑問であります。

取手広域下水道のラインが谷井田の住宅地を抜けて、下平柳の先ほど申し上げました集会所の後ろにある水路の土手を通して、谷井田、勘兵衛新田方面の水を取手まで流すという工事がなされたわけですから。

以上のようなことで、今からでも取手地方広域下水道地域に変更は可能なかどうか、きのうの説明でも、住民の意向を尊重して進めるという説明がありましたが、できるだけわかりやすく、その辺のところを説明をしていただきたいと思います。

取手下水道のラインから、きのうの地図で見ても、わずか1キロ足らずの区域を農業集落で工事を進めて、処理場まで建設すれば、多額の予算とともに、個人負担の多い農集、特に、農家でない住宅が約半数近くあると思われるこの地域に導入することがベストな方法なのか、ご答弁をお願いいたします。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 海老原議員の下水道の問題、中平柳、下平柳の農業集落排水事業を含めたご質問でございますが、この地域の下水道の問題は、昭和54年かな、谷井田地区

の下水、当初は谷井田地区だけが下水道計画だったですからね、そのときからなんですよ。そのときから、今、議員が指摘しているように、下平、山王新田地域にあるものは下水道と、それから離れているところは農集でやるんだと、こういう協議がなされてきて、計画を立ててきたということでございます。県においては、平成7年度に、生活排水ベストプランが策定されたわけでございますが、これは下水道の整備費を、議員は下水道組合の議員もやっておられましたから、私から改めて言うこともないでしょうけれども、今、手法としては公共下水道、今おっしゃられたように、それから農林水産省の、いわゆる農業集落排水、いわゆる厚生労働省ですか今は、このコミュニティ・プラント、これを進めておるわけですが、旧伊奈には、この三つすべてが、この事業が行われてきておるわけですが、ご指摘の下平柳の一部は既に公共下水道の全体計画の中にあります、山王新田側はね、今おっしゃられるように。その他の下水道整備の手法が確定されていない区域については、効率的な整備ができる手法を検討したところ、事業化すれば早期に供用が見込められるということから、農集排による整備を進めるということになってきたわけですね。

今、議員が、見直しはどうかと、こういうことでございますが、これにつきましては取手地方広域下水道組合と協議をしなければなりませんから、協議をして、この全体事業計画の変更、これはあそこばかりというわけにはいきませんから、計画の見直しを含めてどっちがいいのか、また、地域住民のために早期に事業ができるのか、そういうもろもろの点を考慮して、変更もあり得ると思うんですが。それにつきましては、いつ、どうかということになりますと、これは下水道組合の事業でございますから、私の希望では、平成22年度あたりまでは現状でいくと、ごく一部の手直しで。ですから、この地域を見直すということになると、大きく見直さなきゃならないと思っておるわけでございます。もちろんあそこには大きな山王新田の7期、8期という住宅等もございますから。議員ご承知のように、今度は自然流下で勘兵衛新田の伊奈高校まで持って行ってあるわけでございますが、谷井田の、いわゆるこれまで進めてきたものは全部強制排水なんですよね。ですから、途中でつないで入れるというわけにはいかない。こういうことで、これから進めるにつきましては、勘兵衛新田の、やはり昔から、昔と言うより、二条管方式という名前で言われてきたわけですが、今進めている本管の方へつながなきゃいけないわけですよね。ですから、そういうことも含めていろいろ検討しなければなりませんので、検討してもらうように進めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

議長（豊島 葵君） 18番海老原 弘君。

18番（海老原 弘君） 市長の方から答弁いただきました。今、昭和54年ころ、谷井田地区の整備を計画する段階で、そのころからされていたということですが、その後のことについては、私も議員になる以前のことははっきりわかりませんが、農業集落にしても、コミュニティ・プラントにしても、余りにも少ない人口で整備することは、やはり住民の理解も得られない。特に負担がかかってしまうということで、後で質問しますけれども。

私は、この質問をしたときに、上平柳、山谷、弥柳の農集の事業を進める中でかなり、特に、上平などは最初の農集でしたので、集落の人が何回も会合を開いて、いろいろな会合をしていたのを覚えているんですが。私がお聞きしたいのは、下平柳のそういう状況はわかりますけれども、今、私が質問したような内容を、集落の人が全然知らないというこ

とが、私は問題じゃないかと思うんですよ。特に、一つの集落を二つの方法でやるという特殊な状況を、住んでいる住民の皆さんがわからないのでは、私は、今までの方法は納得いかなかったというのが、考え方です。

それから、取手地方広域下水道の方では、私、10年間、負担金審議委員というのをやらせていただいて、下水道の勉強をさせていただいたんですが、その当時、農業集落の方は私わかりませんでしたので、議員になってから勉強して質問しているわけですけども。やはり住民の意思をどのように考慮して考えていくべきか、農業集落も農林省関係の補助、それから、市、県のそういうものをいただいてやるわけですから。ましてや住民の受益者負担があるわけですから、どういう方法を取り入れるかについては、住民の意思が尊重されなければ絶対だめだと判断をいたしています。

そこで、先ほど市長の答弁があったのですが、考慮する中で、予算的に、取手地方広域下水道で整備した場合はどれくらい予算がかかり、農業集落排水事業ではどれだけかかるのか、個人負担はこちらの方法ではこれだけけれども、農業集落ではこれだけかかりますよと住民の皆様方に説明する必要があるのではないかと判断いたします。少なくとも、農業集落において整備してきた地域は住民の要望が優先されてきたと考えますが、いかがでしょうか。そこで、改めてお伺いします。

市当局が、この問題についてどのように住民の意思を尊重しながら下水道事業を進めていくのかを、もう一度お伺いをいたしたいと思います。

また、つくばみらい市に合併して、従来、農業集落排水事業において、受益者負担は伊奈地区と谷和原地区では差があるのではないかというふうに、伊奈地区では受益者負担10%、住民負担は10%ということで、上平柳が65万円だったので、それを基準にして、65万円を限度として、それ以上かかった場合は町が補助するということで進めてまいりましたが、谷和原地区の農業集落では、異なる受益者負担の補助で進められてきたと聞いております。6月の質問に私はこの問題を入れたと思うんですが、答弁がなかったので改めてこの問題を。今後、まだ農業集落も、他の地域も整備しなければならないところがあるので、この基本的な点はどのように考えておられるか、答弁をいただきたいと思います。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） ご答弁申し上げます。

農集で幾らかかるか、下水道で幾らかかるか、これは具体的に積算してみなきゃわかりません。それから加入者の問題、あるいは管渠の延長の問題等々も、やり方によっては違って来るわけですし、そういうことで、幾らかかるかということは答弁できません。ただ、今、議員がおっしゃるように、今後進めていく上においては、農集では大体このくらいかかるだろうと、あるいは公共下水道ではこのくらいだろうということは、住民にお知らせしなきゃなりませんと思いますよ、これは。

それで、これはあくまでも、先ほども申し上げましたように取手下水道との協議をしながら関係機関と協議をしながらでありませんと、今までの計画というものがありますから、計画を協議をしながら、そして、時期的にはいつごろあの地域が説明できるかという問題も考えなきゃなりません。説明に入るときには、もちろんそういうことになると思います、やっていかなきゃならないと。

それから、今、議員がおっしゃられた旧谷和原地区と伊奈の農集関係の問題等の経費の

問題、町、村の負担の問題が出ましたが、これはおのずから、それぞれの町、村の施政でございますから、これは一緒にとすることはならないと思いますよ。当然違ったと思います。

それともう一つは、先ほどから私が申し上げているように、うちの方の取手公共下水道の計画が54年度から立てられて谷井田地区が加入してきた。後から勸兵衛新田が入ってきたということで、それに包含されない地域は、農集かコミプラでやっていこうということでやってまいったわけです。ところが、こちらについては当初からはっきりしてきたわけです。市街化、それから今回開発している区画整理地内の問題は、後から伊奈は仲間入りをさせていただきましたが、あそこの開発区域がありますので、100ヘクタールからあるわけですから、これをこちらに持ってくるということで、議員ご存じのとおり、後から仲間入りさせていただいたと。それで、この本管はここを通っていくわけですから、この流域は公共下水道となるわけですが、旧伊奈でやってきた農集とはおのずから、後から計画を立ててしっかりとやってきていますから、大きい範囲でやっているんですよ、農集も。旧福岡は福岡、旧十和は十和ということでやっておりますから、旧伊奈と谷和原でやってきた農集は比較はできないと、こう思うわけです。

以上です。

議長（豊島 葵君） 18番海老原 弘君。

18番（海老原 弘君） 今、市長の答弁で、ちょっと私とかみ合わない点があるんですが、私、伊奈と谷和原の差を今までのことを言ったんじゃなくて、まだ、これから伊奈の方でも農業集落で整備をしなければならぬ地域があるんですけれども、負担金の違いを、今までのように伊奈は伊奈、谷和原は谷和原のスタイルでやるのか、そうじゃなくて統一した方法にするのか、そういう基本的なことも、私が質問している下平、中平だけの問題ではなくて三島地区にも当てはまることなんで、今後、農業集落において今までどおりですよとか、いや谷和原と一緒にになったんだから新しい方法でやるとか、それを聞いたかったです。

あと、農業集落で幾ら、取手下水道で幾らというのは、今、市長が申されたとおり、市当局が判断する問題ですので、市民の皆さんにお話するときがあるとしたら、負担金はどうですと、取手下水道は面積当たりの受益者負担金というのがありますし、農業集落においては工事費の何%という負担金がございますので、その点を質問したわけですので、もう一度、統一するのকাশないのかその点だけをお伺いして、この質問を終わりたいと思います。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 今後の負担金の問題ね。これはもちろん、三島地区がやるときは三島地区の負担金幾らということで決めていくわけでございますから、そのときには審議会をつくって、幾らが妥当であるかということを決めていただいて、それで決まれば、その後でやるのも、物価の変動とかそういう経済的な変動が大きく変われば、これはもちろん変えなきゃなりません、それが変わらない限りは、一回決めていただければ、何年かは同額でやっていける、こう思っております。

18番（海老原 弘君） ありがとうございました。

議長（豊島 葵君） 次に、1番高木寛房君。

〔 1 番 高木寛房君 登壇 〕

1 番（高木寛房君） 1 番の高木寛房です。

通告に従いまして質問させていただきます。

まず最初に、特例債事業計画関連につきまして、角度を変えまして3点ほど一括してお尋ねしますので、答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

市は合併によりまして約86億円の特例債を発行し、今後10年間で使い切る計画ですが、事業13件のうち6事業が道路整備事業に決定したわけです。その費用合計額が68億 5,430万円、総額の8割方を占める状況です。

その中で、東櫛戸・台線は、約38億円ほど投入予定であるとお聞きしました。この路線は、事業推進目的のために県が支援する合併市町村幹線道路緊急整備事業対象道路指定路線、ちょっと長いんですが、というものであり、いわゆる県のお墨つきをいただいた整備事業であります。早期着工、早期開通、これは、この地域において産業経済の発展はもちろん、文化の交流、地域振興に結びつきますし、地域住民の悲願でもあるわけですね。

この路線周辺には、隣接した地域面積というものは約 150ヘクタールほどあると言われております。旧谷和原村の第3次総合計画、都市計画マスタープランですか、においては、準工業区域及び緩衝地帯を設置しての住居区域の計画であったと私は記憶しております。新たに合併が整い、市の総合振興計画に基づきまして策定され、実際、本年度より 3,460万円の調査費を計上し事業を開始すると説明がありましたが、しかしながら、この路線周辺開発の促進はどのような形でこれから行われていくのか。この点を具体的にご説明願いたいと思います。

関連しまして、この地域開発に伴う企業誘致対策のプランというものはいかなるものか、また、対策専門の企業誘致プロジェクトチームの結成についてはどうかという質問でございます。

プラン策定というものは多々あると思いますが、工業指定だけでは企業は注視しませんし、受け皿として、例えば工業用水とか上下水道といったインフラ整備は当然必要ですし、これをクリアしなければ、開発認可というものはおりないわけですよ。それに伴いまして、例えばいかに造成工事を廉価に仕上げるかとかいった部分とか、また、分譲価格が高かったりすると、採算、利便性が合わないという状況が生まれます。そうすると、やはり企業というのは二の足を踏むと思うんですよ。そこで、担当である産業立地課内に専門のプロチームを立ち上げて、研究検討を重ねて対処することも私は視野に入れるべきではないかと、かように考えるわけです。あわせて、見解をお聞きしたいと思いますので、答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔 市長 飯島 善君 登壇 〕

市長（飯島 善君） 高木議員のただいまの質問でございますが、特例債事業も入っておりますけれども、基本的には、いわゆる周辺地域の開発、こういうことで今受けとめたのですが、これにつきましては現在は農業振興地域なんですよ、あの周辺は。ですから、現況は畑地ですが、この地域の土地利用を今後どうするかという方針を、まず決めていかなきゃならないと思います。それにつきましては、本年度と来年度で策定いたします総合計画において、土地利用の方向を定めてまいります。

それから、具体的には、農地として保全すべき区域か、あるいはまた住居系にするのか、

工業系の開発が望ましいのか、こういう問題を検討していかなきゃなりません。それにつきましては、もちろん地元の皆さんのご意見も伺わなきゃなりませんし、開発を実施する場合には、その主体として民間がいいのか、あるいは公共と、この2者が考えられますが、現在の社会経済状況や企業の海外進出等もございまして空洞化がございまして、自治体の財政ではとても開発はできませんので、ここの問題も大きなリスクを伴うものでございまして、T×開通後の住宅の今後の伸びや企業の進出等も、もちろん見ながら進めていかなきゃなりません、早い時期に、今、冒頭に申し上げましたような、地域の皆さんの考えを集約していかなきゃならないと、こう思っております。

具体的には、担当課長の方から、それぞれ説明をさせます。

以上です。

議長（豊島 葵君） 産業振興部長鈴木 清君。

〔産業振興部長 鈴木 清君 登壇〕

産業振興部長（鈴木 清君） お答えいたします。

丘陵部開発区域内の誘致施設21ヘクタールのうち県有地それから保留地につきましては、事業施工者である茨城県と一体になりまして情報の収集、それから企業の訪問、パンフレット配布等の誘致活動を計画しているところでございまして。市といたしましても独自に、税の優遇措置、あるいは市のPR活動を掲載したパンフレットを作成しまして、より効果の高い誘致活動を推進していきたいと考えておるところでございまして。

また、民有地につきましては、現在、地権者と進出意向の企業の、いわゆるお見合いの場といえますが、ワークショップを開催しているところでございまして。継続しましてこれらを開催しまして、市街化の早期実現に努めてまいりたいと考えておるところでございまして。

なお、企業の誘致につきましては、つくばみらい市におきまして重要な施策でありますので、誘致専門の産業立地課を設置しまして推進しているところでございまして。さらに、産業立地課を中心にしまして各課横断的な人材を集めましてプロジェクトチームがつかれるかどうかということかと思っておりますが、必要とあれば、それらも考えなければなりませんので、現在のところは産業立地課の方で対応していきたいと、このように考えております。

以上です。

議長（豊島 葵君） 高木寛房君。

1番（高木寛房君） ありがとうございます。

答弁いただきましたが、つくばみらい市の特例債事業はこの地域にとっては大きな改革なんですよ。事業を展開するに当たりましては、これまで以上にスピードアップを図ることが一番肝要と私は考えます。特例債は向こう10年間との約束ですが、政権がかわれば、政府の方針は修正される可能性だってあるわけですから、そういうことも視野に入れるべきではないかと思っております。時代というものはものすごい勢いで流れておりますので、十年一昔ではなくて、一年一昔みたいな感覚が私は適当だと思いますよ。10年と言わず、向こう5年間で、断行実現の形で推進願いたいと思っておりますので、強く要望いたしまして、次の質問に移ります。

2問目ですが、市内の小中学校に寄せられた脅迫文の事件後の児童生徒への対応について質問させていただきます。

当市も、T×開業に伴いまして都市化の波が押し寄せているところでありますが、その弊害として犯罪の件数も増加の一方であると、当局より私は聞いております。この事件の

犯人は検挙はされましたが、今まで不安を抱いていた児童生徒、市民は一安心とは思いますが、これで一件落着とは私は考えておりません。被害者の立場にある児童生徒、この方々の精神的ショックというものは、これを考えると、やはり専門のカウンセラーの方によって、心のケアというものは私は必要だろうと思います。これについての対応策ですか、これをお聞きしたいと思いますので、答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（豊島 葵君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

教育長（豊嶋隆一君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

現在、精神的なショック等による相談をするスクールカウンセラー、これは、すべての不安とか、精神的な悩みとか、そういうのを解消するためのスクールカウンセラーというのが配置されていますけれども、つくばみらい市には、現在、谷和原地区に1人、伊奈地区に1人配置をされています、中学校に2人ということで。これは、その学校だけでなく、近隣の学校へも、悩みがあって相談者がいれば出向いて相談に乗るといって、県から配置されたスクールカウンセラーがおります。さらに、教育相談員も伊奈地区に、伊奈公民館に1人、それから、谷和原地区では小絹のコミュニセンターに1人配置をされていますが、このスクールカウンセラー2人、教育相談員2人で対応をしているところです。

また、各学校には養護教諭がおりますので、養護教諭もスクールカウンセラー的な指導を受けてきていますので、スクールカウンセラー的な子供たちへの対応のできる講習を受けておりますから、養護教諭もそういう対応には当たれるということになっていますので、その養護教諭、あるいは生徒指導担当の先生も各学校に1人ずつおりますので、それらが現在、不安、悩みを持つ児童生徒の心のケアに努めているところです。

それから、この脅迫文が届いたということについて、市内の小学校、中学校で、不眠になるとか、あるいは授業に集中できないとか、そういう精神的な不安を強く持ったという届け出はありませんけれども、ただ保護者から、心配だというのはありましたけれども、それらについては、各学校、適切な相談をしたり説明をしたりして、子供が登校拒否になるとか、そんな状態にならないうちに解消をしています。

さらには、各学校、あるいは保護者の方、地域の方、それから警察とか、役所の職員の方々が協力をしてくださいますして、子供たちの見守り、あるいはパトロール、これらの強化をしていただいたと。そういうことも子供たちの目に映りますので、子供たちの不安が日ごとに解消されていったと、そういうこともあります。

ただ、犯人は8月11日に捕まりましたけれども、これで、すべて安全というわけにはいきませんので、これからも保護者、地域、それぞれの機関の方に子供たちの安全確保についてはご協力をいただきながら進めていきたいと、そういうように思っております。

以上です。

議長（豊島 葵君） 高木寛房君。

1番（高木寛房君） ありがとうございます。

やはり心に傷を負った児童生徒を救済することは、これは行政としても、当然やるべきことであると、私はそう思います。この対応策に予算を投入しても、それは違うと、異論を訴える市民は、私はいないと思いますよ。地域の開発が進んで、つくばみらい市が豊かになりましても、市の将来を担う子供たちにこの事件がトラウマになってほしくないんですね。よりベターな形で次の世代にバトンをお渡しするのが我々の責務であると思います

ので、この点について、行政のトップである市長はどのようなお考えをお持ちでしょうか。お聞かせください。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 今の問題でございますが、当然、行政がリーダーシップをとってやっていくのは当たり前でございますが、今回もそういうことで、教育委員と言わずに、学校と言わずに、市の職員と一緒にやってくれということで指示をしたわけでございますが、今、教育長からもございましたように、こういう事業を進めるにおいては教育委員会だけではできませんので、今後とも、もちろん市がリーダーシップをとってやっていくと、こういう考えであります。

議長（豊島 葵君） 高木寛房君。

1 番（高木寛房君） 質問は以上です。ありがとうございました。

議長（豊島 葵君） ここで暫時休憩します。1時半より再開します。

午前 1 1 時 5 8 分休憩

午後 1 時 3 2 分開議

議長（豊島 葵君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

一般質問を再開します。

3 番染谷礼子君。

〔3 番 染谷礼子君 登壇〕

3 番（染谷礼子君） 3 番の染谷です。

今回、2 点、通告しております。

初めに、認定こども園の取り組みについてということでお伺いいたします。

現在、幼稚園は文部省、保育所は厚生省と所管官庁が区分されておりますが、女性の就労形態の多様化や、出生率の低下に伴う子供の減少、また、地域の子育て環境の変化などを背景に、国は幼稚園と保育所の機能をあわせ持った認定こども園の認定基準についての指針案を告示し、各都道府県で、現在、認定基準を定める条例づくりが進められ、早ければ、ことし10月からスタートとなるわけでありませう。

現在の幼稚園は3歳から5歳で、預り時間は4時間、保育所は0歳から5歳で、預り時間、原則8時間ありますが、対象児は、幼稚園の場合は、親が働いていてもいなくても入園できますが、保育所は、親が共稼ぎの所帯に限られています。どちらにも不都合な状況があるわけですが、この認定こども園は、親が働いていてもいなくても関係なく入園させることができ、保育時間も原則8時間で、4時間利用にも、8時間利用にも対応できます。幼稚園と保育所の垣根をなくして、双方の特徴を生かした施設づくりが可能となるわけですね。

このこども園の運営形態には四つのタイプがありまして、紹介させていただきますが、一つ目が幼保連携型、これは、幼稚園と保育所が連携して一体的に運営をしていく方法です。二つ目に幼稚園型、幼稚園に保育所機能を加えた形です。三つ目に保育所型、保育所に幼稚園機能を加えたもの。また、最後の四つ目には、地方裁量型というもので、これは幼稚園も保育所も無許可の施設のことです。このような四つのタイプに分けられ、地域の実情に応じて選択し、運営することができます。本市におきましては、合併特例債事業と

して、谷和原幼稚園の幼保一体化が計画されております。

私は、加速する少子化対策の子育て支援として、この事業に大いに期待をしておりますが、市では、先ほど申し上げました四つの運営形態のどの形を計画されているのか。また、対象年齢や保育時間についてはどのようにお考えかをお伺いいたします。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 染谷議員の認定こども園の取り組みについてと、こういう趣旨のご質問でございます。

今、議員からございましたように、認定こども園は平成16年3月に閣議決定されまして、現在、18年度から本格実施することとされておりますが、内容は今ございましたように、就学前の教育、保育を一体としてとらえた一貫した総合施設だと。これを制度化するもので、県が条例化をして、認定基準に基づき県知事が認可を行うと、こういうことになっておるわけでございます。今ございましたように、茨城県でも10月1日施行に向けて条例の制定を進めているということだそうでございます。

この経営、形態などは、今、議員がおっしゃったように四つあるわけでございますが、さて、つくばみらい市でどれをとるかということについては、現在検討中です。先般も、事務サイドだけで視察に行ってきたわけですが、久慈郡の方へ。まだ、結論は出しておりません。したがって、これからいろいろ勉強させていただいて決めていくわけですが、具体的な問題について今私が説明した以外のことでございましたら、担当部長、教育長から答弁していただきたいと思っております。

私の把握しているところでは大体そういうことで、これから皆さんで、検討委員会で検討していただくと、こういうことで考えております。

議長（豊島 葵君） 保健福祉部長渡辺勝美君。

〔保健福祉部長 渡辺勝美君 登壇〕

保健福祉部長（渡辺勝美君） 今の谷和原幼稚園それから谷和原第二保育所の幼保一体事業、この事業に今、採用できるかどうか検討していきたいと考えております。現在、谷和原幼稚園が180名、第二保育所が80名ということで、260名の入園・入所者があるわけでございます。18年度、今年度は用地の選定、それから、19年度には用地買収、基本設計、実施設計ということです。20年度には建設に着手したいということで考えております。また、整備検討委員会等の立ち上げ等も考えられるのではないのかなというところがございます。

以上です。

議長（豊島 葵君） 染谷礼子君。

3番（染谷礼子君） 市長の方から検討中ということで、タイプの方は、結論はまだということで説明をいただきました。

強いて言えば、私は、できれば保育園型を重視していただければと考えております。市内全体を考えましても、午前中の中山（栄）議員の方からも質問がありましたときの教育長の答弁で、大変、幼稚園・保育所に関しては、厳しい状況という答弁もございましたので、これから地域によっては、また、少子化や共働きの所帯が増加しますと、幼稚園によっては定員割れのおそれも考えられますし、反対に、保育所には入所を待つ待機児童といった問題なども考えられてくるのではないかと思います。

特に、保育所、幼稚園の保育時間につきましては、以前より、もう少し長く見てほしいとの声が多く聞かれます。このような点からも、一日も早い対応が望まれると考えますが、今、保健福祉部長の方から大まかな予定を聞かせてはいただきましたけれども、今回の谷和原幼稚園、第二保育所だけでなく全体的にも認定こども園の事業は必要になってくるかと思いますが、まず、谷和原幼稚園、第二保育所の一体化ということで、いつごろスタートをさせていきたいか、この点につきまして、もう一度お伺いしたいと思います。

議長（豊島 葵君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

教育長（豊嶋隆一君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

先ほど、渡辺部長からもありましたけれども、19年度用地買収をして、それから20年度、建設着手ということで今考えているという状況です。

以上です。

議長（豊島 葵君） 染谷礼子君。

3番（染谷礼子君） 一日も早くスタートをさせていただきますことを希望いたします。認定こども園の誕生で、子育て奮戦中の家庭にとっては大変便利さが格段に向上するのではないかと思います。いち早く申請に手を挙げていただき、子育て支援に一層の努力をしていただくことをお願いいたしまして、この質問を終わりたいと思います。

引き続きまして、2点目の質問で、A E D（自動体外式除細動器）設置のその後の検討についてということで、お伺いいたします。

この質問は、昨年12月の定例会に一度質問をしております。今回、2回目の質問になりますが、よろしくお伺いいたします。

A E Dが、一般の人でも使えるようになって2年がたちました。近隣市町村では、どんどんA E Dの設置が推進されております。また、その効果も大変大きな評価を受けております。このような中、ことし4月21日から、体重が25キログラム以下の子供にも使用できる器具が承認され、今後ますます拡大がされることと思われれます。

県におきましては、公共施設を初め各学校への設置も進む中、県の教育委員会では、この7月、全県立高校にA E Dを設置することを決めました。その背景には、県内で1998年から2004年までの7年間に、学校生活の中で突然死した児童は17人いました。そのうちの4人は、体育や部活動の休憩中に心室細動の発症によるものだったことが、調査の結果わかりました。県では、講習会につきましても、教員や児童生徒への講習を進めている状況です。

私は、いつ起きるかわからない危険、そして生命にかかわることでもありますので、早めに対応をしてはどうかと思うのであります。この心室細動、突然死に関しましては、年齢を問わず大変死亡率も高い状況ですので、そのための対応と準備が何より重要ではないかと思うのであります。市内の公共施設や体育施設におきましても、もちろん心肺停止だけではなくにせよ、救急車を呼ぶといった状況は年に何度かあるわけですから、一日も早く検討をすべきではないかと思うのであります。

前回の12月の質問で、合併になってから検討ということで答弁をいただいておりますが、その後の検討につきましてお聞かせください。また、講習会につきましても、広報等で呼びかけをしていただいておりますが、実施状況についてもお伺いしたいと思います。

よろしくお伺いいたします。

議長（豊島 葵君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

総務部長（海老原 茂君） ただいまの染谷議員の質問のお答えに入る前に、先ほど認定こども園の件で視察地につきまして、市長の方から久慈郡ということで説明されましたが、いわゆる金砂郷町、合併しまして、現在は常陸太田市ということでございますので、訂正をさせていただきます。

それでは、A E Dの、いわゆる自動体外式除細動器の設置についての前回の質問、旧伊奈町時代、17年12月に質問が染谷議員からなされました。その後の経過がどのようになっているかということでございますので、それにつきましてお答えをしたいと思います。

まず、A E Dの効用につきましては、確かに私ども、相当の効果といたしますか、救命率の向上に大いに期待されるということは周知のとおりでありますので、その点は認識しております。

その後、合併をいたしまして、小中学校等の配置について整備したらどうかということでございましたが、学校が合わせまして24カ所ですか、小中。それから、いわゆる公共施設等、主なところを挙げますと8カ所ぐらい、伊奈庁舎や谷和原庁舎とか、運動公園とかコミュニセンター、数が相当、30以上になりますので、今後、具体的に財政状況等も踏まえまして、その設置について内部的に検討する検討委員会なるものを設けまして、現在、その準備に入っているところであります。

1台の機械の値段ですが30万円くらいという、これも幅がありまして、メーカーによりまして20万円から40万円。それから、メーカーの種類等も、三、四種類あると。それから、その配置の方法ですが、現在はリースの方式等もやっておるということでありますので、検討の結果、これらを踏まえまして19年度の予算の中に反映をさせていきたいと思っております。ですから、早い時期に、検討結果について設置をしていきたいと考えております。

議長（豊島 葵君） 染谷礼子君。

3番（染谷礼子君） 部長の方から、19年の予算に反映をとということで、答弁をいただきました。

ここで、本当に全国的にA E Dが皆さんに知られるようになりまして、その効果というものについて、ちょっと述べさせていただきたいと思えます。

消防庁の全国調査によると、昨年1年間で、心肺停止状態になった救急患者に、近くにいた人や救急隊員がA E Dで電気ショックを与えた人は4,799人で、その後の生存率は17.5%、これに対して、電気ショックを与えなかった人は1万3,881人で、生存率は3.5%だったそうです。A E Dで電気ショックを与えた場合の生存率は、与えなかった場合の何と5倍になることがわかりました。また、A E Dで措置、手当を始めるまでの時間別生存率の方も出ておりまして、これは、3分以内なら11%、10分以上になると4.5%で、半分以下の生存率であった、このような結果も出ております。いかにA E Dが設置されているかいないかで、大きく生死を分けることになるわけです。

検討委員会をつくって、平成19年にとことこの答弁をいただいております。それは大変結構なことだとは思いますが、事が事ですので、一挙に整備することはできなくても、ぜひとも一日も早い設置をしていただきまして、皆さんの安全という部分で、このことを進めていただきますことを希望いたしまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（豊島 葵君） 次に、24番細田忠夫君。

〔24番 細田忠夫君 登壇〕

24番（細田忠夫君） 24番の細田です。

通告に基づきまして、具体的な問題を3点ほど通告させていただいておりますので、お伺いしたいと思います。

最初に、道路整備ということですが、道路整備につきましては課題の箇所もたくさんあるわけですが、今回、私は市道1-11号線についてお伺いしたいと思います。

この路線は開発地域内にあるわけですが、つくばエクスプレスも開業1年を経まして、利用者も予想を上回り、順調な推移をされているということですが、7月の1日の平均乗車人数は18万5,100人ということで、通勤、通学の足として定着しつつある状況にあります。まことに喜ばしい限りでございます。

しかし、一方、同時に進めております沿線開発も、初期の町並みが徐々に形成されつつあるわけですが、特に、みらい平駅周辺も様変わりし道路も整備されてきているわけですが、しかし、反面、地元住民が利用する道路が若干、後回しになっているのではないかと、そんなようにも私は感じております。

特に、住民の多くが住んでいる高波交差点から小島新田方面の市道1-11号線につきましては、拡幅作業はされているわけですが、その後、工事が中断した形で、大変危険な状態が長く続いているという状況であろうと思うんです。本来、私は地元住民の生活を優先し、地元民に不便とかあるいは迷惑というものは最小限で抑えていくべき事業ではないかと、このように思っているわけですが、人が住んでいないところが先に整備されて、人が住んでいるところが後回しになっている状況に対しては若干、問題を感じているわけですが、そういう意味におきまして、この箇所でございますが、もちろん市の直接の事業ではございませんので、限界はあろうかと思っておりますけれども、関係機関に働きかけて、一日も早い実現を望まれるところではないかと、そんなようにも感じているわけですが、お伺いをしたいと思います。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 市道1-11号線の工事についてのご質問でございます。確かにおくれております。区画整理地内のものは移転とかそういうのはございませんで、1軒ございますけれども、ここについては移転がずっと伴ってきたということで。あと2世帯ですか、ありますが、これはご協力をいただいておりますして用地の買収については、ただ時期的な問題等があるおけていたということでございます。地域の皆さんにはご不便をかけておりますが、来年度あたりは事業に入ると私は思っております。そうすると、全部用地は確保してありますから、あの方々の引っ越し先も確保してあるし、現在、普請されておるようですから、そう長い期間ではないと思っております。ですから、来年度あたりは供用開始できるんじゃないかという私の見通しでございますが、おけています理由も、私もちょっと本人からは確認してはおりませんが、聞いております。全面的には協力はさせていただいているということでございますから、心配はないと思っております。

以上です。

議長（豊島 葵君） 細田忠夫君。

24番(細田忠夫君) 市の直接の事業ではありませんので、私もくどくは申し上げるつもりはありませんけれども、しかし、これまで、未整備のために地元民が自転車等において転んでけがをしたとか、あるいは小さな事故がいろいろと私も耳にしてまいりました。特に春先などは、大変な砂ぼこりで、地元は、洗濯物はおろか部屋まで影響を受けるという状況があったわけですが、そういうことに対してもじっと我慢して協力をしていただいている状況もあるわけですので、そういうことを感じますと、この整備は早急に私はしていくべきではないかと、このようにも感じておりますので、どうぞひとつ、これから関係機関に働きかけて実現をお願いしたいと、こう思っておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、次の質問でございますが、信号機の設置ということで通告させていただいておりますけれども、場所につきましては、つくば野田線と市道1-6号線、いわゆる筑波ゴルフを横断している道路でありますけれども、その丁字路の交差点に信号機の設置はどうかということでございます。

この件につきましても、私は3年ほど前に町の時代に取り上げさせていただいた経緯があるわけですが、残念ながら、まだ一向に変化がないということでございます。当時、市長のご答弁は、つくば中央警察から茨城県警本部に上申をしているというお答えを、たしかいただいたように記憶をしていますが、その後の経過がどうなっているのかをお聞きしたいわけです。

この道路も、TX沿線開発によって交通量も一層ふえつつあるわけ。また、今後もその傾向は続いていくだろうと、こんなようにも私は感じているわけでございます。言うまでもなく、ここの道路は大変幅も狭く交通量も多いわけでございますけれども、この箇所から出る車、あるいは入る車、大変困難をきしている。特に朝夕、右折には大変な状況にあるわけでございます。そういう点から、一日も早い実現が待たれているのではないかと。実現できない理由は何かあるんだろうと思うんですけれども、大変、私は残念に思っているわけなんですけれども、その後の経緯と今後の見通しについてお伺いをしたいと思いません。

議長(豊島 葵君) 市長飯島 善君。

[市長 飯島 善君 登壇]

市長(飯島 善君) 市道1-6号線、先ほど筑波ゴルフと言ったけれども、茨城ゴルフですよ。

24番(細田忠夫君) 失礼しました。

市長(飯島 善君) これまでもご要望いただいて、ただいま細田議員からございましたように、中央警察には強い要望を出してきたのですが、まだまだ実施されなかったということで、実は、5日に常総署長のところへ行って会ってきて、この後、古館議員からも出ますが、それとあわせて、何としても設置していただきたいという要望をしてきたんですが、実は、10月10日に知事と本部長と会う約束をしてあります。そのときに、古館議員の答弁に、二つも、三つもあるんですが、これもあわせて要望してくると、こういうことで、常総署の署長とはお話が済んでおります。非常に私も残念に思っているわけですが、つくば野田線、この県道なんですけど、これの改修に続いてぐっとやっていくわけですよ。そういうことも前に言っていたんですが、広くなれば安心なんだよと、現在は狭くて危険なんだから早いところ設置してくれと、こういうことで中央署へもお願いしてきた

わけなんです。そういうことで、10日に本部長と知事と会って、また強く要望してくると、こういうことでご理解をいただきたいと思います。

議長（豊島 葵君） 細田忠夫君。

24番（細田忠夫君） 管轄が、つくば中央警察から常総警察にかわったということで、そういう面においては若干、振り出しに戻った感もあるわけですがけれども、しかし、県においては継続されていると思うわけでございますので、一層、ひとつ実現を目指してお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、3点目として、出産育児一時金の支給方法ということで通告させていただきましたが、この件につきましても、私、町の時代に1回、医療機関に対して直接支払う委任払い制度ということをご提案させていただきました、取り上げさせていただいた経緯があるわけですが、いよいよ本年10月から、国もこの委任払い制度について本格的に推進していくと、こういう姿勢が今あるわけです。10月から、出産一時金が30万円から35万円に増額になる。関係条例も本定例会に提出されているようではありますが、現在の支給制度は、出産後に請求し、その後支給されるわけございまして、一時的ではあっても、高額の分娩費を親が一たん立てかえて支払う、こういうことであるわけです。したがって、この負担の軽減を図るために、厚生労働省としても新たな改善策を推進しようと、こういうわけです。で、出産予定日の1カ月前から被保険者による事前申請を受け付けて、出産後に、保険者である市町村から医療機関に直接分娩費として支払うという方法になるわけですが、こうなれば家計の負担も軽くなり、大変助かるということになるかと思えますけれども、この改善策は、10月以降、厚生労働省から通知を受け、保険者と医療機関が同意したところから順次実施するということになっているようであります。

同じ金を使うならば、より効果的に、また、より喜んでいただける方法に変えていくべきではないかと、このようにも私は感じておりますが、そういう意味におきまして、現在のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 出産育児一時金の支給方法についてというご質問でございますが、出産育児一時金につきましては、現在、市の国保保険条例で世帯主に、議員がおっしゃられたように支給されておるわけでございます。

現在、分娩費は親が一たん立てかえておりますが、それを保険者から直接医療機関に支給するという方法のことでございますが、この方法につきましては、具体的な制度の内容について県より示されると思っております。したがって、それがございましたら十分精査をして進めてまいりたいと、このように考えております。

細かい補足することがあったら、担当部長の方からご説明願います。

議長（豊島 葵君） 保健福祉部長渡辺勝美君。

〔保健福祉部長 渡辺勝美君 登壇〕

保健福祉部長（渡辺勝美君） お答えします。

ちなみに17年度を見てみますと、一時金の該当者が75件ございました。これまでは、住民が出生届に来たときに、国保該当者に対して国保年金課で請求の手続きをしてもらって、その請求に基づいて口座振替で支払うという形をとってきたわけですが、この方式が制度化されれば、事務の流れあるいは手続等も、どうなるのかということも具体化され

るのではないかなと思います。恐らく、そうなりますと、全県統一が図られることになるのではないかなと、今のところ考えております。

以上です。

議長（豊島 葵君） 細田忠夫君。

24番（細田忠夫君） この制度は保険者の任意に任されているという部分があるようです。ですから、全県でそういう方向になるかどうか私は疑問に感じている。いわゆる保険者の任意の実施に任されているということは、市町村の施政ということによって決まるという感じを私は持っているんですけども、そういうことになろうかと思うんですけども。この支払い方法によって、支給方法だけ変えることで特別に余分な経費がかかるわけでもないだろうと。いわゆる手法、方法によってより効果があり、また、より歓迎される方法があるとするならば、そういう方向にできるだけ努力していくことが、私ども行政に携わっている者の役目ではないかと、そんなようにも感ずるわけでございます。人に優しいとか、思いやりの政治だとか、あるいは血の通った政治だとかということがよく言われるわけですけども、こういう努力こそが、私はそういうことに通じていくのではないかと、こんなようにも感じているわけでございます。県の方針も出てくるんだろうと思えますけれども、どうぞひとつ、そういう意味におきまして、積極的な対応をお考えいただきたいということをご要望申し上げまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（豊島 葵君） ここで暫時休憩をします。

午後2時12分休憩

午後2時25分開議

議長（豊島 葵君） それでは、休憩前に引き続きまして、一般質問を再開します。
10番古館千恵子君。

〔10番 古館千恵子君 登壇〕

10番（古館千恵子君） 10番古館千恵子です。

ぜひ、よき回答をお願いいたします。

一つ目は、平成17年9月に、絹の台地域住民2,272名の署名を添えて交番設置の請願を提出しました。議会議場全議員が、絹の台交番設置に対して賛成をいただきましたが、その後、現在の常総警察や行政の働きはどういうふうになっているのか、結果報告をお願いし、設置に向けてどのような努力をいただいているのかお聞かせ願いたい。よろしくどうぞ。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） お答え申し上げます。

絹の台に交番をとというご質問でございますが、合併前に谷和原村長から、県警本部長あてに請願書が出ているということは承知しておりました。したがって、常総署長にも、このことは口頭でも話を進めていたんですが、署長もいわく、財政上の問題もあるでしょうということで、ぜひ私ばかりじゃなくて、本部ばかりじゃなくて知事の方へも話してくださいということで、先ほど申し上げましたように、10日に知事と本部長と会うということで、次の質問の問題にもかかるんですが、これもあわせて、10日に知事と本部長に

要望してくるとのこと。

もう一つ、要望するに当たって警察署の方では、今ある小絹の駐在所があのもままでいいのかどうかということも、ちょっと言うておりました。私に言わせれば、余りいい場所じゃないから、これを絹の台に持っていくのもいいんじゃないかなと、こういう考えが私にはあるんですが、これは本部に任せなきゃならないお話でございますから、いずれにいたしましても、交番、建物をつくらなきゃならない、土地はあってもつくらなきゃならないということでございますから予算措置をしなければならぬ。ということで、10日に行って強く要望してくると、こういう考えでございます。

議長（豊島 葵君） 古館千恵子君。

10番（古館千恵子君） 私も、9月8日の日に県警警察本部の生活課、室長とか茨城県知事にお会いし、絹の台自治会、アミティ、子供会の代表の方々と、安全で安心して暮らせるまちにかかせない交番をと陳情をし、要望をしてまいりました。警察本部は、現在ある駐在所は、行くには大変不便であることは、とってもよくご存じでした。で、新設とは多分いかないけれども、移設の方向で考えていくといいのかなといったような、多少手ごたえのある返答はいただいて帰ってきましたけれども、知事は、どこにその駐在所があるのすら全然わかりではなかったんです。ただ、要望書の内容を読んでいただき、インターチェンジということは、やはり場所的柄、犯罪が多く起こり得る場所であるということを知事もご存じでしたので、交番は必要だろうというふうに言っていましたので、市長、ぜひ10月10日には、私たち代表も行ってまいりましたけれども、もう一度、知事の方にアタックしていただくよう、よろしく願いいたします。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 強く要望してまいります。

議長（豊島 葵君） 古館千恵子君。

10番（古館千恵子君） では、2点目、小絹駅前十字路交差点にスクランブル信号をできないでしょうかとお伺いしておりますが、大変なことを言い出したなということは本人もよく存じてますので、申しわけございません。一応、平成4年に294号線を渡る立派な歩道橋ができ、その当時は、とてもよかったんですが、あれから14年もたてば、どなたも身体機能が低下し、移動の際には、階段の昇降、段差の乗り越えなど、物理的に大きな制約を受けるようになりました。私も含め、ひざが痛いとか、あっちが痛いとかと言って、あそこの階段を上るのは大変な思いをしております。

歩道橋は、行っていただければわかると思いますけれども、勾配がきつく、バリアフリーの基準は越えていないと思います。車いすでは、上ろうとすると逆走したり、転倒する角度です。本来、歩道橋を渡り、駅などに向かう方々の中でも、無理を承知で294号線の信号の変わり際に横断し、危険な思いをされております。

スクランブル信号は、すべての車両を停止させている間に、歩行者を同時に、斜めを含む横断をさせることです。横断中の歩行者と右左折中の事故なども防げるので、ぜひお願いしたいと思っております。答弁お願いいたします。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 国道294の小絹駅前の十字路にスクランブル信号と、こういうお

話でございますが、確かにスクランブル信号ならいいと私も思っておりますが、横断歩道橋があるところへ果たしてこれができるかなというような、このスクランブル信号ができれば、私の記憶では茨城県でトップだと思えます。初めてだと思えます。ですから、10日に会って、こういう要望も出ておるよということは話し申し上げますが、これは余り強く要望しますと、ほかの要望が薄れる危険も多分にあるんで、重要なものから先に要望して、これは最後につけ加えて言わせていただきますが、これは本当の話でございます。やっぱり、駐在所の要望ばかりじゃございませんから、知事と本部長に出してくるのは。したがって、これも話はしますが、これも絶対やれという交渉はちょっといたしかねますのでご理解をいただきたい。要望はしてまいりますから。

以上でございます。

議長（豊島 葵君） 古舘千恵子君。

10番（古舘千恵子君） 市長が恥をかかないように、申しわけございません。

でも、高齢者人口がとても増加になっておりますので、今後の高齢者の移動制約や住居環境などの問題から、社会的にも大きなことと考えられる現在です。歩行者の安全を最優先にご配慮をお願いし、安全な交差点、子供に優しい信号、人と車を分離する信号をと考えておりますので、ぜひお願いいたします。

一応、こういったような問題は、声を出しておかないと、順番だというふうに言われますので、一応声を出させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

これで終わります。

議長（豊島 葵君） ご苦労さまでした。

散会の宣告

議長（豊島 葵君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次回は、9月13日午前10時から本会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

午後2時34分散会

第 3 号

[9 月 13 日]

平成18年第2回
つくばみらい市議会定例会会議録 第3号

平成18年9月13日 午前10時04分開議

1. 出席議員

1番	高木寛房君	17番	大好光君
2番	鴻巣早苗君	18番	海老原弘君
3番	染谷礼子君	19番	富山和夫君
4番	中山栄一君	20番	山崎貞美君
7番	堤 實君	21番	廣瀬満君
8番	福島克良君	22番	今川英明君
9番	岡田伊生君	23番	豊島 葵君
10番	古館千恵子君	24番	細田忠夫君
11番	直井誠巳君	26番	川上文子君
12番	横張光男君	27番	中山平之君
13番	安藤幸子君	29番	神立精之君
14番	松本和男君	30番	市川忠夫君
15番	古川よし枝君	32番	野田正男君
16番	飯野喬一君		

1. 欠席議員

5番	倉持悦典君	25番	倉持眞孜君
6番	飯泉静男君		

1. 地方自治法第121条の規定により案件説明のため出席を求めた者

市 長	飯島善君
収入役職務代理者	豊島久君
教 育 長	豊嶋隆一君
総 務 部 長	海老原茂君
市 民 部 長	羽生恵洋君
保 健 福 祉 部 長	渡辺勝美君
産 業 振 興 部 長	鈴木清君
都 市 建 設 部 長	青木秀君
教 育 次 長	倉持政永君
秘 書 広 聴 課 長	森 勝巳君
参事兼企画政策課長	中川修君
総 務 課 長	神戸一夫君
財 政 課 長	秋田信博君
水 道 課 長	間根山知己君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	猪瀬重夫君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	古 谷 安 史 君
書	亀 田 和 義 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 3 号

平成18年9月13日(水曜日)

午前10時04分開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時04分開議

開議の宣告

議長(豊島 葵君) ただいまの出席議員は27名です。欠席議員は5番倉持悦典君、6番飯泉静男君、25番倉持眞孜君です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議の書記に、議会事務局長、事務局主事、議案説明のため、市長、教育長、収入役職務代理者、各部長、次長、各関係課長及び局長が出席です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

一般質問

議長(豊島 葵君) 日程第1、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

20番山崎貞美君。

〔20番 山崎貞美君 登壇〕

20番(山崎貞美君) 20番の山崎でございます。

まず、質問する前に、先般ご逝去なされました豊島安一議員に対して、心からご冥福をお祈りいたします。

また、天皇家におかれましては、41年ぶり親王様のご誕生に、国民の一人として、心よりお喜びを申し上げる次第であります。

さて、昨日の中山栄一議員の質問に対しましてほとんど出尽くした感がございます。なるべく重複しないよう視点を変えて質問するつもりではありますが、重なる場合、あるいは通告と少し逸脱するやもしれませんが、3カ月に一度与えられた貴重な機会ですので、お答えのできる範囲で結構でございますので、どうぞご答弁のほどよろしく願いいたします。

開発地区の教育施設についてということでお尋ねをするのですが、昨今の新聞紙上等に

よれば、社会資本の整備のおくれを危惧する報道がなされております。学校、病院、ごみ問題等が指摘されて、行政の大きな課題としてクローズアップをされてまいりました。今こそ、行政の手腕が問われるときです。

茨城県つくばまちづくりセンターの発表によれば、去る1月保留地28区画が完売し、さらには共同分譲事業として販売をした駅前220街区、すなわち陽光台についても、1期、2期68区画が完売し、3期目に入っているようであります。みらい平駅を中心とした市街化も進み、地区内の住民は、既に4月末時点で800人を超えるなど、つくばエクスプレス沿線の中でも目覚ましい発展が期待できる地域となってきました。

さらには、保留地、県有地合わせて78区画も、引き続き販売をしていくとのことですが、その中で、建築物の申請状況は、18年7月末時点で300件を超えています。

さらに、センチュリーつくば、みらい平マンション660戸について、150戸が契約済みで、今月から2期分譲に入っておりますが、都内から来た若い人たちは、二人に一人は買い控えをしているようでございます。その理由の一つには、小学校が遠いのも指摘をされているようでございます。

そこでお伺いをいたします。

今現在の転入者の年齢層の状況、いわゆる若年層、熟年層、その比率、その色分けによって、当面のまちづくりの行政の対応が違ってくるものと思われまます。また、非常に注視をすることだろうと私は思います。

きのうの中山栄一議員の質問、答弁の中でも、理解できなかった点、あるいは聞き漏らした点が少しございますので、よろしくお答えをお願いいたします。

幼稚園の民間経営の件、さらには保育所について、もう少し具体的にお知らせをいただければありがたいのかと。なぜかと申しますと、これは、学校等と違いまして、急を要する案件だろうと思われまます。

また、小学校、中学校に至っても、400人ぐらいの余裕があり、5年ぐらいは対応できるだろうとのご答弁でございました。先ほど申し上げましたマンションが、来年10月全部売れて入居したとしたら、300名、小学校へ入学するだろうと予想を立てられました。どう考えても二、三年がタイムリミットだろうと、このように私は思う次第であります。

そこで、今から建設予定地に財政面からも取り組んでおかなければならないのではないかと考えられます。ご所見をお願いいたします。

土地収用を含め、約30億円ぐらいかかるだろうと言われておりますが、11日の監査報告を受けたとき、市の財政は、決して楽観を許さない状況であるとのことでした。しっかりとした展望が必要だろうと思われまます。この件についても、ご所見をお伺いいたします。

さらには、開発地区の中にラブホテルができるのではないかとといううわさが流れていますが、何の根拠もないと思われまます。板橋地区にビジネスホテルとして許可があり、すぐ近くには幼稚園があり、板橋小学校があり、東中学校があり、さらには通学路にもなっておるわけでありまます。工事も着々と進んでいるようであります。先ほどのうわさ話で済めばよいのですが、住民の皆さんは大変心配をしております。新市のまちづくりの中で、市長としてはどのような性格のまちにしていくのか、お伺いしておきます。

よろしくお伺いをいたします。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） どのようなまちづくりをしていくのかというご質問でございますが、ただいま基本構想、これはもちろん議会の皆さんにお諮りをするわけでございますが、前にも申し上げましたように、基本構想を議決いただき、さらにまちづくり計画を策定していかなきゃならない。そういう中で、正式に、どういうまちづくりをするのかということ具体的に皆さんにお諮りをする、こういう段取りでございます。

以上です。

議長（豊島 葵君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

教育長（豊嶋隆一君） ただいまの山崎議員の質問にお答えしたいと思います。

幼稚園、保育所、昨日も、民間の方が駅周辺につくってもいいという話があるということとを答弁しましたけれども、それについて具体的にということですけども、民間の方と、今、待機幼児、あるいは幼稚園の状況、保育所のつくばみらい市の状況等を話し合いをしながら、民間の方はどんな幼稚園、保育所をつくったらいいのかということについて話し合いをしているところですので、具体的にといっても、いつから使えるようになるのか、あるいはどんな形式の幼稚園や保育所になるのか等については、まだ具体化はされていない状況ですが、認可が出ればすぐ着手したいという話がありますので、そんなに遠い将来ではない、20年度中ぐらいには使用できるような状況になるのではないのかなと考えております。

それから、小学校については、昨日答弁したとおり、今のところ小張小学校と谷原小学校で受け入れをして、大体開発地域内に各学年二クラス分ぐらいの児童が転入すれば、これは学校をつくるしかないのかなと考えております。

以上です。

議長（豊島 葵君） 山崎貞美君。

20番（山崎貞美君） まず、市長に、まちづくりの基本構想に沿ってやるんだということ、それは当たり前ですが、私ここで危惧するのは、まちの性格と申しますか、まちの色合い、例えばファッション産業が林立しているまち、あるいはサービス業が林立しているまち、あるいは農業を主体とした、伊奈町の場合は、特に基幹産業は農業であったわけですから、そういった農村型のまちにしていくとか、いろいろあると思うんですね。

その中で、一番怖いのが、先ほど私申し上げたように、ビジネスホテルあるいはシティーホテルと称して、いわゆるいかがわしいラブホテルのようなものが、それで認可を取っておいてそういったものができてくるというようなことがあっては、まちづくりの性格に大きく逸脱してくると、こう思うんですね。その辺のところを、地方の行政として、しっかり見守って監督をしていくという必要があるのではないのかなと。

特に、そういった皆さんがご心配なさっていることを少しでも払拭し、そして安心して皆さんが生活していける、協力していただける、そういった行政にしていかなきゃならないだろうと、こう思うわけですね。

ただ、市長がおっしゃられたように基本構想に沿ってやるんだと、それはまことにそのとおりだと思うんですが、それを手をかえ、品をかえられてやられたのではたまったものじゃないかと、このように心配をするわけです。

ですから、その辺のところもぜひとも後でご答弁いただきたいと思うんですが、管理監

督と申しますか、そういったものもどのような形でおやりになっていくのか、お伺いしておきます。

それから、今、教育長がおっしゃられました、小学校はそういうわけで今のところは大丈夫だというのは、きのうもお話を聞きましてよく承知をしておりますが、先ほども申し上げたように、鶏が先か卵が先かではないですが、東京あたりから、皆さんが、これはすばらしい牧歌地帯ですばらしい住環境だということで、お越しになることが多いと思うんですね。その中で、学校が至近距離にある、あるいはそういった施設が先にできているということによって、買おうと思って来られる方が、こんなに学校が遠いのでは、あるいはそういうことであればちょっといかがなものかなと、こうなると思うんですね。

ですから、先行投資と申しますか、大変、今、財政状況が厳しいと先ほど申し上げましたけれども、先行投資、この辺のところもきちっとやっていかなきゃならないんじゃないのかなと思うんですね。ですから、財政状況ということで少し触れさせていただいたんですが、小学校2校、中学校、幼稚園というこの計画用地、これをどのような展望、どのような計画を持っておやりになるのか。5年後には満杯になっちゃうんだから、今、教育長おっしゃられたように、やっていかなきゃならないという、具体的にその辺のところが見えれば、お話しいただければありがたいのかなと思います。

よろしく願います。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） まず、最初に、まちづくりにつきましては、皆さんにお配りしてありますように、合併協議会の中でいろいろ協議をしてきて、それを基本に、先ほども申し上げましたようにやっていくということで、大体、つくばみらい市のまちづくり計画、議員のところにももちろん行っていますが、あれに書いてあるとおりでございます。

それから、ラブホテルとか何とか、私も、今、初めてお伺いするんですが、ホテルができるということは最近になって聞きましたが、前ですと、建築確認というものは、必ず自治体の窓口を通過していたんですが、今は民間がこれをやられるということでございますから、なかなかそこの確認が難しくなってきたということもございます。

その今、議員がご心配の向きは、もちろん行政でございますから、法律に逸脱していれば徹底的に取り締まらなきゃなりませんので、そういうものと照らし合わせて指導していかなくやなりません、具体的に何がどういう規模のものができるのかも承知しておりませんから、都市計画課長か、部長、ご存じでしたらご答弁願いますが、そういう住民に心配を与えるようなことはないように指導してまいりたいと。

基本的な問題でございますけれども、そこまでが私の答弁できる範囲でございます。

議長（豊島 葵君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

総務部長（海老原 茂君） 伊奈・谷和原丘陵部地内の公共施設、小学校、中学校、保育所、幼稚園の設置について今後どのようになるかということでございますが、県有地の中に、それは前もって要求はしてあります。

ただ、費用負担が、合わせますと莫大な費用になりますので、その点について、今、全体の財政計画とあわせまして、これらを含めまして、当然、綿密に計画をしていきたいと思っております。

以上です。

議長（豊島 葵君） 山崎貞美君。

20番（山崎貞美君） 今、海老原部長の方から、綿密に計画を練っているということで、後で、間に合わなかったとか、どうのこうのということのないよう、これはずっと私も見守ってまいりたいと思う次第です。

それから、先ほど市長が申されたように、そういうことはないだろうということですので、これはあくまでも私も市長を信じて、このようないかがわしい、しかも通路にそういったものができるということはゆゆしき問題でございますので、ぜひとも監督をよろしくお願いいたします。

2問目に入ります。

常総橋付近の歩道についてということでお尋ねをいたします。

その後の進捗状況ということなのですが、この橋の側面に歩道ができて、かれこれ10年にもなるんですね。何度も私、近くにおるものですから、お願いをしておりました。非常に危険であります。きのうのスクランブル交差点のように二重投資をしるというような話じゃございませんで、どうしてもやらなければならない継続事業でございます。

けさ7時半ごろ現場に行ってまいりました。毎日みたいに通ってはいるんですけども、守谷クレノートン跡地から飯田輪業さんまで、ずっと車が数珠つなぎになっているんです。そこへ子供たちが登校しているんですよ。こういったものを見るにつけて、重大事故が起きなきゃいいがな、大変な事件にならなきゃいいがなと、こういうことばかり近所の皆さんは心配しております。

そして、実施設計ができたということであれば、どのような進捗状況になって、どのようなめどがついているのか、お尋ねをいたします。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 常総橋の歩道ということでございます。

あの歩道は、議員おっしゃるとおり10年前じゃなくて、平成13年ですから5年前にオープンしたんですよ。

それで、オープンした後において、あの歩道の問題につきましては、議員もご存じだと思いますが、実は、あの県道、バイパスですよ。もとは集落の中を通っていたわけですが、これをつくったところが、登記が未登記でいたと、こういうことが、この歩道をつくったところ発見されたということで、これは大変だということで、県の方に何遍も催促をして、ようやく登記が終わったという段階であったわけでございます。

ご案内のとおり、交通量も非常に渋滞しているということでございますが、青木の十字路までで大体370メートルございますか、これにつきましてはようやく登記が終わったということでございますから、今までも県に対して何回か要望してきたんですが、ご案内のとおり、伊奈の場合はあっちこっち県の道路工事が着手をしておるわけでございますが、これにつきましても、一日も早く着手できるようにこれからも働きかけてまいりたいと考えております。

県の細かい点につきましては、担当部長の方で把握しているだけ答弁していただきたいと思いますが、私の方からは、そういうことでご理解を賜りたいということをお願いいたします。

議長（豊島 葵君） 都市建設部長青木 秀君。

〔都市建設部長 青木 秀君 登壇〕

都市建設部長（青木 秀君） お答え申し上げます。

常総橋付近の歩道整備ということでございますが、現在、豊体地区の丁字交差点より青木地区の市道1 - 2号線と交わる十字路までの1,610メートルにつきましては、茨城県が交通安全施設整備事業におきまして整備が行われ、平成17年度までに全区間において供用が開始されている状況でございます。

その先の常総橋までの370メートル区間につきましては、先ほど市長の答弁にもございましたが、未登記部分が解消いたしましたので、今後、茨城県に対しまして、早期着工に向けまして要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（豊島 葵君） 山崎貞美君。

20番（山崎貞美君） 市長も、それについては鋭意努力なさるということでございます。先ほど申し上げましたように、人命が絡む非常に危険な地域、危険な場所でございますので、ただ要望だけではなくて、きちっと、相手があることでなかなか答えは出にくいと思いますけれども、これは重大事項としてどうぞ頑張っていただきたい、このように思います。

それ以上お話ししても、相手があることですので、3問目に移らせていただきます。

3問目の質問、助役を起用するかしないかということで通告をしております。

いわゆる助役、副市長の登用についてお伺いをするわけでありますが、去る8月31日通告書を提出いたしました。その後、聞くところによれば、多数の議員から、飯島市長みずから、しかも1カ月も前から、県職員の起用を考えているのでぜひ賛成してほしい、よろしく頼むと、このような電話連絡があったと、このように多数の同僚議員から教えていただきました。私も、1カ月も前からこのような打診があれば、この質問は差し控えたのですが、何も知らされておらず、9月4日の議運の会議の中で、総務部長から、県職員の起用の話が正式にございました。私は、この案にはもろ手を挙げて大賛成です。

なぜかと申しますと、地元のしがらみもなく、さらに執行者のイエスマンでもなく、大所高所で判断し、議論し、場合によっては市長に苦言を呈してこそ助役、副市長の役目、器だと私は存じます。久しぶりに飯島市長と考えが一緒だったなど、心中うれしく思いました。

近隣市町村を見ましても、過去には取手市、守谷市等、既に県の職員の出向を登用し、それなりの成果を上げているようです。県の指導のもと合併、さらにはみらい平駅周辺の開発は県が主体となって開発がなされているわけですが、やはり県と一体となるのが、行政及び新市の活性には不可欠だと思われまます。

そこでお伺いいたしますが、副市長起用の件は県から打診があったのですか、それとも市長みずから要請をなされたのか、お伺いいたします。

さらに、新しく副市長としてお迎えする方は、どのような経歴で、何を得意と申しますか、どの分野に精通なさっていらっしゃるか、わかる範囲で結構でございますので、お聞かせください。

議長（豊島 葵君） 市長 飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） お答え申し上げます。

副市長ではございません。今の制度では助役でございますから、ご理解願います。

それから、県からの要請ではございません。議員が今おっしゃられたように、議会の役員さんとかそういう方には、県から助役をお願いしたいという私の考えなんだが、いかがでしょうかというお話は前からお話しして、それはいいよという皆さんからご返事をいただいております。そういう中で、県に、こういう経験者をぜひ派遣してほしいということで知事にもお願いしてきたと、こういう経緯でございます。

何せ、県の人事で、4月1日ではございませんので、いろいろ人選の中でも、私の方でも三つほど挙げておきましたから、まず、まちづくり、ここの開発関係、これからのまちづくりに明るい人、それから人脈とかいろいろの関係もございまして、職員を指導する、養成するという関係から、総務部門、地方課、税金とかそういう問題についても経験のある方と、こういう要望を知事にしておいたわけです。

そういう中で、知事もいろいろ考えていただいて、どういう人物かというのは、今、県議会中でございますから、向こうのご都合もございましょう。皆さんの方へ、あす上程しますので、よろしく願います。

以上です。

議長（豊島 葵君） 山崎貞美君。

20番（山崎貞美君） 市長の方からご要請なされたということで、大変私も安堵いたしました。

まちづくりというのは、そういった意味でいろいろな分野の人を登用し、そして一生懸命働いていただく、協力していただく。民間では、親会社と申しますか、協力会社と申しますか、そういった重役、あるいはそういった部署の人を登用することによって、仕事の量、あるいは中身がよくなっていく。場合によっては、メインバンクから役員を登用してお金の流れがよくなっていくとか、あるいは銀行にとってみれば目付の役にもなると。そのような形にもなってまいりますので、非常に私は喜ばしいことだろうと。

また、いろいろな面で、例えば道路の問題、あるいはグローバルな政策に対して大変プラスの面が出てくると思われます。また、職員間の間でも、そういった外から登用することによって緊張感が出てくるだろうと。

そういった意味では、大変ご期待を申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。失礼しました。

議長（豊島 葵君） 次に、7番堤 實君。

〔7番 堤 實君 登壇〕

7番（堤 實君） 7番堤です。

昨日来、私の質問について、高木議員あるいは中山議員の方から質問が出されて、それに対する答弁をいただきましたので、この辺は割愛させていただきます。

したがって、生活に身近な問題をかいつまんで質問したいと思います。

まず、一つ目は、公園の管理について、清掃や草刈りなどの時期について質問したい。

公園といいましても、市内には数多くの公園がある中で、特に申し上げたいのは、小絹内の絹の台桜公園というところがあるわけですが、これの雑草が相当生え茂っておりまして、要するに伸び放題ということで、その弊害といいますか、やぶ蚊や虫が多数繁殖してしまっていて、最寄りの住民から多数の苦情が来ておったわけです。電話で五、六件あり

ました。

私も都市建設の方に電話を入れましたけれども、すぐには対応してもらえなくて、まことに残念だったんですが、ここ二、三日前行ってみましたら、きれいに整備されておりましたが、いずれにしましても、ちょっと対応が遅かったなど。

これは、都市建設課長時代に青木さんは経験がございますよね。これまでなかったんだけれども、合併してどうしてこういう形になるかと、合併したらいいことないんじゃないかという苦情が来ております。

それと比較しまして、桜公園から七、八分のところに守谷の立沢公園というのがあります。ここはいつもきれいなんですね。ですから、小さなお子さんも駆け回って遊んでいる。いつ行ってもきれいなんです。それと比較されますから、直線コースで1キロメートルか、そんなものでしょうね。近いんですよ。ここの公園も立派ですが、桜公園もかなり立派なんですね、きちんと整備されれば。

そんなことで、ぜひとも今後きれいに管理していただきたいと。合併前はこんなことがなかったということでかなり苦情が来ておりますので、ごみ拾いや、こういう清掃、今後どのような方向でされるのか、スケジュールがあれば説明いただきたいということで、よろしくをお願いします。

議長（豊島 葵君） 都市建設部長青木 秀君。

〔都市建設部長 青木 秀君 登壇〕

都市建設部長（青木 秀君） ただいまのご質問の公園の管理につきましてお答えを申し上げます。

雑草の刈り取り時期ということでございますが、実際、昨年度までは、ゲートボール場等の多目的広場の芝刈り等については、3回という形で実施しておったわけでございますが、今年度につきましては、回数を6回にふやす計画で実施はしておりますが、合併時の7月までの暫定予算という形で、実際に本入札が7月24日にずれ込んだということもございまして、若干時期的にずれ込んだことがあったために、堤議員さんが申されたような現象が発生したのではなかろうかと思っております。

今後につきましては、業者発注の管理及びそれを補完するためのシルバー人材等の委託によりまして、ごみ拾いあるいはトイレの清掃などについては、週2回という形で実施してまいりたいと思っております。

なお、そのほか薬剤散布、施肥、樹木の剪定等につきましては、その都度実施をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

議長（豊島 葵君） 堤 實君。

7番（堤 實君） 私がここで申し上げるまでもなく、公園は住民の憩いの場であるということは当然ですが、まして絹の台というところは、小さなお子さんもたくさんいらっしゃいます。したがって、きちんと管理されていなくては非常に危険であるということなんです。地元住民の皆さんは、予算がなければ、ボランティアでも協力するよということを言われているんですよ。

ちなみに、小絹の高齢者センターでは、地元の住民が順番制できれいに草刈りやどぶ掃除をしております。

したがって、ぜひともこの問題については、きちんと今後とも整備してほしいと。

少なくとも谷和原村時代と同じようなレベルにやってほしいと。今まではそういう苦情が出なかったんですね。そういうことでお願いしておきます。

それでは、次に入ります。

市内道路の整備について、昨日もいろいろと話が出ましたが、特例債事業の道路の整備については、かなり重複しておりますので割愛させていただきますが、特に東櫛戸・台線、それから、豊体のクランク交差点ですか、こちらについては住民が注目されていますから、きのうもいろいろ出ました。具体的に、例えば土地の買収に入ったとか、あるいは杭を打つとか、そういうスケジュールでも、一刻も早く着手してほしいと。

市長の方から、来月県知事とお会いするときの説明ありましたが、ぜひともこの問題について、もう一押しお願いしたいということが一つでございます。

さらに、昨年、地元住民の地権者から、杭打ちなんかで協力してもらった櫛戸の隣の田村の地区ですか、ここもきちんと杭は打ってあると思うんですが、すぐにでも着工するような話を昨年度はされておりましたが、何ら具体的には説明がないので、いつやるんだという話が来ておまして、この辺の説明も答弁いただければと。

これは、市長でなくて都市建設部長ですかね。お願いします。

議長（豊島 葵君） 都市建設部長青木 秀君。

〔都市建設部長 青木 秀君 登壇〕

都市建設部長（青木 秀君） お答え申し上げます。

市内道路の整備についてということで、まず、第1点目の東櫛戸・台線でございますが、この路線につきましては、工事延長が約3.9メートルということでございます。全体の事業期間を平成18年度から合併特例債の実施期限の平成27年度とされまして、今年度から用地調査及び測量図の作成に着手いたしました。

現在の計画では、用地買収及び補償業務につきましては平成21年度、工事に当たっては平成23年度着手という予定であります。詳細のスケジュールにつきましては、今後行われる調査設計業務の推移により決定していきたいと思っております。

また、常総取手バイパス、（仮称）豊体横町下宿線でございますが、この路線につきましては、平成19年度着手を予定しておりましたが、市の事業区間では9件の家屋移転をお願いしなければならない状況にございます。そういった関係で、今、用地買収等が長引くことも予想されます。

工事着手につきましては、用地買収の状況の推移を見ながら、軟弱地盤が予定されております水田部のエリアから工事を進めまして、早期完成を目指してまいりたいと思っております。

また、3点目の田村地内の道路の整備の予定でございますが、延長1,000メートル、幅員6メートルで整備計画をしております。現在、道路設計並びに調査測量に着手しているところでございます。

昨年度は、ただいま議員からもお話がございましたように、関係地権者の皆様のご協力をいただきまして、土地境界の確定作業を終了しているところでございます。18年度におきましては、道路用地の買収面積の確定及び道路幅杭設置を実施したいと思っております。

この作業が終了次第、地元の地権者の協力をいただきながら、用地買収及び道路工事というふうに進めてまいりたいと思っております。

市長（飯島 善君） 部長、さっきの第1点は「3.9メートル」と言ったが「3.9キロ

メートル」でしょう。

都市建設部長（青木 秀君） 失礼しました。延長でございますが、「3.9キロメートル」です。訂正します。

議長（豊島 葵君） 堤 實君。

7番（堤 實君） 市の道路については、このほかいろいろあると思うんですが、先日もお話がありましたが、小島新田で走行中にパンクして補償されたという専決処分がございましたね。そのほか、通常の走行でパンクしたから市の方でお金を支払うということになると、かなりエスカレートすると思うんですね。どういう事情か、細かい事情は私存じ上げないんですけれども、したがって、こういうことを言われぬように、今後とも市内の全体にぜひとも目配りをされながらこの管理をお願いして、質問を終わりたいと思います。

議長（豊島 葵君） ここで暫時休憩します。

午前10時47分休憩

午前11時03分開議

議長（豊島 葵君） 休憩前に引き続きまして一般質問を再開します。

次に、30番市川忠夫君。

〔30番 市川忠夫君 登壇〕

30番（市川忠夫君） 30番の市川です。

2点ほど通告をしておきました。よろしくお願ひしたいと思います。

その1点目ではありますが、品目横断的安定対策についてということでございます。

ご承知のように、政府が昨年10月に打ち出しました品目横断安定対策に基づきまして、現在、全国的にその認定の作業が推進されております。

このつくばみらい市におきましても、関係者の皆さんが農家や集落に入って説明会などをしておりますけれども、農家の人たちは、理解ができないとか、非常に不安だと、こういうことで混乱が生じているところもあります。

07年の開始を目指す品目横断的な対策は、全農家を対象にした小麦や大豆などの価格の補償を全廃をして、要件を満たす大規模経営や集落営農組織にだけ経営安定対策を実施するものであります。したがって、多数の農家が対象から外され、生産の継続が困難になれば、現在自給率を上げようとしているときに、逆に自給率の低下は免れないと思うわけであります。

また、これまで行ってきた小麦や大豆の転作による生産調整の機能が維持できなくなることもあると思うわけであります。転作をするよりも、米をつくった方がよいということになりかねません。そのことによって、米価暴落の引き金にもなりかねないと思うわけであります。

品目横断的対策の対象になりましても、担い手となっても、WTOのもとでは、関税が引き下げられ、農民を安い輸入価格と競争させることが対策の前提であります。価格の下支えがなければ、農業経営を維持することはできません。

品目横断的安定対策の受け付けは、9月1日からになっております。このつくばみらい市でも、それを国からの要請のもとに進められているということでございますが、まず、その進捗状況、こういう点から答弁をしていただきたいと思います。

議長（豊島 葵君） 産業振興部長鈴木 清君。

〔産業振興部長 鈴木 清君 登壇〕

産業振興部長（鈴木 清君） お答えいたします。

平成19年度から品目横断的経営安定対策が開始されるわけですが、麦につきましては、この秋に播種する麦から対象になるということでございます。そういうことで、市の方でも農家を対象に説明会を実施しております。その結果どのような状況であるかということでございますので、その点をお答えしたいと思います。

新しい市になってから、4月からこれまで、旧伊奈町の麦作集団、それらを中心にしまして、24集落、生産組合あるいは認定農業者等に説明会を実施してまいりました。集落によりましては、1集落何回も、5回ぐらい行ったところもございます。

そういうことで、この対策に加入する集団、正式というわけではございませんが、そういう意向を示しておる集団が、11集団、現在のところございます。旧伊奈地区におきましては7集団、旧谷和原につきましては4集団ということで、賛同を得ております。

それから、戸別の認定農業者につきましては、現在のところ23人、旧伊奈が19、旧谷和原が4ということになっております。

さらに、認定農業者につきましては、面積の制約といいますが、ある一定の面積を耕作しませんが対象になりませんので、そこら辺をよくご説明申し上げまして、またさらに、認定農業者の認定基準は市の農業基本構想の中で細かに定めてありますので、これらを認定しやすいように見直しの作業を進めてまいりました。そういうことで、先般、市の農業基本構想を一部改正して、告示をしておるところでございます。

さらに、いまだ加入の意思を示していない方につきましても、さらに説明会等を開催しまして、ぜひこの対策に乗っていただきたいということで啓発を行っているところでございます。

以上です。

議長（豊島 葵君） 市川忠夫君。

30番（市川忠夫君） ただいま答弁をいただきましたけれども、私は、一つは、こういう集団、あるいは認定農業者、こういう人たちがこれをやっていくという場合と、それと、今のこの政策の中でそういうところに加味されない農家、両方あるんだよね。これは絶対見逃してはならないことだと思うんだよね。認定されない人たちの方が多いわけですよ。ここも非常に問題なんですね。

これまで何十年も集落の皆さんと協力しながら農業をやってきたわけですよ。片方だけ、集落営農の方だけを、対象となる人だけを進めると、一方のそれに対象にならない農家、こういう農家をどうするのか、これも市としてちゃんとどういう対応していくかということを決めた上でやるべきだと思うんだよね。これをやらないと、いろいろな問題が出てくると思うんだよね。これは、単に麦、大豆、そういうことばかりじゃないわけです。米も含まれると。

ご承知のように、米は大変な状況にあるわけです。そういうことも含めた上で進めないで、大変な問題が生じるのではないかなということだと思うんです。

まず、一つは、認定されても、価格の問題、絶対補償できるのかということなんです。これは前回は申し上げましたけれども、世界のWTOの会議の中で、関税を下げるというのが目的でしょう。それで、自由貿易ができるようにすると。それに対応することができる農

家をつくると。それが、集落でいうと20町以上、個人の場合は4町以上と、そういうことですね。それに該当したとしても、そういう価格の問題があると。補償されないんですから。

WTOの中のでは、3年間の価格の平均をとって補償するんだと、こういう方向ですよ。しかし、これは農家の方が積み立てをするわけですよ。自分が積み立てたお金を、自分だけではありませんが、国ももちろんそこに予算は出すけれども、それをいただくと。しかも、3年間の平均ということは、安くなった平均なんだよね。決して農家にとってみれば、価格の面でも満足できる価格ではない、補償される金額ではないということ。まだこれが進められていないから、どのくらい来るのかわかりませんが、今の方針だとそういうことですよ。これで、認定された農家の方が、まじめにやってらち明かないということになるんじゃないかということが一つ。

そういうときに、市はどういう手当てをするのか、これが問題だと思うんだよね。国に対しては、もちろんまずいことは、市長みずから、農林水産省でもどこへでも行って、市の要望を出してくるといのはこれからの課題で、やるべきだと思うんですが、市としてどういう対策をとるのか、これがまず求められていると思うんです。

そういう点で、もう1回お願いしたい。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 今、議員がおっしゃったように、今の農政、非常に難しい問題です。それはやはり、日本のこれまでの農業のあり方というものと、諸外国の農業のあり方というものは全然違うわけですから、それが諸外国に合わせていこうということですから、したがって、今までの価格政策から所得政策へ転換されてきたと、私はこう思っておるわけです。

したがいまして、今、部長から説明あったような国の方針に基づいてやっていかなきゃなりません。これから、俗に言う零細農家というか、そこに組み入れることができない農家の皆さんをどういうふうに指導していくか、これは非常に難しい問題でございますけれども、やはり農家の皆さんにいろいろ説明して、農家の皆さんの意見をしっかりと聞いて、そして方向づけをして進めていかなきゃならないと、基本的にはそういう考えを持っております。

議長（豊島 葵君） 市川忠夫君。

30番（市川忠夫君） ただいま、農家の皆さんの意見を十分踏まえて、それで進めるということで、そういう姿勢は貫いてほしいということをまずお願いしておきたいと思うんですが、ただ、先ほども申し上げましたように、価格の問題、それとどういうふうに、援助というか、対応していくのかという点ですよ。今、新しい市になりまして、財政的にも大変だということですから、それはそれは大変なことではありますが、どこに力を入れて行政をやっていくのかということが問われる問題だと思うんです。

私が今さら言うまでもなく、「谷和原三万石お米の出どこ」という歌もあるように、こは全国的にも非常にそういう点では有名なところですよ。

そういうことで、十分農家の意向を聞きながら、今後、そのことについて取り組んでほしいということを申し上げて、次の問題に移らせていただきます。

2点目は、うまい米に対する1俵5,000円の助成、これは市全体に拡大をして、今後も

さらに存続をすることということです。

あらゆる農産物が全世界から輸入をされております。そういう中、食の安全、安心には非常に関心が高いわけでありまして。そういう中において、食の安全、農作物の生産履歴も提出をしなければならない、そういう状況になっているわけです。それに加えて、うまい食べ物、農産物、これが要求されておるわけでありまして。

旧谷和原村では、3年前から、うまい米に該当した米に対しては、1俵5,000円の助成金を出してきました。米の販売は、市場での競争が非常に厳しいわけでありまして、したがって、有利に販売ができるようにということで、うまい米づくりを進めてきたのでありますが、うまい米をつくるには、非常にハードルが高いものがあります。

農家の努力によりまして、うまい米に合格して1俵5,000円プラスされるならば、農家の励みにもなるものであります。合併をしたのですから、市全体にこれを拡大するように、しかも、これまで旧谷和原2年間やってきて、ことし3年目になります。何か話に聞きますと、ことしあたりでこれがやめられるのかなという話も耳にしております。これをぜひ存続してほしいと。伊奈の皆さんにも、谷和原と同じような助成金を出すという方向で進めてほしいと思うわけですが、いかがでしょうか。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） うまいお米に対する1俵5,000円の助成金、これを旧伊奈の方へも出したらどうかと、こういうご質問でございますが、これは簡単に、はいそうですかというわけにはまいりません。

というのは、予算全体から見ますと、議員ご存じのように、今の転作にかかわる補助金でございますが、これが、全然出し方のメニューも伊奈と谷和原は違ってありますし、総額からいうと大変な違いがあるわけです。

伊奈の場合は、細かいことは申し上げませんが、旧谷和原よりは倍近い助成金を支出していると。その中で、また1俵当たり5,000円、これは農協ともしっかりと協議をしておかなきゃなりません。というのは、19年度から農協が主体でこの転作関係を進めていくわけですから、農協としっかり相談してやっていかなきゃならない。

さらに、今やっております1俵当たり助成金の上積みというか、おいしい米をつくるのはもちろんです。ただ、これは、今、議員がおっしゃったように、零細農家の方々にもというわけにはいきません。やはり農業専門の人らでございますと、おいしい米づくりの研究は大変な苦勞が要るわけですから、そういう中で、そこへばかり集中して、多額の額でございますから、集中して助成していくというわけにはまいりません。

農業に関する助成金とかそういうものをみんな洗い出して、その中で再構築するか何かしていきませんかできないと私は思っております。

したがって、ここで、はいそうですか、検討しますというわけにはまいりませんので、私の今の段階では、全部洗い直しをしないと結論は出せないと、こういう考えでございます。ご理解を賜りたいと思います。

議長（豊島 葵君） 市川忠夫君。

30番（市川忠夫君） きのうの農業新聞の記事でございますが、世界の閣僚の会議が行われていたんですね。その席で、実は、ことしの7月ですか、WTOの会議が決裂したんですね。

この決裂した理由というのは、一言でどうこう申し上げられるものでもないので、私はここで申し上げませんが、私は、実際そこで決裂した、農業問題が外国の農業にまで影響するような世界の会議がやられるというようなことは、もってのほかよくないことだと思うんですね。その国、その国の農業のあり方、あるいは食のあり方というものはあるわけですから、それが世界の中でかなりの分野を会議でやられると。

日本では、何とか今の米の価格を維持していただけるのは、やはり関税の問題あるわけですよ。この関税を限りなく下げようというのが、WTOの会議の中でたびたび出るわけですよ。それのとおり、もしなったら、今の日本の米づくり農家は壊滅状態になるのではないかと、私はそう思うんです。

ですから、行政というものは、そういう中で、この市の農業どうしていくかというのをあらゆる面から検討して、農家の人たちが安心をして米づくり、麦づくり、大豆づくりなどをやっていけるような、そういう政策をとるのが行政の、私は立場だと思うんですよ。

確かに、財政が大変なのはもちろんわかります。しかし、あらゆる面で、今、農家ばかりじゃない。その他の市民の皆さんからも、いろいろな負担が多くなってきたというお話を聞いておりますが、そういう中では、少しでも、農家でいえば、今言ったような励みになるような政策、これが求められていると私は思うんです。

そういう点で、その問題につきましても、今後考えられて、実行していただければと、そういうことを要求するわけです。今後ともよろしくお願ひしたいと思いますが、もう一度答弁願います。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 先ほど申し上げましたように、もう一度答弁と言われましても、はいそうですかというわけにはまいりません。

というのは、議員ご存じのとおり、私も、アメリカの農林関係に深いかわりを持っていた。若い、これはパーカーという人なんですが、日本の方へ来て、アメリカの穀物を売りに来た男なんですが、これがたまたま私のところへ何回も遊びに来ていたんですが、実は、生ずしを冷凍にして日本へ持ってきて売ると。これは私止めましたが、アメリカへ帰られて、帰られた後も一回行きましたが、とにかく知事がよく言うゆめひたち、キヌヒカリが、ここで作った、奨励しようという翌年度には、カリフォルニアは作っているわけです。

それで、向こうの人間が食べるわけではないですよ。向こうでは生ずしはあんまり食べない、このごろは食べるようになったようですが、その米を日本へ売ると。こういう施策をとっておるわけでございます。

したがって、先ほど申し上げましたように、構造的に向こうの農業とこちらの農業は違うわけですから、この零細農業、いわゆる小面積を耕してやっておる農業をいかにして救済していくか、こういう問題へこの重点を置かなきゃならない。それには、改良普及所と農協と、行政だけではとてもやっていけません。

そういうことで、この3者が一体となって進めていかなきゃならないということで、これからも、いろいろ議員にもアドバイスをいただきながら、関係機関に働きかけをして、こういう方々といろいろな意見を交えて進めてまいりたいと、こう考えております。

議長（豊島 葵君） 市川忠夫君。

30番(市川忠夫君) 私が今さら申し上げるまでもなく、十分ご承知だと思うんですが、先ほども申しましたように、すべてが世界的になってきているということですね。農業もそのとおり、日本にたくさんの農産物が入っているわけですよ。

あれをだれが扱っているか、小さな業者とかそういうものじゃないですよ。世界の大きな穀物メジャーが、世界の穀物を自由にやっているわけです。日本にも米もたくさん入っておりますが、現在77万トンも外米が入っているということですよ。これも、日本の業者と、大きい業者ですよ、ちっぽけな米屋さんじゃありません。大企業ですよ。入札に参加できる業者、指を数えてもほんのわずかしかなんですが、そういう人たちがすべてを牛耳っているんだよね。

結局、WTOもそのとおりですが、すべてを財界、企業が握っている、そのために大変な思いをしているわけですね、一般国民は。いかにしてそれを打開していくかということだと思うんだよね。これはちょっとやそつではなかなかできないんですが、小泉さんがその先頭に立ってやっているわけですから、そういう状況なんです。

一生懸命、あらゆるところで、うまい米をつくりましょう、そういうことを進めても、一方ではそういうものがあって、思うようにいかないという部分もあるんだということも頭に置きながら、やはりこういう問題は考えていかなきゃならないと思うんですね。

零細農家が多いこの日本では、本当に世界的な農業に太刀打ちできないというのはわかります。しかし、この国に合った農業というのはあるわけだよね。

私も、アメリカの農業だとか、タイの農業だとか、そういうのは十分視察しておりますので、そういう関係も十分理解しているつもりですが、とにかく日本は日本らしい農業、つくばみらい市はつくばみらい市らしい農業をやはり行政の立場で考えてほしいと、私は声を大にして申し上げて、これで終わります。

議長(豊島 葵君) 次に、26番川上文子君。

[26番 川上文子君 登壇]

26番(川上文子君) 26番の川上です。

3点通告をしてあります。午前中は1点目ぐらいかと思うんですが、質問させていただきたいと思います。

1点目、国保の申請減免と資格証明書について伺います。

7月に国保税率の引き上げが行われまして、納税通知書が各家庭に送られました。住民税、介護保険料に続く負担増です。市民は、この連続する負担増に、何とかしてくれという声を上げています。

国保制度は、憲法第25条の生存権、すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すると定められた憲法25条の生存権の要請に基づいて、国民健康保険法の目的として、国保事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健に寄与することとして、国民健康保険制度が社会保障制度であるということを明確にしています。だからこそ、低所得者に対して法で法定減免を定めていますし、法律の77条と地方税法 717条で申請減免が規定されています。つまり貧富の差にかかわらず医療を受ける権利を保障し、かつ憲法25条に基づく文化的な最低限度の生活を営む権利を担保するために、この減免制度が規定されていると言えます。

しかし、実際には、かつて伊奈町でも谷和原村でも、この制度は十分生かされてきませんでした。生活保護基準並み、またそれ以下の加入者からも、実際には保険税が徴収され

ています。税率引き上げによって国保税が大きな負担となっているときだからこそ、申請減免の制度が私は生かされることが必要だと思います。

そこで、申請減免について3点伺います。

一つは、申請減免制度の広報についてです。

つくばみらい市国保税条例第16条に申請減免制度を明確にしているにもかかわらず、市民は、その存在を知らない状況にあります。知らせないということは、市民の申請する権利を、機会を保障しないことになるわけで、これはきちんと広報すべきと思いますが、見解を伺いたい。

二つ目として、申請減免申請書を窓口においてあるかという問題です。

窓口申請書を備え、申請したいという市民の申し出があったらば、申請書の書き方、添付書類などの説明をし、申請書を交付するという体制になっているかということ。

三つ目として、つくばみらい市国保税条例第16条の定めの中では、該当する者のうち必要と認められる者として、(2)に、当該年度の所得が皆無となった者またはこれに準ずると認められる者が、この申請減免の対象になると定めています。では、この皆無となった、またはそれに準ずると言っていますが、どの程度の所得と解しているのか。

以上、申請減免について3点お答えを願いたい。

次に、資格証明書の発行についてです。

政府が、2000年4月から国民健康保険法を二つの点で改定をいたしました。

一つは、1987年の国保改定で、保険税を滞納している世帯に対しても、正規の保険証を発行せずに資格証明書を「発行することができる」と規定していました。これを2000年4月から、「発行するもの」という義務規定に改定をいたしました。もう一つは、保険給付についても、全部または一部の支払いを一時「差しとめることができる」から、「差しとめるものとする」と、義務規定に改定をいたしました。

資格証明書の発行や給付の差し止めについて、悪質滞納者に限っていたものを、それぞれ1年以上の滞納、1年半以上の滞納と定め、低所得者で払い切れない人にまで対象を広げるといった結果となっています。しかし、同時に、資格証明書発行の流れの中で、特別の事情の届け出をさせることや、弁明の機会を設けることや、また公費負担医療や特別の事情に該当する人からは保険証を取り上げないんだということを政令等で明らかにしています。

合併前、伊奈町では、資格証明書の発行は行われてきませんでした。しかし、谷和原村では発行されておりまして、この9月から、全市的に発行する方向で現在準備が進められていると思います。

私は、取り扱いを一步間違えば、生活に窮している人の医療を受ける権利を奪い、命も奪いかねないと思います。

そこで3点伺います。

一つは、資格証明書の発行に当たって、さっき言いましたように、保険税の滞納から1年経過をし、その後特別の事情等の届け出を本人に送って、その届け出が提出をされない、また特別の事情というのが妥当でない、そういうふうに認めるときは、さらに弁明の機会を要して弁明書の提出を要請するわけですけれども、弁明書の提出がされない、または弁明をしたけれどもその妥当性が認められない、そういう場合に初めて保険証の返還の通知という形で手続をとることになっています。こういう手続をきちっととられているの

かどうか。

二つ目は、公費負担医療の対象者は、資格証明書の適用除外となっています。取り扱いに間違いがないよう徹底されているのかどうか。

三つ目ですが、特別の事情という問題です。特別の事情のある者は資格証明書の発行の対象外となるわけですが、国保施行令で5点の事例が出されていますが、これはあくまでも国の判断事例でして、判断は最終的には市町村に任されています。市として、特別の事情をどう判断をしているのか。その中で、低所得であることを特別の事情として認めているのかどうなのか。

以上、6点ということで、あらかじめその内容については通告をしてありますので、答弁漏れがないように、6点について丁寧にお答えを願いたい。

議長（豊島 葵君） 保健福祉部長渡辺勝美君。

〔保健福祉部長 渡辺勝美君 登壇〕

保健福祉部長（渡辺勝美君） お答えします。答弁漏れのないようにします。

一つ目の申請減免制度の広報についてということでございますが、広報につきましては、国保制度の基本的な内容につきましては、随時、広報でお知らせしているところでございます。減免の内容についての広報までは、現在考えておりません。

それから、減免申請書の窓口への整備でございますが、減免申請書そのものが、納税相談に来ていただいて、納税できない状況というものを把握した上で、その減免を申請していただくことになるということなので、窓口に着用はしておりませんが、申請書が必要な際にはすぐに用意できる体制となっております。

それから、3番目の当該年度の所得が皆無となった者またはこれに準ずると認められる者という、この所得の判断でございますけれども、基本的には、納税義務者の担税力、いわゆる税負担能力を判断して減免するものでありまして、単に所得金額等が一定金額以下という枠によって減免の範囲を指定することは難しいのではないかなど。

それから、失業等で当該年度の世帯主の所得が皆無になった場合でも、同一世帯に所得を有する方がいるような場合には、納税できるものと判断できます。その場合にも、減免の対象とはなりません。また、世帯主の失業によって世帯全体の所得がなくなった場合でも、それまでの貯蓄等もある場合には、納税を続けていける方もいます。

また、納税相談の中で、その方の状況をよく聞き取って、十分その状況を把握した上で、減免の対象となるかどうか判断していきたいと考えております。

それから、資格証明書の発行についてでございますが、資格証明書の発行に手順を踏んでいるかということかと思うんですが、資格証明書の発行に当たっては、その前に、6カ月短期、3カ月短期という保険証を現在発行しております。前年度の国保税8期分のうち2期以上納付のない方に対しましては、6カ月短期の被保険者証を発行すると。ただし、納税を相談を受けた内容によっては、引き続き一般の被保険者証を発行しているという状況です。

また、その6カ月短期の被保険者証の期間中に納付が全くないという方に対しましては、3短の被保険者証を発行します。また、3短被保険者証交付後も納付が全くないという方に対しては、資格証明書を発行するという方法をとっています。ただし、納税相談の内容によっては、3短被保険者証と判断した方には資格証明書は発行しないと。

このような流れになっておりまして、3短被保険者証から資格証明書に切りかえる際に

は、そういう手順を踏んで資格証明書を発行しているという状況です。

それから、公費負担医療の対象者の取り扱いでございますが、公費負担医療の対象者につきましては、国保税を滞納している場合でも、6短被保険者証を発行せずに一般の被保険者証を発行しておりますので、資格証明書を発行することはありません。

それから、被保険者証の返還を求める際の特別の事情の判断ということでございますが、特別の事情には、世帯主が財産について災害を受けまたは盗難に遭ったこと、世帯主または親族が病気にかかり、または負傷したこと、世帯主がその事業を廃止し、または休止したこと、世帯主がその事業について著しい損害を受けたこと、などの理由によりまして生じた収入の減が生活に重大な支障を及ぼす程度のものであるときとありますが、低所得者の方には、国保税の減額規定により、被保険者の均等割と平等割というのを6割減額あるいは4割減額とするという制度がございます。

したがって、被保険者証の返還を求める際の特別の事情については、政令で定めのとおり、低所得であることというのを特別の事情で認めるということは、現在考えておりません。

以上でございます。

議長（豊島 葵君） 川上文子君。

26番（川上文子君） 国保税というのは、今、部長が説明されましたように、法定減免があるわけです。6割、4割の軽減がありますけれども、給与収入でいいますと、98万円以上の人たちは所得割が課税をするというのがまず大原則で、法定減免についても、6割の減額については、給与収入98万円以下が均等割世帯、平等割の6割の軽減対象と。4割減額についていうと、前年度の所得33万円、つまり給与収入98万円に扶養家族1人について24万5,000円加算した額以下の世帯ということですから、4人世帯で計算をしますと、給与収入で年間171万円という額です。

つまりこれを見ましてもわかりますように、98万円で生活ができるはずはないわけで、98万円の人にも、98万円以上であれば所得割がかかるという関係、均等割はすべてかかるわけで、生活保護基準以下でも対象になるわけです。これは介護保険も同様で、所得のない人にも課税される。ここに問題があるからこそ、法定減免を定め、また申請減免の制度を定めているわけです。

具体的に、先日、1件、国保課の方に申請減免を要請した人がいるんですが、実際この方は、今、部長が説明されているように、世帯主が病気で倒れて、全く無収入だと。しかし、家族の中で1人年金の受給者がいる。しかし、年金の受給は月15万円程度で、一家6人ですから、とてもこれで生活ができないという状況の中で、言われたように、今まで一生懸命働いてきたわけですから納税はしてきたわけで、今後のこの事態の中でどう暮らしていくのかということで、申請減免の申請をしました。しかし、窓口では、実際には、もろもろの説明をされたと思うんですが、本人自身が、それでは対象にならないのかと思って、引き下がらざるを得ないような形で引き下がったという経過がありました。

私は、これは申請減免というものについて、もう少し整理をしていくことが必要なんだと思うんですね。

国民健康保険法では、保険料の減免を定めていまして、地方税法の717条に定めていますのは、天災その他特別の事情がある場合、または貧困により生活のための公私の扶助を受ける者、その他特別の事情にある者に限り減免することができるように定めています。

この公私の扶助をもとにして、つくばみらい市でいいますと、所得が皆無、またはこれに準ずるといって、さっきの判断基準が出てくるわけですが、この公私の扶助を受けている者は減免の対象にするんだよという減免のあり方について、1980年の衆議院の自治省の見解では、公私の扶助を受けている場合というのは何を指すのかということで答弁をしています。これは、生活保護法による各種扶助や就学援助、保育所入所世帯、老人医療や児童手当、福祉年金などが公の扶助になるんですよ。また、私の扶助というのは、公私の私の部分は、伯父などからの援助が私の扶助に当たると。つまりこういう形での援助を受けている人たちは、公私の扶助を受けているということになるわけで、減免の対象として考え得るといって答弁をしています。

もちろん私も、総務省自身も言っていますけれども、例えば就学援助世帯すべてを申請減免の対象にしないというのは、やはり無理があるだろうと思うんです。ですから、生活の一定の目安、めどを、どこまで生活が困窮したときに申請減免の対象にするのかということ、所得の基準で明確に定めていくことが必要なんだろうと思うんですね。

今、部長が答弁された中で、今までの資産という話がありました。資産要件を入れるのかというのは、これは議論の分かれるところで、国保税については、資産割があるわけですが、そこでも既にかけているところもありますし、ほとんどの税務負担というのは、資産要件を入れていないわけですよ。申請減免について、突然ここで資産要件を入れていくのかと。

要するに、生活保護の対象者同様に、資産を全部洗い直して、そしてすべてなくなったところでしか申請減免の制度対象にしないかということになってしまうのは、余りにも狭過ぎる。

ですから、各地でやっているのは、所得の基準でこの申請減免の対応をしている。これも担当課長にあらかじめ渡してありますけれども、例えば国分寺市では、生活保護基準生活に対する平均収入割合が1.1倍未満の場合は100%減免、1.2倍未満の場合は80%減免等々定めています。平塚市でも、最低生活基準の100分の120以下の場合、その年税額を10等分しまして、100分の90以下の場合、10分の7、7割を減額をするんだと。100分の91から100分の105以下については、10分の6を減免するんだと定めています。相模原市についても、最低生活基準以下、つまり生活保護以下の場合、全面減額、それから基準額の10分の11以下は10分の8を減免する等々、所得基準で明確に定めています。

私は、今のこの時期に、突然、失業だとか病気だとかということで生活の道を断たれる家庭が大変ふえている。こういう事態に、やはり申請減免が、明らかにあなたは対象になる、ならないということが、客観的に説得性を持つ形で示す意味で、基準を設けることが必要だと思います。そこで、再度ご答弁をお願いしたいと思います。

それから、資格証明書の発行の問題ですが、これは今説明されましたように、市の条例の中でも、市の国保短期被保険者証交付要綱、それから国保税滞納者にかかわる措置の実施要綱で、手続については定めています。それから、公費負担医療についても、除外をするんだということを市の要綱で定めていますから、それをきちっと守っていただきたい。

そして、もう一つは、制裁措置、資格証明書の対象から除外される特別な事情の理解の問題なんですけど、これも課長にお渡しをいたしましたけれども、平成17年5月の国保事務という中で、厚生労働省の保険局国民健康保険課長の補佐が書いているものがありまして、これは大事なところだと思うんですね。

この中で、資格証明書の発行における弁明の機会の付与手続きを活用し、生活保護申請が必要な状況にもかかわらず生活保護の申請を行わない被保険者の発見に努め、資産状況、収入状況を把握して早期に生活保護の申請を勧奨することとされているんです。

つまり資格証明書というのは、制裁ではないんだよと。要するに、本当に困っている人は、新たな別の生活保護なりいろいろな扶助制度、そこを見つけてあげて、行政としてそこに道筋をつけてあげて、そして自立の促しをするんだと。そのための資格証明書の発行の弁明の機会なんだと言っていて、ここはとても大事なことだと思います。

それから、同時に、2番目として、資格証明書の発行に当たっては、発行基準を作成していただきたいと、厚生労働省の保険局の課長補佐が明確に言っています。

その発行基準についても、機械的なものだけでなく、地域の状況や市町村の政策課題を考慮して、例えば地域雇用開発促進法による雇用機会増大促進地域や求職活動援助対象外とするとか、求職活動援助地域の指定を受けている地域では、リストラ等により離職した世帯を資格証明書の発行の対象外とするとか、乳幼児の医療費助成の上乗せ支給している地域では、対象となる乳幼児が含まれる世帯は資格証明書の対象外とすることを検討すべきだと述べています。

つまり、どういうことかということ、その地域での政策的な課題、例えば雇用をどんどん促進しようと市は努力をしていると。そういう中で、今リストラで困っている人たちについては、例えば減免をする、それから医療を確保することによって生活自立をしていただいて、雇用の場につなげていく。そのためにも、資格証明書の発行じゃなくて、医療のちゃんと受けられる保険証を出すんだという態度だとか、例えばこの茨城県では、就学前まで乳幼児の医療費の無料化をやっているわけですが、そういう世帯は本当に守っていき、子供を育てるのを支援していきという政策を持つのであれば、この市もそうですけれども、そうであれば、その乳幼児を持っている、医療の助成を受けている家庭は、少なくとも資格証明書の発行はしないんだよというような形での取り決めをなささいというふうに、明確に指示を通知を出しています。

そういうことも考えたときに、私は、いずれにしても、部長の答弁の範囲から、さらに明確な生活困窮家庭の対象を含めて、資格証明書の発行の基準というのを明確にしていくことが必要なんだと思うんです。

再度ご答弁をお願いしたいと思います。

議長（豊島 葵君） 保健福祉部長渡辺勝美君。

〔保健福祉部長 渡辺勝美君 登壇〕

保健福祉部長（渡辺勝美君） 資格証明書についても、明確な基準をつくれということだと……。

26番（川上文子君） 申請減免もよ、忘れないでね。

保健福祉部長（渡辺勝美君） 申請減免もね。

非常に難しいんですが、先ほど資産という話も出ましたけれども、答弁の中で、やはり基本的には、納税義務者の税負担能力を判断して減免ということには、変わりはないのかなという気がいたします。

そういう意味で、実際に同じ世帯に所得を有する方がいる場合には納税できるという、世帯主義でございますから、そういうことも一つには言えるのではないかなと。

それから、納税相談なんですけれども、実際に、6短の短期被保険者証が160ぐらい、

3短の被保険者証が270ぐらい、非常に多いんです。そういう方々が、実際に納税相談に応じてくれることによって、これらの減免についてのお話であるとか、それから資格証明書の発行に当たっての手續等もお話ができると。しかし、先ほども言いましたように、期間中に納付が全くなくて、納税相談にも来ないという方が非常に多いということで、事務局の方では悩んでいるところでございます。

それから、先ほど収納対策緊急プランの考え方と作成方法ということで、厚生労働省の見解ということで、資格証明書の発行、いわゆる個々の資格証明書の発行を行っている市町村が大分多いよと。やはりこれは、生活に本当に困っている人と、悪質な滞納者というのを区別することが必要なのではないのかなということをおっしゃっています。

それから、この資格証明書の未発行のところには、特別調整交付金の算定をしないということも言われておりますけれども、そういう中で、資格証明書、それから減免についても、先ほど議員が言われたように生活保護基準等に基づいて基準をつくっているところがありますけれども、県内でもそういう基準を私もまだ把握しておりません。そういう中で、よく今後研究してみたいなと思っております。

以上です。

議長（豊島 葵君） 川上文子君。

26番（川上文子君） 部長、さっき申請減免の話で、世帯の中に収入があったらと言いましたけれども、私が言いましたように、具体的な先日の例で言いますと、その収入で一家が支えられるほどの収入ではない、明らかに生活保護基準以下の収入、であるけれども申請の対象にはなりませんよという説明の中で、取り下げざるを得なかった。だから、そこを整理する必要があると思うんですよ。

県内ではやっていないと言いますが、いい例を持ってくると、いやそこにはと行って、やらない場合については、ほかはやってないからという話にならないで、やはり市の独自の、大事なことは何かというところに立って判断していただきたいと思うんです。

申請減免についてですが、つくばみらい市の行政手続条例がありますよね。その第5条に、行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準を定めるものとする、つくばみらい市の行政手続条例に定めています。そして、この第5条の2に、できる限り具体的なものとしなければならないと定めています。

この行政手続条例を遵守しようとするすれば、つくばみらい市の国保税条例の第16条をどう適用するのかどうかという判断する審査基準を、できるだけ具体的な減免基準として策定することが、私は求められているんだろうと思います。

今、本当に生活実態、景気が上向いてきたと言いますが、大企業は3期連続で史上最高の利益を上げています。バブル時期を上回る空前の利益を上げている。そういう状況がありますけれども、国民の大多数の中で所得が減少しています。

このところ、格差、それが大変問題になっていますが、本当に格差と貧困が深刻な形で広がっています。

特に、この間小泉政権がやってきた中で、低所得者、社会的弱者がいろいろな社会保障制度から排除されるという事態が起こっています。生活保護の餓死者まで出た事例もありましたが、障害者福祉でも介護保険でも、本当にその費用負担を払えないというところから、施設から追い出されざるを得ないというような事態が広がっているわけです。

そういう中で、今の税負担が、国保税についても7月に上がり、介護保険についても4月に上がり、そして国の法の改定の中で住民税の負担がびっくりするぐらい高齢者に高い形で引き上げられて通知をされるという事態です。

ですから、確かに短期保険証の発行はしています。その中で、本人との機会はあるでしょうけれども、あくまでもそれは税の分割払いだったりという形で、税額は何ら変わらない。それをずっと抱えながら生活をしなければならないわけで、生活保護以下、また生活保護基準の所得の人たちが、この負担に耐えられて、自立の再生の道を本当につくれるのかという実態を正確に把握をしながら、申請減免についても、それから資格証明書の発行の基準についても、基準を打ち出して、そして捨てる人は捨いながら、一日も早く生活の自立をしていただいて、生活の再生をしてもらって、さらに新たな納税者となり得る形で頑張ってもらおうということが、本当に大事なんだろうと思うんですね。

いずれも、やはり基準を設けるのは私は当然のことだと思うんですよ。そこら辺をあいまいにしないで、再度、部長の答弁をお願いしたいと思います。

議長（豊島 葵君） 保健福祉部長渡辺勝美君。

〔保健福祉部長 渡辺勝美君 登壇〕

保健福祉部長（渡辺勝美君） 先ほども言いましたように、よく研究させていただきたいと思います。

26番（川上文子君） 研究してください、本当に。

議長（豊島 葵君） ここで暫時休憩をします。

1時から再開します。

午後零時03分休憩

午後1時03分開議

議長（豊島 葵君） 休憩前に引き続きまして一般質問を再開します。

川上文子君。

26番（川上文子君） 午前中に引き続きまして、残りの2点について30分間で質問いたします。

介護ベッド、車いすの取り上げをしないよう、ということで通告をいたしました。

4月から改定介護保険法が全面施行されまして、多くの高齢者が公的な介護サービスを奪われるという事態が起こっています。既に、昨年10月から介護施設の居住費、食費が全面自己負担となったため、負担増に耐えられず退所を余儀なくされる。県の調査では、8月23日現在、負担増による退所者が91名、つくばみらい市の中でも1名という調査結果が出ていますが、ショートステイでデイサービスを断念した高齢者も少なくありません。

そして、4月以降、介護報酬の改定で、介護1、2の介護プラン作成に支払われる介護報酬が約半分に引き下げられたことなどによりまして、ケアプランをつくってもらえないケアマネ難民が大量に生まれていると、先日のNHKテレビでも報じました。また、利用限度額の削減で、ホームヘルパーなどの利用時間、回数が減らされる事態も広がっています。

自治体として、介護保険法の改定によって、介護予防や自立支援と全く逆のことが起こっている事実を、私は県や国に伝えていくことが必要だと思います。同時に、介護保険制度の改善を要求するとともに、高齢者から公的介護を取り上げてしまうことのないよう、

自治体としてできる限りの努力をすることが求められています。

4月から、原則として、介護ベッド、車いすなど福祉用具の取り扱いについて変わりました。この点について伺いたいと思います。

4月から、原則として、介護1以下の軽度の高齢者は、車いすや介護ベッドなどの貸与が受けられなくなる。従来の利用者への経過措置も9月末が期限とされて、今、高齢者の不安は高まっています。

そのような中で、8月14日、厚生労働省老健局振興課が、各都道府県介護保険担当課あてに、介護用具貸与及び介護福祉用具貸与費の取り扱いについて通知を出しています。

この中で、軽度者に対する福祉用具の貸与は、原則として保険給付の対象としない。ただし、日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められるものは保険給付の対象とするとして、例外的に福祉用具貸与が必要であるものには保険給付の対象となるので、軽度者であることをもって機械的に保険給付の対象外にはしないようにと求めています。

そこで、市の対応を伺いたいと思います。

一つは、新しい介護認定によって介護1以下の介護度区分となり、福祉用具貸与が原則給付されないという対象になる方が、市の中で何人ぐらい予想されるのか。二つ目として、市の対応の中で、8月の通達が十分に生かされた形で保険給付手続が行われているのか。また、既に通達に基づき福祉用具の支給対象と判断した例があれば、状況を伺いたいと思います。

議長（豊島 葵君） 保健福祉部長渡辺勝美君。

〔保健福祉部長 渡辺勝美君 登壇〕

保健福祉部長（渡辺勝美君） 10月からということですので、特に予想というのは立てておりませんが、現在のところ、福祉用具の貸与の人数は、要介護1で69、経過的要介護で31ということで、該当するような方が100名、そのうち要介護1から7割が要支援1、2に移る方がおるので、80名ぐらいかなという気がいたします。

実際に、既にサービスを受けているものに対しては、その状態像に応じて、一定の条件に該当するものについては、経過措置として、今月末まで引き続き保険給付を受けているという状況でございます。

福祉用具については、議員さんがおっしゃるように、要支援者あるいは要介護1の軽度者について、一定の条件に該当するものを除き保険給付の対象としないということになったわけですが、これはあくまでも介護保険制度の適切な運用、予防給付の重視ということを考えたためにこういう形になったかと思います。

特に、サービスの必要性の高い中重度者の方に対する支援を強化する、重点化することがねらいであると言われております。そういう趣旨の徹底を図るんだということで、こういう形になったということでございます。

それと、車いす、特殊寝台、床ずれ防止用具という種目がございますけれども、保険給付の対象となる該当性については、国の示す取り扱い基準を原則として、要介護認定の認定調査における基本調査の結果を活用して判定するということしております。

以上です。

議長（豊島 葵君） 川上文子君。

26番（川上文子君） 実際に、新たな介護認定の中で、サービス、福祉用具の給付を受けられるようになるか、受けられなくなるかというところで、微妙な対象になるのが、

今、報告された形だと80名というお話がありましたが、最後に答弁のところ、国の指示どおりにやっているというところが大事なところなんだと思うんですが、実際には、介護1、要支援1、2の場合については、基本的に介護ベッドだとか車いす等の福祉用具の給付のサービスの対象にはならないんだけど、国の指示では、細かい状態について規定をしまして、起き上がりができないだとか、日常的に歩行が困難だとか、そういう状況の判断の中で、要介護1、要支援1、2であっても福祉用具の給付はできるんですよ、そのことが十分徹底されることが必要なんだろうと思うんですね。

それで、課長とお話したときに、買い物に電動車いすを使っている方が、今度対象外になるけれども、買い物に行くことによって生活領域がぐんと広がっていると。それを奪ってしまっちはいけないということで、対象にしたというお話があったんですが、そういう対応がとても大事なんだろうと思うんです。

それで、社協のケアマネさんとお話したときに、大変、ケアマネジャーさんも、実際の給付を決めていく、判定を決めていく中で心を痛めていまして、区分変更、なるだけ必要な方には区分変更ができれば、それの方がより安心に福祉用具の給付が受けられるわけですから、そういう心配りをしているというお話がありましたが、つくばみらい市でもケアマネ連絡協議会というのが発足をされたということで、国のこの指示文書の徹底を十分していただきたいと思うんです。

それで、部長がお話しされたように、今度の介護保険の改定というのは、この冊子にも、新しい冊子が出ていますが、予防と安心ということで、なるだけ介護が必要にならないように、できるだけ介護状態にならないようにするんだという形の中で、重度の方を重点にサービスの費用をかけ、軽度の人たちはなるだけ自力でやってもらうという形で、費用負担の変更がされているんですね。

私は、なるだけ自立できる方向にというのは、だれもが認めるところだと思うんです。ただ、片側で介護保険の費用がたくさんかかると、ここを何とか削減しなきゃという意向も働いての今回の改定です。ですから、必要もないのに使っているじゃないかという思考のもとに、実際には生活に大変必要な福祉用具であったのに、認定の結果受けられなくなるという事態が起こってはならない。自立させるために取り上げ、実際には自立を阻害して、今までやっていた生活の領域をうんと狭めるということにならないように、ぜひその指示の内容を徹底して、本当に自立のために必要であればちゃんと福祉用具の手だてをとるということで対応してほしいと、強く要求をしておきます。

そういうことで、各地で、実際には対象にならないけれども、独自に自治体で福祉用具の貸与について助成をしているところも、この間出てきています。それはなぜかといえば、今の介護保険制度の改定では、国の判定基準が出たけれども、それでも拾い切れない人たちが出てきているというのが現実なんだと思うんですね。

港区なんかでも、福祉用具の寝台を月500円で貸与するとか、豊島区でも、1カ月当たり3,000円を上限として、その対象にならなかった人にも助成をするとか、東京なんかが多いんですが、新宿区などでもそういう制度を設けています。

なかなかこの独自減免という点については厳しいんだろうと思うんですが、そこも含めて検討しながら、何よりも今回の10月の変更で、本当に生活に必要なのに介護福祉用具が取り上げられてしまったという状態が現実的に市の中で起こらないように、十分対応してほしいと思うので、独自減免についての考え方とあわせて、再度ご答弁をお願いしたいと思

います。

議長（豊島 葵君） 保健福祉部長渡辺勝美君。

〔保健福祉部長 渡辺勝美君 登壇〕

保健福祉部長（渡辺勝美君） 市独自の助成ということでしょうけれども、現在のところは考えておりません。

市として、利用者の実態を十分に把握して、利用者本人が負担にならないように、適正なサービスを実施したいと考えております。

また、主治医の意見であるとか、あるいはサービス担当者会議等も開催するなどしまして、ケアマネジメント等を通じまして、そういうことも参考にしながら、この決定をしたと考えております。

以上です。

議長（豊島 葵君） 川上文子君。

26番（川上文子君） 十分に慎重な対応をお願いしたいと思います。

最後の質問ですが、児童クラブの拡充について、全校実施に向けて検討してほしい、夏休みの開所時間を8時からにするように再検討してほしい、それから、需用費等の拡充をということで通告をいたしました。

学童保育は、つくばみらい市には5校あるんですね。現実、全校実施という問題でいいますと、17年度の決算でも、定員は定められていますが、板橋は定員の1.3倍、79名、定員60名ですから1.3倍です。それから、小絹も1.2倍という状況です。

それから、夏休み歩いたんですが、例えば谷井田小学校に、東小学校の生徒が4名、夏休み中児童クラブに通っている。板橋小学校には、小張から住所を移して板橋に転入する形で常時保育の中で2名がいる。それから、豊には、夏休みですが、小張1名、三島2名。それから、谷和原は、これは本当に混合の児童クラブで、現状30名のうち、谷原小が13名、十和が2名、福岡が11名ということで、夏休みの状況、それから平常の状況の中でも、各学校での児童クラブの設置が緊急に要されるのではないかと。

みらい平の新駅の周辺開発もありまして、特に小張、それから谷和原で大変移動してきています福岡なんかは、本当に緊急に児童クラブの実施が必要だと思うんです。あわせて、全校実施ぜひ検討していただきたい。

それから、夏休みですが、実施要綱に、休校日については午前8時半から午後6時、必要があれば7時までとなっています。特に長い夏休みですが、8時半というのは大変厳しい。

現実的に、夏休みどういう状態が起こっているかということ、谷井田でも、板橋でも、豊でも、それから小絹でも、事前に8時半の時点では、表で子供たちが、相当数、二、三割の子供たちが待っている状況なんですよ。これは、脅迫文もありましたけれども、放課後の子供たちの安全と言いながら、片側では、開所時間を子供だけで待たざるを得ない。当然、つくばみらい市の職員が児童クラブに預けるとしても、8時半からではとても間に合わないのは明らかなわけで、8時半の開所時間では、明らかに子供の安全は守れないわけで、現状の指導員の体制では難しいでしょうから、指導員体制を夏休み補充ということも含めて、ぜひ来年度は現実的な開所時間に合わせてほしい。

それから、需用費等の拡充が必要です。ことしは本当に消耗品費の減額もありましたけれども、備品費もゼロということで、伊奈と谷和原の現状を見ますと、かなり施設内容に

ついても差があります。だから、一定の予算をかけて、一定のレベルまで上げていくことが必要で、そういう点では、来年度予算で需用費等の拡充が絶対必要だと思うので、ぜひその3点についてご答弁をお願いしたい。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 児童クラブの充実をというご質問でございます。

その中で、3点に分けてご質問がございました。

現在、議員がおっしゃったとおり5校においてやっておりますが、実は、先日の毎日新聞に、文部科学省は、ほぼ全公立の小学校に相当する2万校で、放課後や週末に児童を預かる放課後子ども教室を来年度から設けるということで方針を出したと、こういうことが記事に載っておりましたが、内容は、平日と土曜日に、二人の安全管理員とボランティアが待機してスポーツや住民との交流に取り組むほか、教職員を目指す大学生や退職教員を学習アドバイザーとして配置し補習などを実施すると、こういう内容でございますが、来年度から実施するということのようにございますから、今後のクラブの設置につきましては、放課後子ども教室の事業推進を念頭に置きながら、児童クラブ事業との整合性を図りながらこれを検討してまいりたいと考えております。

それから、夏休みの開所時間を8時からというご要望でございますが、これにつきましては、今、議員がおっしゃるとおり8時半からやっておりますが、当谷和原地区におきましては、昨年から、9時開始だったものを8時半に変更したばかりでございますが、変更につきましては、今後のいろいろな動向を考えまして検討してまいりたいと考えております。

それから、三つ目の需用費の拡充についてのご質問でございますが、必要備品につきましては、どの程度経費が必要なのか十分調査をしまして、行政負担、あるいは自己負担、どうしたらよろしいかと、こういうものを検討していきたいと考えております。

議長（豊島 葵君） 川上文子君。

26番（川上文子君） わかりました。

市長が答弁されましたように、放課後子どもプランの19年の概算要求が先日出されまして、市長が説明をされていましたが、文部科学省分野でいうと、放課後子ども教室推進事業ということで、全校で2万カ所、予算としては137億円、これ概算要求ですから、このまま通るかどうかわからないんですが、あわせて放課後児童健全育成事業、これを抱き合わせするという出されていまして、厚生労働省の部分で189億円ということで、これは来年度ですから、今年度から比べますと69億円の増額なんですね。学童保育について、抱き合わせする健全育成事業で見ますと、今年度よりも5,900カ所増ということで2万カ所です。いずれも2万カ所という形になって、児童クラブは、もともと法制化された時点というのが、小泉さんの厚生大臣だったときに法制化しているんですね。それで、2001年に小泉さんが保育所待機児ゼロだという作戦を打ち出しまして、それから学童保育についても必要なところに全地域に広げるんだということで、この間箇所数がふやされてきました。補助単価も上がってきたという状況で、それが今年度の中で一体化プランというものが出されて、来年度に向けて概算要求が出ているという状況です。

ですから、私は、これ自身だけで本当にいいのかという問題については、ことしの2006年3月の国会で、北井久美子雇用均等・児童家庭局長が、児童クラブの置かれている状況

を十分に配慮しなきゃいけないと。直ちに全校実施の事業の中に一体化していいのではないと、なかなか困難だと言っていますし、全国学童保育連絡協議会の中でも、学童クラブの位置づけを明確にしてもらわないといけないと。一体化の中で、全部その中で話が、要するに就労している子供の生活権を守るという視点で、児童クラブのあり方はちゃんと守ってほしいというのを出しています。

そこも踏まえながらですが、私は、例えば児童クラブとして発足をできないような小規模、東がそうであるか、三島がそうであるかわかりませんが、10人に満たないような待機児童しかいないからできないんだと今まで言われてきて、実際、要望が大変少ないところについては、やはりこの一体化プランなんかを大いに生かしながら、そこで対応していくと。

その厚生労働省の部分できちっと児童クラブの設立ができる場所は、やはり明確な性格のもとに、例えば小張や十和や、それから、小絹の大規模化という問題もこの議論の中では出されていて、これも3年以内の間に分割をして、70人はだめなんだというふうに、厚生労働省と文部科学省の放課後子どもプラン概算要求の中で議論がされています。

ですから、そういう点でいうと、板橋小も、それから小絹小、小絹小も、施設はいいけれども行ったら本当に大変な状況ですよ。あそこの施設で70人を超える子供たち、実際に小絹の場合には大半の子供たちが来るということで、現状、本当に騒然たる保育状況ですから、大規模児童クラブの解消の問題として小絹も考えなきゃならない。

そういうふうに、児童クラブのあり方として、まず考えられることをきちっと手だてをしながら、十分そこに対応できないものについては、全校対策の中で安全を確保していくという方向をぜひ検討していただきたいと思います。

で、夏休みの対応も、ぜひしてほしいと思うんですね。それについては、指導員についてももっと年齢枠を広げて、放課後子どもプランでもそうですけれども、学校教職員のOBとかも使うということから考えれば、もっと年齢幅を広げて、地域にいる、働ける、まだまだ体力のある高齢者も含めてそういう事業に参加してもらおう。そこら辺も含めながら、夏休みの安全の時間の確保をしてほしいと思うんですが、本当に全校実施来年に向けて、国も、9月末ですか、都道府県の協議もしていくということですから、具体化に向けて、本当に検討し詰めていただきたい。

夏休み、ほかの小学校からほかの小学校に、涙ぐましい形で、働く条件を守るためにお母さんたち苦勞されているわけですから、来年の中では、小張、十和ぜひ検討してほしいと思うので、再度ご答弁をお願いしたいと思います。

議長（豊島 葵君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

教育長（豊嶋隆一君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

児童クラブについては、厚生労働省関係で福祉課ですけれども、今の新しく出てきている放課後子ども教室は、文部科学省からですので私の方からお答えしたいと思いますけれども、これはまだ始まったわけではなくて、今、川上議員もおっしゃっていましたけれども、来年度から新しくこういうことを始めますよということですから、まだはっきりしたことはわかりませんが、新聞等での発表でしか我々もわかっていません。我々のところにも、具体的にはこんなことやりますというのは来ていませんので、それでしかわからないんですけれども、今まで児童クラブですと1年生から3年生まででしたけれども、今度

は対象は小学生全部ということですから、6年生までを対象に実施したいということです。

これのねらいは、まず一つは、体験活動をさせたい。いろいろな体験、地域によって違うと思うんですけども、スポーツ体験もあるでしょうし、農業体験のようなこともあるかもしれませんが、福祉体験だとか、いろいろな体験もあるかもしれませんが、今の子供たち体験不足ですから、実際の体験しないで、インターネットなんかでの疑似体験といいますが、そういうのはあるんですけども、実際の体験していないということで、そういう体験活動をさせたいと。

それから、もう一つは、補習をするということですが、これは学力向上です。塾なんかに行きたくても行けない、地域とか、金の問題とか、そういう補習をしたいということで始めると。

それから、もう一つは、安全対策も入っていると。こういうことで、やるんだよということが載っています。

では、それにだれが当たるのか。ボランティアというのがさっき出ましたけれども、教員のOBであるとか、これから教員を目指している大学生とか、卒業した方、そういう方に主にボランティアとしてやっていただくんだよということが書いてあります。そういう方が、学習アドバイザーという形で入ってきていただくということが書いてあります。

これを運営していくため、まず、この事業について県の方で推進委員会をつくるということがあります。それを受けて、市の方では運営委員会をつくらなきゃならない。運営委員会をつくって具体的な方法をこれから考えていくということですので、今、予算化もされているようですから、具体的に出てくると思いますので、それを考えながら、全校、放課後子ども教室の開設に向けていきたいと思っております。

以上です。

26番(川上文子君) では、事業実施に向けてよろしく申し上げます。

議長(豊島 葵君) 次に、22番今川英明君。

〔22番 今川英明君 登壇〕

22番(今川英明君) 3点ほど通告してありますものですから、順次答弁をお願いしたいと思います。

まず、最初でありますけれども、西ノ台の水道の浄水場の撤去についてということで質問させていただきます。

この基地は、平成3年末まで使用されて、地下水を供給しながら地域の水道に貢献した場所であります。この基地が撤去されるに当たりまして、当時の谷和原村時代に自治会と村長の間で協定書が結ばれまして、使用しなくなった場合には、自治体の責任で、今度はつくばみらい市になりましたから、その責任で撤去しますという確約書が交わされておるわけであります。これは谷和原時代に私が一回質問しまして、平成16年でありますけれども、当時の村長も、なかなか厳しい予算の中で前向きに検討して、もしできなければ新市に引き継いで実行しますということでありまして、つくばみらい市になりましたので、市長の考え方、これからの進め方をお聞きしたいと思います。

以上です。

議長(豊島 葵君) 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長(飯島 善君) 今川議員の西ノ台地区水道基地撤去についてということのご質問

でございますが、これにつきましては、前にも議員からお聞きしておりますので、内容は私も引き継いでから細かくお聞きしたわけでございますが、今、議員がおっしゃられたように、前にも、平成4年に地元から文書で覚書が取り交わされていると。また、昨年の2月に、新市に引き継いで対処するという事で旧谷和原村長と協議しておるということで、私も承知しております。

この浄水場の施設の撤去は、いろいろ聞いたところ、大体四、五千万円かかると。大変な金がかかるわけでございますから、1年間でやっちゃうというわけにはまいりませんので、この年度中に、どういう手法でどの程度やれるか。簡単に申し上げますと、上のものを取って翌年度は下ということで、何年継続事業でやっていったらいいか、財政的な問題を考えて、こういうものを今年度中には具体的な方向を定めて、来年度には幾らかでも着手に入れるような方向で持っていきたいと、こう考えております。

議長（豊島 葵君） 今川英明君。

22番（今川英明君） 市長の前向きな答弁でありますので、非常に財政が厳しい中で難しい問題かとは思いますが、行政と自治会の確約書を守る意味で、当然信頼関係があるわけですから、そういった約束を守る意味で確実な実行をお願いして、この質問を終わりにしたいと思います。

続きまして、下水道事業ということで質問してございます。

当然、旧伊奈地区にも下水道は入っております、市街化区域を中心に、取手の方に持っていている下水道もあります。そして、旧谷和原地区におきましては、みらい平を開発するに当たりまして増築されまして、今現在、谷和原地域の下水道をやっておられるわけでありますけれども、当時の話では、市街化区域に、みらい平の地域に下水管が行くので、その周辺の1キロ以内は下水道を取り込んで順次やっていくという説明がございました。そして、認可区域におきましても、一部は、今、名前申し上げますけれども、どの辺まで認可区域になっているかちょっとわからないわけでありますけれども、東櫛戸、西櫛戸、古川、加藤、西丸山、川崎、鬼長、宮戸、上小目、この辺が下水道管入っている上下1キロぐらいの範囲であろうと思います。

その中で、認可区域と、これから認可区域にしくちやならない場所とあるわけでありましてけれども、まず、その辺のところ、どの辺が認可区域で、工事がどの辺まで進捗しておるか、答弁いただきたいと思っております。

以上です。

議長（豊島 葵君） 都市建設部長青木 秀君。

〔都市建設部長 青木 秀君 登壇〕

都市建設部長（青木 秀君） お答え申し上げます。

下水道事業についてということで、現在の進捗状況等でございますが、既成集落内の整備についても、随時事業展開している状況でございます。

そういった中で、まだ認可区域に入っておりません上小目、川崎、鬼長、宮戸集落がございまして。この集落につきましては、次期平成22年度に予定しております変更認可申請のときに認可区域に編入する予定で考えてございます。

現在までの認可区域の整備状況でございますが、78.2%でございます。

議長（豊島 葵君） 今川英明君。

22番（今川英明君） 78.2%の進捗であるという話でありますけれども、場所によっ

て、例えば櫛戸に関しましても第1区はほぼ完了という話を聞いております。それから、下においてはこれから進めるということでありましてけれども、その辺の進め方、例えば認可区域になってもなかなか進まないという地域もあるみたいで、それを確実にやっていただきたいのが一つ。

それから、認可区域で、管路はできましたけれども、加入率ですね。管は引いても、なかなか加入が促進されないといった環境もあるかと思います。当然、お金をかけて管路整備をやるわけですから、即加入、下水道法で3年以内に加入するといった流れがあるわけでありましてけれども、なかなか現実的にそうならないといったことも考えられます。現実にはそれは起きているわけでありましてけれども、その加入率をどのように促進するか。

農集排も加入率が低いという指摘もありますけれども、下水道もどんなふうに参加促進するか、その辺をもう1回ご答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（豊島 葵君） 都市建設部長青木 秀君。

〔都市建設部長 青木 秀君 登壇〕

都市建設部長（青木 秀君） お答え申し上げます。

整備後の加入の促進でございますが、確かに、公共下水道につきましては3年以内にとりいう条件があるわけでございます。そういった中で、加入促進につきましては、お願いするという形でしかないのかなと思っております。

議長（豊島 葵君） 今川英明君。

2番（今川英明君） 加入率がふえていかないと、どういう事業でもそうですけれども、なかなか円滑経営が難しいといった環境があるかと思います。地域になった方は、当然、受益者負担金等は納められて、そのような環境は十分周知しているわけですね。その中で、そのほかの管路事業に関しまして、いろいろ差はありますけれども、お金がかかるということで、非常に難しい環境の中、なかなか加入促進ができないのかなと考えるわけでありましてけれども、事業を円滑にやっていくためには、やはり加入も促進していただいてやっていかないと、いろいろな一般会計からの繰り出しがもちろんありますから、難しい状況が起きてくると考えられますので、それを積極的に行っていただきたいと思っております。

それから、もう一つ、ちょっと懸念されることでもありますけれども、先ほど言いました川崎、鬼長、宮戸、上小目ですか、この地域はこれから認可区域をとるということで、平成22年を目途にしてやるような話でありますけれども、前の旧谷和原村時代には、そういった認可区域でなくてもすぐに認可区域にして、工事を進める環境にあるところは、いわゆる合併浄化槽に関しては補助金は出しておらなかったわけでありまして。それが、今度、伊奈と同じような感じになって、つくばみらい市となりましたので、この認可区域になっていない場所については、合併浄化槽の補助金を出しているという流れであります。

ですから、今後、例えば平成22年に認可区域をとりまして、事業はどのぐらいまで先に行くかわからないわけでありましてけれども、そのときに、合併浄化槽は市の補助を仰いでつくりましたので、20年や30年は当然もつものですから、下水道が来ても入らないといった環境も出てくると思っております。そういったこともよく検討していかないと、いろいろなギャップが出てくるのではないかと思いますので、その辺のところの統一した考え方、管路が入るまでは合併浄化槽に関して補助金出すのかどうか。認可区域になった時点では当然出ないわけでありましてけれども、その前に、計画区域においては年次が決まっているわけで

すから、その辺は検討する必要もあると思うので、その辺の考え方をご答弁お願いします。
以上です。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 基本的な問題だけをお答え申し上げます。

今、議員がおっしゃられましたように、大変な金をかけて、補助金は出すとはいえども、やはり浄化槽は恒久的な施設でございますから、下水道の加入率が悪くなっちゃうわけですね。

したがいまして、これはやはり、近い将来やるんだという……今、議員のおっしゃっているところは、私の記憶では、谷和原西部地区の区画整理やっているところでしょう。

22番（今川英明君） いや、この近所。

市長（飯島 善君） あと、この沿線とね。

ですから、いつごろまでに下水道をやるんだという方針がはっきりしているものについては支出しないのがいいと、基本的な考えは、そういう考えを持っております。ご理解賜りたいと思います。

議長（豊島 葵君） 今川英明君。

22番（今川英明君） そういった基本的な考えを持って、当然、今現在では認可区域でないわけでありますから、それを出すなど言っても無理かもしれませんが、年次が決まった時点では、行政のむだがないようにやはり配慮すべきではないかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、3点目に入りますけれども、集落道路の整備ということで質問を出してございます。

この件につきましては、旧集落といいますが、我々住んでいる集落は、昔の道路、いわゆる六尺道路とか九尺道路とか、非常に狭い狭隘道路なわけであります。それをいろいろな部分で整備されまして、今、車時代ですから、これに対応すべく整備されておるわけでありますけれども、予算が厳しい中で、なかなかこの整備が円滑にいったないというのが現状であろうと思ひます。

そして、旧谷和原におきましては、その狭隘道路は、関係者、いわゆる地権者とか集落の要望書をもって対応しますといった方向があったわけではあります。合併前には、何カ所かから、その道路整備をお願いしますといったことで要望が出ておると思ひます。当然、旧伊奈におきまして、そういったことで進まれているのかなと思ひわけでありますけれども、そういった要望事項、何カ所からどんな要望が出ているか、わかれば答弁をお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議長（豊島 葵君） 都市建設部長青木 秀君。

〔都市建設部長 青木 秀君 登壇〕

都市建設部長（青木 秀君） お答え申し上げます。

集落道路整備ということで、現在、市内で18地区の集落道の拡幅要望書が提出されてございます。そのうち、5地区につきましては、現在、事業を進行中でございます。

今後につきましては、財政状況は厳しい折でございますが、市民の基盤であります利便向上のためにも、積極的に整備していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（豊島 葵君） 今川英明君。

2 2 番（今川英明君） 今、18地区で5地区が現在進行中という答弁でありますけれども、場所を言ってもらって私の考えを述べてみたいと思いますので、場所をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（豊島 葵君） 都市建設部長青木 秀君。

〔都市建設部長 青木 秀君 登壇〕

都市建設部長（青木 秀君） 拡幅要望箇所を先ほど18地区ということでございましたが、順次地区名につきましてお知らせしたいと思います。

伊奈地区の大和田地区、高岡地区、板橋古宿地区、野堀地区、小張地区、奉社地区、谷井田地区、弥柳地区で2地区、足高で2地区、城中、谷和原地区で川崎地区、西櫛戸地区、上小目地区、田村地区、細代地区、寺畑地区、以上の18地区から拡幅要望が提出されております。このうち、先ほど5地区について事業を実施していると申し上げましたが、大和田地区、弥柳地区、足高地区、田村地区、細代地区の5地区で現在事業を実施しております。

市長（飯島 善君） 部長、今、「ふるやど」と言ったでしょう。「ふるじゅく」です。

都市建設部長（青木 秀君） 失礼しました。「ふるじゅく」です。訂正いたします。

議長（豊島 葵君） 今川英明君。

2 2 番（今川英明君） 今、18地区の内訳出されたわけでありましてけれども、特に集落に関しましてそういった要望出ている場所は、現場を確認しながら、やはりそれは地域の要望でありますので、文化的な生活を営むのには、今、車時代ですから、車がスムーズに走れる道路でないと、都市計画法からいっても道路でないとという方向であろうと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

特に、今出ました中で、上小目地区におきましては、幼保一体化の事業の地域に通じる道路ではないかと思えます。そういった意味でも、その幼保一体化が3年以内に完成ということを目指しておる地域でもあろうと思えますので、その道路に関しましても、通学するのに不便を来さないように、方向づけをしていただきたいと思えます。

もし考えがあれば、もう1回答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 要望の出たところは、よく調査をして、優先順位というか、先にやるべきところはどこかということをはっきりと調べて、決めて順次やっていくと。

また、要望がないからやらないんだということではなくて、要望ないところも、もちろんやっていかなきゃならないところもあると思えますから、そういうところをよく把握して進めてまいりたいと、このように考えております。

散会の宣告

議長（豊島 葵君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次回は、9月14日午後1時から本会議を開き、一般質問及び議案に対する質疑を行います。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

午後1時53分散会

第 4 号

[9 月 14 日]

平成18年第2回
つくばみらい市議会定例会会議録 第4号

平成18年9月14日 午後1時02分開議

1. 出席議員

1 番	高 木 寛 房 君	1 7 番	大 好 光 君
2 番	鴻 巢 早 苗 君	1 8 番	海老原 弘 君
3 番	染 谷 礼 子 君	1 9 番	富 山 和 夫 君
4 番	中 山 栄 一 君	2 0 番	山 崎 貞 美 君
5 番	倉 持 悦 典 君	2 1 番	廣 瀬 満 君
7 番	堤 實 君	2 2 番	今 川 英 明 君
8 番	福 嶋 克 良 君	2 3 番	豊 島 葵 君
9 番	岡 田 伊 生 君	2 4 番	細 田 忠 夫 君
1 0 番	古 館 千 恵 子 君	2 5 番	倉 持 眞 孜 君
1 1 番	直 井 誠 巳 君	2 6 番	川 上 文 子 君
1 2 番	横 張 光 男 君	2 7 番	中 山 平 君
1 3 番	安 藤 幸 子 君	2 9 番	神 立 精 之 君
1 4 番	松 本 和 男 君	3 0 番	市 川 忠 夫 君
1 5 番	古 川 よし枝 君	3 2 番	野 田 正 男 君
1 6 番	飯 野 喬 一 君		

1. 欠席議員

6 番 飯 泉 静 男 君

1. 地方自治法第121条の規定により案件説明のため出席を求めた者

市 長	飯 島 善 君
収 入 役 職 務 代 理 者	豊 島 久 君
教 育 長	豊 嶋 隆 一 君
総 務 部 長	海老原 茂 君
市 民 部 長	羽 生 惠 洋 君
保 健 福 祉 部 長	渡 辺 勝 美 君
産 業 振 興 部 長	鈴 木 清 君
都 市 建 設 部 長	青 木 秀 君
教 育 次 長	倉 持 政 永 君
秘 書 広 聴 課 長	森 勝 巳 君
参 事 兼 企 画 政 策 課 長	中 川 修 君
総 務 課 長	神 戸 一 夫 君
財 政 課 長	秋 田 信 博 君
水 道 課 長	間 根 山 知 己 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	猪 瀬 重 夫 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	古 谷 安 史 君
書	亀 田 和 義 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 4 号

平成18年9月14日(木曜日)

午後1時02分開議

日程第1 一般質問

- 日程第2 議案第55号 専決処分の承認を求めることについて
(専決第14号 つくばみらい市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例)
- 議案第56号 専決処分の承認を求めることについて
(専決第15号 つくばみらい市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例)
- 議案第57号 専決処分の承認を求めることについて
(専決第16号 平成18年度つくばみらい市一般会計補正予算(第1号))
- 議案第58号 つくばみらい市非核平和都市宣言
- 議案第59号 つくばみらい市青色申告・期限内納税推進都市宣言
- 議案第60号 つくばみらい市交通安全都市宣言
- 議案第61号 つくばみらい市暴走族追放都市宣言
- 議案第62号 つくばみらい市暴力追放都市宣言
- 議案第63号 つくばみらい市青少年を覚せい剤等薬物乱用から守る都市宣言
- 議案第64号 つくばみらい市補助金等審議会条例
- 議案第65号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第66号 つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第67号 つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第68号 つくばみらい市手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第69号 平成18年度つくばみらい市一般会計補正予算(第2号)
- 議案第70号 平成18年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 議案第71号 平成18年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 議案第72号 平成18年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第73号 平成17年度伊奈町一般会計決算認定について
- 議案第74号 平成17年度伊奈町国民健康保険特別会計決算認定について
- 議案第75号 平成17年度伊奈町老人保健特別会計決算認定について
- 議案第76号 平成17年度伊奈町介護保険特別会計決算認定について

- 議案第77号 平成17年度伊奈町農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 議案第78号 平成17年度伊奈町町営分譲住宅特別会計決算認定について
- 議案第79号 平成17年度伊奈町水道事業会計決算認定について
- 議案第80号 平成17年度谷和原村一般会計決算認定について
- 議案第81号 平成17年度谷和原村国民健康保険特別会計決算認定について
- 議案第82号 平成17年度谷和原村老人保健特別会計決算認定について
- 議案第83号 平成17年度谷和原村介護保険特別会計決算認定について
- 議案第84号 平成17年度谷和原村農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 議案第85号 平成17年度谷和原村水道事業会計決算認定について
- 議案第86号 平成17年度谷和原・伊奈下水道組合一般会計決算認定について
- 議案第87号 平成17年度つくばみらい市一般会計決算認定について
- 議案第88号 平成17年度つくばみらい市国民健康保険特別会計決算認定について
- 議案第89号 平成17年度つくばみらい市老人保健特別会計決算認定について
- 議案第90号 平成17年度つくばみらい市介護保険特別会計決算認定について
- 議案第91号 平成17年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計決算認定について
- 議案第92号 平成17年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 議案第93号 平成17年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計決算認定について
- 議案第94号 平成17年度つくばみらい市水道事業会計決算認定について

日程第3 議案第64号～議案第72号、議案第74号～議案第79号、議案第81号～議案第86号、議案第88号～議案第94号について各委員会付託

日程第4 一般会計決算特別委員会の設置及び議案第73号、議案第80号、議案第87号について委員会付託

追加日程第1 議案第95号 助役の選任について

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議案第55号 専決処分の承認を求めることについて

(専決第14号 つくばみらい市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例)

議案第56号 専決処分の承認を求めることについて

(専決第15号 つくばみらい市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例)

議案第57号 専決処分の承認を求めることについて

(専決第16号 平成18年度つくばみらい市一般会計補正予算(第1号))

議案第58号 つくばみらい市非核平和都市宣言

議案第59号 つくばみらい市青色申告・期限内納税推進都市宣言

- 議案第60号 つくばみらい市交通安全都市宣言
- 議案第61号 つくばみらい市暴走族追放都市宣言
- 議案第62号 つくばみらい市暴力追放都市宣言
- 議案第63号 つくばみらい市青少年を覚せい剤等薬物乱用から守る都市宣言
- 議案第64号 つくばみらい市補助金等審議会条例
- 議案第65号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第66号 つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第67号 つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第68号 つくばみらい市手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第69号 平成18年度つくばみらい市一般会計補正予算(第2号)
- 議案第70号 平成18年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 議案第71号 平成18年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 議案第72号 平成18年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第73号 平成17年度伊奈町一般会計決算認定について
- 議案第74号 平成17年度伊奈町国民健康保険特別会計決算認定について
- 議案第75号 平成17年度伊奈町老人保健特別会計決算認定について
- 議案第76号 平成17年度伊奈町介護保険特別会計決算認定について
- 議案第77号 平成17年度伊奈町農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 議案第78号 平成17年度伊奈町町営分譲住宅特別会計決算認定について
- 議案第79号 平成17年度伊奈町水道事業会計決算認定について
- 議案第80号 平成17年度谷和原村一般会計決算認定について
- 議案第81号 平成17年度谷和原村国民健康保険特別会計決算認定について
- 議案第82号 平成17年度谷和原村老人保健特別会計決算認定について
- 議案第83号 平成17年度谷和原村介護保険特別会計決算認定について
- 議案第84号 平成17年度谷和原村農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 議案第85号 平成17年度谷和原村水道事業会計決算認定について
- 議案第86号 平成17年度谷和原・伊奈下水道組合一般会計決算認定について
- 議案第87号 平成17年度つくばみらい市一般会計決算認定について
- 議案第88号 平成17年度つくばみらい市国民健康保険特別会計決算認定について
- 議案第89号 平成17年度つくばみらい市老人保健特別会計決算認定について

- 議案第90号 平成17年度つくばみらい市介護保険特別会計決算認定について
- 議案第91号 平成17年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計決算認定について
- 議案第92号 平成17年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 議案第93号 平成17年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計決算認定について
- 議案第94号 平成17年度つくばみらい市水道事業会計決算認定について
- 日程第3 議案第64号～議案第72号、議案第74号～議案第79号、議案第81号～議案第86号、議案第88号～議案第94号について各委員会付託
- 日程第4 一般会計決算特別委員会の設置及び議案第73号、議案第80号、議案第87号について委員会付託
- 追加日程第1 議案第95号 助役の選任について

午後1時02分開議

開議の宣告

議長（豊島 葵君） ただいまの出席議員は29名です。欠席議員は6番飯泉静男君です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議の書記に、議会事務局長、事務局主事、議案説明のため、市長、教育長、収入役職務代理者、各部長、次長、各関係課長及び局長が出席です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

一般質問

議長（豊島 葵君） 日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

2番鴻巣早苗君。

〔2番 鴻巣早苗君 登壇〕

2番（鴻巣早苗君） こんにちは。2番議員鴻巣です。よろしくお願ひ申し上げます。少子化対策について質問いたします。

我が国の出生率は1.25%を記録して、過去最低を更新しました。今後もこの少子化がこのまま進展すれば、年金を初めとする社会制度の基盤が揺らぎ、経済にも悪影響が出るのは必至で、国としても一層の取り組みが求められています。少子化問題は、国の基本にかかわる最重要課題であり、出生率の低下傾向の歯どめを目指し、少子化の背景にある社会意識を問い直し、家族の重要性の再認識を促し、若い世代の不安の原因に総合的に対応するために、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図っていかねばならない。そのためには、さまざまな施策を組み合わせ、総合的に推進する必要があると思います。

各種施策がより多く効果を上げるうえで重要なことは、家族のきずなや地域のきずなを強化することであり、子供を家族が育て、家族を地域社会が支える、そのような社会であ

ってこそ、各種支援、施策が効果を発揮する。国、地方、公共団体、企業、地域、社会等が連携しながらも、社会全体の意識改革に取り組むことが重要であると思います。

また、子供を持ちたいという市民の希望にこたえ、子供を安心して産み、育てやすくする環境整備のために、支援策をさらに拡充する必要があると思います。

みらい平駅周辺の整備により、人口もふえ、出産間近な人もたくさん来るものと思います。女性が自宅近くで安心してお産ができるような環境を整えることが必要だと思います。

新聞などを読みますと、産科医が減り続けているという記事が載っております。過酷な勤務実態、そして少子化が産医科を敬遠しているものと思います。つくば市、守谷市、そのほかの市町村も同じように産科医が減り続けるものと思っております。少子化の対策として、つくばみらい市においても、環境整備の一環として産科医の誘致を考えてもよいのではないかと思います。市内でお産ができるような環境整備が必要に思いますが、お伺いいたします。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 少子化対策についてというご質問でございます。また、産科医の誘致という内容のようでございますが、少子化の問題は、議員がおっしゃるように大変に大きな問題でありまして、その要因は、未婚率の上昇や晩婚化の進行、出生率の低下等が挙げられているわけでございますが、少子化は、今、議員がおっしゃったように、社会の活力を失うばかりか、年金問題ばかりでなく、介護、医療といった社会保障制度に大きな影響を与えております。

先日の産経新聞に、政府は少子化対策の一環として、来年度から「家族の日」を制定するという記事が掲載されておりました。記事の内容は、これまでの少子化施策は働く母親への支援などが中心だったが、政府が6月に決定した新しい少子化対策は、従来の対策のみではなく、少子化の流れを変えることができなかつたことを深刻に受けとめる必要があると。そういうことを表明しております。家族の地域のきずな、今、議員がおっしゃったような、きずな、これが大切でございます。その強化を打ち出し、一家団欒の機会をつくるというものでございます。

少子化対策は、今申し上げましたが、保健、福祉、医療、教育、生活環境等、幅広い分野にわたっておるわけでございますが、そのため、関係課の連携を図りながら、効果的な施策を推進していかなければならないと考えております。

ご質問の結論的な問題で産科医の誘致でございますが、全国的に産科医が不足ということがいわれております。産科医ばかりでございませぬ。小児科医等も不足ということでございますが、先般、茨城県の市長会の会議の中で、つくば市の市原市長はお医者さんでございますから、この問題を取り上げて、市長会でも国に要望しようということになっております。これからも努力はしてまいります。県の方でも先般、県議会の中でも、お医者さんということは言うておりませぬが、医療大学の中に保健師さんとか、もっと増員できるような施設をつくるかのように新聞で発表されておりましたけれども、今後も努力してまいります。まいります。今申し上げたように、全国的な問題でございますので、簡単にはいかないと思います。そういうことで努力をしていくというお約束で、ご理解を賜りたいと、このようにお願い申し上げます。

議長（豊島 葵君） 鴻巣早苗君。

2番（鴻巣早苗君） なかなかそう簡単にはいかないというお答えであります。私もそのように思うのであります。

少子化対策は、いろいろな角度から、さまざまな施策を組み合わせる総合的に推進する必要があります。児童手当などは、出産後の少子化対策が多いように思います。出産前の妊娠した時点で児童手当と同等のような支援策があればよいのかなと思う次第であります。児童手当は第1子、第2子は5,000円、第3子は1万円が支給されます。妊娠した時点で支給が開始されますと、母子手帳などを早目に取りに来ていただけるものと思います。出産する前から接することにより、支援する側と支援される側の気持ちが溶け合うものと思いますが、いかがでしょうか。ちょっと質問いたします。

議長（豊島 葵君） 保健福祉部長渡辺勝美君。

〔保健福祉部長 渡辺勝美君 登壇〕

保健福祉部長（渡辺勝美君） 出産前のいろいろな事業内容ということでございますけれども、特に健康増進課の方では、母子手帳の交付ということで、妊産婦の健康管理、子供の健やかな成長、発達のため、健康または保健指導についての記録を残したりということで指導をしているということでございます。

それから、妊娠の健康診査ということで、妊婦に妊娠健康診査表というものを交付してありまして、医療機関において健康診査を実施すると、で、異常のときの早期発見、早期治療に寄与しております。

それから、今年度の実績ですが、4月が44名、5月が30名、6月が46名ということで、こういう健康診査も実施していると。

それから、マタニティ教室、これは出産を迎える妊婦に対して妊娠、分娩、育児等に関する知識と助言等を与えて、不安、悩みの解消ができると努めているということでございます。

出産後については、ひよこ教室、育児相談、離乳食教室、新生児訪問指導というようなことで、特に健康増進課ではこういった事業を進めているという状況でございます。

以上です。

議長（豊島 葵君） 鴻巣早苗君。

2番（鴻巣早苗君） そういういろいろな事業をしているものとは思いますが、金額的なものの支給はされていないものと思いますが、全国でも注目されるような施策が欲しいものです。子供は国の宝とっております。早目の支援が少子化対策に求められているものと思います。

私の質問は、これで一応終わりいたします。

議長（豊島 葵君） 次に、15番古川よし枝君。

〔15番 古川よし枝君 登壇〕

15番（古川よし枝君） 15番古川です。4項目通告しております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

第1問目のコミュニティバス運行の開始についてですけれども、この課題は住民にとって大変待たれているものです。このコミュニティバス運行については、昨年、旧両町村のときから検討懇談会が設置され、新市でも継続して検討会が設置されております。この検討懇談会の中でコミュニティバス運行について検討をするということでした。ぜひ検討委員会の報告を求めたいと思います。

その中で、一番大事な交通システム、どういう方法をとるのかということについて。それから、運行主体はどこがするのか。それから、運行実施時期についてはどのように考えているのか伺います。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） コミュニティバスの運行についてどういう検討をしているのかと、その経過を報告しなさいという質問だろうと受けとめました。コミュニティバスの導入につきましては、議員ご案内のとおり、新市において、公共交通検討懇談会を2回開催しております。

第1回目は、委員の委嘱や旧伊奈と旧谷和原におけるコミュニティバス等の運行懇談会の検討結果の経過で終わったわけですが、第2回目は先進地の視察研修。これは守谷市でコミュニティバスをやっております。これはご案内のとおりでございますね。東海村でデマンド交通システムをそれぞれ勉強してまいりました。もちろん公共交通につきましては、市民の利便性に直接寄与するものでございますから、その導入については、できるだけ速やかにやってまいりたいと考えておりますが、今、どれを採用するかとか、そういうことを含めて諮問しておりますから、この委員会の答申を待って結論を出していくと、現段階ではこういう状態であります。

議長（豊島 葵君） 古川よし枝君。

15番（古川よし枝君） 報告の中で、守谷市、東海村等の視察をしながら検討しているというだけですね。それで、運行主体についてもまだ不明ということでしょうか、諮問の中身ということ、運行を実施する時期も、できるだけ早くということですが、検討委員会の進捗を見ながらということですね。

このコミュニティバスについては、この地域、谷和原は巡回バスを実施しておりますけれども、どこに行っても、いつ走るんだという質問攻めです。ですから、もっともっと詰めた早急な検討を、諮問をしているといっても、市長の方からかわるべきものだと思います。

もう一つ伺いたいのですが、これまで守谷市や東海村の視察を行ってきて、守谷市が巡回バス方式、東海村がことし4月からデマンド乗り合いタクシーというシステムを導入しているということですので、その辺の検討の、それをもとにして検討委員会ではどういう意見が出ているのか、伺いたいと思います。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 今、申し上げましたように、視察研修をやってきた後においては、まだやっておりません。ですから、それぞれ検討されている委員の方々が勉強されていると思いますが、今後、今まで勉強した結果を持ち寄っていただいて、どこがいいのか、また、どの方式がいいのかも含めて諮問しておるわけでございますから、私の方から、何かでやるとか、どこの団体に任せるとか言ったのでは諮問の意味がございませんので、皆様のご意見を聞いて方向を決めたいと、こう申し上げておるわけでございますので、ご理解を賜りたい。

議長（豊島 葵君） 古川よし枝君。

15番（古川よし枝君） 私は、以前からデマンド乗り合いタクシー方式をぜひ採用し

てほしいということで、議会の一般質問の中でも、このよさを主張してきたのですけれども、この点で、今でもこのデマンド乗り合いタクシーのシステムをぜひ導入してほしいと強く思っているのですが、実は市内の中でもNPO法人になりました有償ボランティアいきいきサポートが行っている有償送迎ボランティアですけれども、その運行の利用状況を見ても、昨年の実績を見ましても、利用延べ人数が6,662人が利用していて、そのうち町内の利用が約2割で、ほとんどが市外の取手市や守谷市やつくば市へ外出をされるという状況ですね。ですから、代表者の方ともお話をしたのですが、市内で循環をするだけでは住民の要求、ニーズに合わないのではないかと、私が話をしたときに、そういうふうになっておりました。

それから、石岡市ですけれども、石岡市はこれまで巡回バスに大変な予算をかけて、年間補助金3,500万円をかけて行っておりましたが、これだけ予算をかけても交通不便地域すべての地域の問題を解消できないと。そして、もう少しコストを軽減したいということで検討が始まり、そして、新たな交通システムの検討を開始したと。そこで、便利がいいタクシー方式がいいと。しかし、これは利用者の負担が大きくなると、そこで、循環型バスとタクシーのメリットをあわせたシステムとして、全国でも大きく広がっているシステムですけれども、デマンド乗り合いタクシーを提案しまして、そして検討した結果、ことしの10月の2日から、当面、今年度については循環バスと並行して行うということで、資料を見ますとそうなっています。

そこで、どうしてデマンド乗り合いタクシーがいいのかと言いますと、虚弱な高齢者が外出ができる、このことを助けるのが、玄関から玄関へという送迎のメリットだと思うのです。

それから、市内の中では、スクールバスについてはまだ検討されておられませんけれども、交通機関のないところでは、小学校1年生から自転車を通っているところもあります。そうした危険性を伴う通学状態をどう解消するのかという意味でも、複合的にデマンド乗り合いタクシーは利用できると。

それから、今度、関鉄バスが10月のダイヤ改正にあわせて市内の路線バスも少し見直しがあると聞いています。昼間の谷田部取手間のコースを若干増便をすると、市当局の方に連絡が入ったと聞いておりますが、そうした既存の路線バスのバス停まで輸送をして、そこから市外に外出ができるという、こうした自分の時間にあわせた外出が可能になるということでは、非常に利便性の高いものだと思うのです。

しかし、費用がかかるのではないかと、タクシーだからかかるのではないかと見えるというか、そういう試算をするところもあるのですが、実は石岡市は、デマンド乗り合いタクシーを検討する中で、できるだけ公費の支出を、もっとコストを安くしたいということもありましたけれども、ここは商工会議所が主体になって、このタクシーを運行しようということでもまず最初に出発しましたので、そういうこともあって、そこが中心になって株式会社を設立したということなのですね。

それで、資本金は1,000万円で、この出資者は石岡市が300万円、それから、石岡の商工会議所が300万円、そして市内にある銀行ですね、よく利用するところの銀行とかスーパー、そちらに輸送するということではお買物もありますので、そういった事業所と個人のところから出資を集めて1,000万円で立ち上げたということなのですね。

これについては、そうは言っても、行政として責任を持ってこの実施を進めてきたわけで

すけれども、準備金として 400万円で、今年度の運行補助金として 1,900万円ということで、出資金と合わせても 2,600万円の支出はやむを得なかったと。それでも市の循環バスの補助金から比べれば約 1,000万円近く経費の削減ができたということで、ことしの10月2日から運行するというのであります。ぜひ私も実際に視察をしたいと思っています。

そういうことからすると、今度の検討委員会の中に諮問しているんだと、市長は言っておりますけれども、この間、振り返りますと、旧伊奈町の町長選挙のときには、公約でもコミュニティバスを運行すると掲げていたのですね。そして、今回の合併の議論の中でも、合併と同時にコミュニティバスを走らせます、というふうにおっしゃっていたのです。

そうしますと、いつ実施するかも、早い時期にと言うだけで、日程も時期も示せない、そしてどちらを、どういう方法でやっていくのかもまだ諮問中だというだけでは、市長の責任としても果たせないと思うのです。ですから、市長みずからしっかりと、このことにかかわって住民の期待にこたえるべきだと思いますが、いかがですか。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 公約でございます。公約でございますが、あの当時は、デマンド方式というのがまだあちこちでやっておりませんから、コミュニティバスというものが、これがいいから、これをやるんだと決めたお話ではございません。こういうことで市民の利便を図っていくというのが目的でございますから、今後どちらがいいかということをよく検討して、いい方を導入する、そのために皆さんにご検討いただいているということでございます。

議長（豊島 葵君） 古川よし枝君。

15番（古川よし枝君） これまでの議論の中で、いろいろな交通システムを含めてコミュニティバスということで、私は認識してきてお話をしてきたわけですがけれども、県内でも東海村が4月から、視察に行ったとおり始めました。それから、石岡市が10月から、それから、県内でも今あちこちで、土浦も含めて行政としてどうかかわっていくのかということで、このデマンド乗り合いタクシーの交通システムの研究を旺盛に行っています。ですから、ぜひ当市でもできるだけ早く、来年度には実施ができるという見通しがつくという、そこまできちっと市長として責任を持ってこの事業に取り組むよう、強く要望して、この質問を終わります。

2項目の質問に入ります。つくばエクスプレスが開通して1周年を迎えました。7月度の乗車は1日平均18万 5,100人という順調な滑り出しと、各新聞が報道しています。TXの客の需要を生み出すための沿線開発は、守谷市、つくばみらい市、つくば市で1,650ヘクタール、人口計画9万 6,000人を想定して、初期の戸建てを中心に、マンションの分譲等も徐々に進んでいます。しかし、つくばみらい市の好評な売れ行きを見せるのは、駅前のごく一部です。今後、後期整備をたくさん持っている、抱えている事業として、今後については順調ばかりとは言っておれないと考えます。

昨年のTX開通にあわせて、市は仮設で100台分の自転車駐輪場を駅の南側に設置しました。既に満杯となり、歩道にあふれているのが常態化しています。市は、本年度の事業として駐輪場整備費5,000万円の予算を組みました。これは敷地面積が800平米の中で、収容台数が、予算のときの審議の中では600台と、これは少し変動があると言っております。それから財政ですが、この5,000万円の財政の原資は、合併特例交付金が1,300万

円、まちづくり交付金が2,305万円、市まちづくり基金が1,395万円と、すべて公費で整備する計画になっています。現在使用中の仮設駐輪場の建設費も、約400万円かかりましたが、これも公費です。

市長は、平成18年6月28日、TXつくばエクスプレスへ流山市、柏、守谷、つくばみらい、つくば市長と連名で、つくばエクスプレスの本社に東京駅延長及び東京駅延伸構想の公表、それから、電車の増便などによる運行ダイヤの改正、それから、TXの自転車持込みを可能にすること、こうした要望書を提出しました。

私は、つくばみらい市長としては、これから整備する自転車駐輪場設置について、鉄道会社に何らかの協力を求めるべきだと思うのですが、協力を求めたのでしょうか。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） みらい平駅についての駐輪場の設置ということで、何か要望を求めたのかということですが、TX沿線の状況を申し上げますと、駅舎の構造がそれぞれ違います。都内はみな地下でございますが、掘り割り式と地下構造、さらに高架構造という3種類になっておるわけですが、守谷駅などは高架構造駅でございます、それぞれの自治体が、路線の高架下を鉄道会社から借りて、駐輪場ということで利用しているところもございます。

当駅は、構造が、ご案内のとおり掘り割り式でございますから、駅舎周辺の鉄道会社の私有地に駐輪場の敷地として借地できるスペースがございません。したがって、現在、県有地を借りてやっておるわけでございますが、現在、議員はあふれているということをおっしゃいましたが、私もたまに見に行きます。大体正確に数えませんが、100台ぐらい今、置いてあるかなと思っておるのですが、ただ、私有地のところに置いてある方々もありますよね。車もそうでございますから。そういういろいろな関係があるのだらうと思えますけれども、これからはあれでは足りないので、議員がおっしゃるとおり、もっと大きなものを計画していくわけですが、応分の負担というのはなかなか難しゅうございます。というのは、実は今議員がおっしゃった三つの問題と、それから、駐輪場の問題についてご負担をいただけないかと、こういうことで実は社長が田んぼアートの見学にお見えになったから、現場でさしでお話をしたのですが、はっきり言えば、できないというご返事です。

というのは、それぞれの駅へ負担しているわけではないと。鉄道会社としては負担できませんというご返事だったわけでございますが、そういうことで非常に難しいなと思っておるわけでございます。

であります、市としては、まず今の用地を県の方から取得して、あそこへもっと大きな駐輪場をつくってまいりたい。これについては、今、議員から予算の面もお話ございましたが、国や県等のいろいろな資金を十分に利用して、市の負担がなるべくないような方法でつくってまいりたいと、こういう考えでございます。

議長（豊島 葵君） 古川よし枝君。

15番（古川よし枝君） 鉄道の高架下の土地を無償で貸与して、それぞれの市町村が駐輪場を整備しているというのは、守谷市でもつくば市でもあります。しかし、守谷市については、つくばエクスプレスが独自に360台分の自転車場、900万円をかけて建設設置して、ことしの10月から開始と、そういうところも身近なところにあるわけです。

それで、私は、7月の24日に日本共産党茨城県委員会で行った国会交渉と一緒に行きま

して、国土交通省に伺ったのです。つくばエクスプレス駅の駐輪場設置に当たり、鉄道会社への設置費負担をするよう指導してほしいと要望しました。そうしましたら、交通安全担当官は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律、通称自転車法というそうですが、これに従って鉄道会社に要求ができると。鉄道会社は積極的に協力しなければならないことになっているので、自治体が協力をぜひ求めたいという助言がありました。

それから、先ほど市長がおっしゃられたように、そうは言っても土地がないと。ですから、県から買うということをおっしゃったわけですがけれども、こういう場合についてどうなのかと、この法律の解釈をお聞きしました。そうしましたら、駐車場用地の提供を求めらるるのであるならば、鉄道会社所有の土地があるにかかわらず、鉄道会社は土地を購入するなど、あらゆる手だてをして協力しなければならない。その他とは、用地だけに限らず、あらゆる手だてを尽くすことだと解釈を示されました。

また市においても、環境保全条例というのが前の6月議会で制定されました。この50条の第1項第2号でも、鉄道会社はみずから利用者のための自転車駐輪場の設置に努めなければならないと。そして、市が設置する場合については、その用地を提供するなど協力しなければならないと、条例でも定めているのです。このことに基づいて、守谷市はつくばエクスプレスの方に要求をしたと、担当者は話しています。

ですから市長は、田んぼアートするとき社長にお話したと、こういうことではなくて、きちっと職員も含めて、この条例に基づいて、正式な方法で鉄道会社に協議を申し入れ、そして今後についてきちっと協定をすべきではないかと思うのです。その点でいかがですか。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） これからも交渉はしますが、守谷市では900万円を鉄道会社が出した、そうですか。

15番（古川よし枝君） はい。

市長（飯島 善君） これは部長、よく研究して答弁してください。

私は、土地は借りたけれども金は市が出したと、こう聞いて理解して今申し上げたような答弁でございますが、あとは部長の方から説明してください。

議長（豊島 葵君） 都市建設部長青木 秀君。

〔都市建設部長 青木 秀君 登壇〕

都市建設部長（青木 秀君） みらい平駅駐輪場の設置ということで、ただいま守谷市においては、鉄道会社が900万円の事業費をもって駐輪場を整備したというお話があったわけですが、私どもで沿線の市町村につきまして調査をした範囲では、守谷市においては、鉄道の高架橋下について鉄道会社から無償で借用いたしまして、財団法人駐輪場センターですか、そこが整備したというお話は聞いておりまして、鉄道会社が900万円の事業費を投じて駐輪場を整備したという話は、ちょっと確認はしておりません。

以上です。

議長（豊島 葵君） 古川よし枝君。

15番（古川よし枝君） 細かいことを言ってもあれなのですが、守谷市は、駐輪場整備センターの財団法人が、西口と東口に1カ所ずつ駐輪場を設けて営業しております。そのほかに西口の方に、294号を越えたところに鉄道会社がみずから整備をするという、こ

これは職員への問い合わせで私は確認をしているところで、実際に見てまいりまして、そして駐輪場整備センターの職員の方に、実はこういうことがあるんだけどもどこだとお聞きしましたら、294号を越えて向こう側ですと、整備センターの職員もおっしゃってあったので、これは間違いないだろうと私は思いますので、ぜひ確認をしていただきたいと思います。

それで、駐輪場を設置すれば、当然、利用者の負担というのがどうなるのかというのが心配なのですが、利用料金について見ると、守谷駅の料金は、そうした土地の無償貸与があったり無償提供があったりとしても、小絹駅の駐輪場よりはちょっと高いのですね。しかし、この間の1年間の営業で黒字が見込まれるということで、ことしの1月から、1台につき1カ月400円の値下げができると、守谷市の担当職員は言っておりました。こういうことで、当市でもできるだけ安い料金で利用が可能になるためにも、ぜひ鉄道会社への応分の負担を求める。建設費が不可能であれば、今後の管理運営についても協定を行うとかして、ぜひ市の財源もそうですが、利用者の利用負担についても、軽減を図るよう努力をしていってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） ただいま話を聞いて大体わかってまいりましたが、守谷がやっている駐輪場センター、これは小絹駅でもやっております。これは、法人ではありますが企業ですから、採算ベースが取れなければやりません。

私どももそれは考えておりましたが、私は、料金を取るよりは無料でという基本的な考えの中でやっておるわけですが、実はセンターでは、我が方の駅の駐輪場についてはやっていただけないのです。というのは、最初から採算ベースに合わないということなのです。したがって、市がやらなければならないということで、今ご説明を申し上げましたような方針でやっていきたいなと、こう考えておるわけです。センターではやっていただけないのです。そういうことです、ご理解をいただきたい。

議長（豊島 葵君） 古川よし枝君。

15番（古川よし枝君） センター、財団法人がやっていけないと。やっていくにしても、直接市がやるにしても、考え方は同じだと思います。

次の質問に入ります。パチンコ店などの遊技場建設について質問をさせていただきます。

実は、板橋の花田久保地区に500台の駐車場を持つパチンコ店が建設されることに、周辺住民はもとより、住民は大変な不安を抱えています。8月24日午後5時から、500台の駐車場建設中の敷地において、業者から建設について概略の説明がされました。この説明会については、5月中ごろから突然住民が、花田久保地区の小川医院跡地にパチンコ店が建設されるとの情報を得て、周辺の自治会の役員さんたちが、たびたび市へ、建設の経過や事業内容について詳細な説明を求めてきました。しかし、法的には問題ないとする市当局に、住民はこのまま何の説明もなく工事が進行するのは納得ができない、行政から事業者に住民に説明をするよう要請してほしいという要望で、この説明会が実施されたわけです。

自宅前に1.5ヘクタールもある、500台もの駐車場を持つ大型パチンコ店が営業されるとなれば、法的云々と言われても、だれでも大変な不安を持つのが当然のことです。これまで市街化調整区域は用途規制が緩やかで、住宅地での工場や遊技場の立地が可能で、用途の混在が生じ、住環境の悪化を招いてきたことから、平成12年の5月に都市計画法が改

正され、既存宅地制度が廃止されました。この当地は、平成13年5月に法改正が施行されることによる経過措置として、平成13年5月までに既存宅地として申請し確認が証明されておれば、既存宅地証明をもって5年の間に着工することを条件に建築確認がおりたもので、ことし秋ごろまでがこの期限となることから、駆け込みとも言えます。しかし、駆け込みでも法的にはクリアしているわけです。

しかし、用途指定がないからといって、1回に10万円単位のお金をつぎ込んでプレーをすることも珍しくないと言われている非常に射幸心をあおる遊技場は、健全な青年育成からも、それから、治安上からも、まして住宅地の中に来てほしくないというのは、市民の大多数の声ではないでしょうか。

説明会で事業者は、従業員40名程度の雇用を生み、市への財政的効果もあり、地域に貢献できると主張しました。市長として、地域の中に非常に射幸心をあおる遊技場の立地についてはどのようにお考えでしょうか。

また、8月24日の地元への説明会に、市からはどなたも職員が参加しておりませんでした。なぜでしょうか。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） その前に、先ほどの質問の中で、古川議員、市がやってもセンターがやっても同じだということですが、同じではございません。これはご理解いただきたい。向こうは営業でやるわけですから、そういうことで料金は取るということになるわけです。

このパチンコ店の問題でございますが、この建設に伴って生じる周辺住民との調整については、関係する法令に基づき、良好な環境が形成されるよう調整をしていきます。遊技場施設周辺整備に当たり、防犯対策として、いわゆる夜間、駐車場が暴走族などのたまり場にならないよう、あるいは閉店後の出入口の閉鎖、管理するように意見書を提出しております。

また、今後も派手なネオンサイン灯をつけたり何かして、周りの環境を悪くするようなことのないように、こちらからも要望しております。

それで、なぜ市側から行かなかったということでございますが、実は説明会を催してくださいというのは、こちらから要望しました。ところが、行政側から来たのではやりませんよというご返事だということなのですが、全然職員が行っていないわけではございません。あの周辺にも住民の職員がおりますから、行って、あのときのやり取りは私も把握しております。

以上です。

議長（豊島 葵君） 古川よし枝君。

15番（古川よし枝君） 説明会に職員がおられたということでは、ほっとしましたけれども、でも、担当課の方からは正式には、さっき市長がおっしゃられたように、業者からの申し出があつてできなかったということなわけですね。

しかし、市の職員が参加しているのに気がつかなかった、一人も見られなかったということは、住民の行政に対する信頼を大変欠くことになっていると思うのです。そのことも今後注意していただきたいと思います。

それから、意見書を提出していると、私はこの質問の中で初めてお聞きするのですが、ぜひ意見書等についても、市が出しているよと住民に示すべきだと思うのです。ぜひそれ

は示していただきたいと思います。

それから、説明会の中で、事業者は10億円の投資をして粛々と事業化を進めてきたと、これは開発行為ではないとあいさつがあって、そして資料等は、その場で建設図面を閲覧させるのみで非常に不十分でした。しかし、集まった40人ほどの住民の皆さんは、その場で出入口が旧県道から2カ所、バイパス側から1カ所あることを知りまして、これは子供たちの通学路となっているので、旧県道の出入口は無くしてほしいと訴えました。しかし、それはできないと即答されたのです。これは今後大きな不安を残すものとなっています。

また、13項目に分かれる質問や要望を出したのですが、これについては、業者側は翌日回答がありました。しかし、今後の営業時間帯やパチンコ台数については、公安委員の指導に従うというのみで明らかではありません。営業は深夜に及ぶ懸念もされます。それで、今後自治会を通して要望書等を受け取ることを、事業者に約束をさせることもできました。要望に対して業者は、今後検討努力するという項目がたくさんあります。したがって、事業者と住民との話し合いの場は今後も必要になってきます。住民の平穏な生活を悪化させないよう、行政として必ず職員を派遣し、話し合いに立ち会い、業者が住民との約束を守るよう指導をしていただきたい。このことを市長に求めたいと思いますが、いかがですか。

議長（豊島 葵君） 都市建設部長青木 秀君。

〔都市建設部長 青木 秀君 登壇〕

都市建設部長（青木 秀君） さきの地元の説明会において、建設業者と取り交わされた約束事項につきましては、私ども、建設業者の方から市の方に報告を受けておりますので、その点につきましては、確認をしてみたいと思っております。

また、それ以外についても、そういったことがありましたならば、業者の方に連絡をいたしまして調整はしてみたいと思っております。

今後の説明会等における行政側担当職員の出席でございますが、先ほど市長の方から答弁がございましたように、さきの地元説明会のお願い、依頼をした際においても、行政が出るのであればやらないというご返事もあったわけですが、そういった形で、前回は出席しなかったという経緯がございます。もし今後そういうことで一応業者さんの方の了解が得られれば、出席は可能かと思っております。

以上です。

議長（豊島 葵君） 古川よし枝君。

15番（古川よし枝君） 法的にクリアしてしまえば、事はどんどん進んでしまう、住民は何も手だてがないと、そこを支えるのは行政だと思うのです。

そこで、さきの6月議会で、つくばみらい市環境保全条例というのが制定されまして、9月1日から施行なのですが、ここで条例の提案理由ですが、良好な環境を将来にわたって確保することを目的とし、つくばみらい市の自然環境と生活環境を保全するためにこの条例を制定するということが提案があります。そのために、第3条で、市長は良好な環境の確保と形成に関する総合的な施策を策定し、これを実施するとともに、その実施について市民、事業者に対して助言及び指導など必要な措置を行うものとする、と定められておまして、第12条では、苦情または紛争の解決のために、事業者は事業活動を行うに当たり、当該事業にかかわる苦情または紛争が生じたときには、説明会もしくは話し合いの場を設けるなどして、みずからの責任と負担において誠意を持って解決に当たらなければならないと、条例化しているのですが、やはり業者が出てほしくないということでも、きち

っと行政は、住民との苦情または紛争の解決のために指導しなければならないわけですから、今後、業者の側に立つのではなく、やはり住民の暮らしを守るという視点で、ぜひこの条例に従って重要な役割として任務を果たしてほしいと思います。

また、パチンコ店の建設と同時に、このパチンコ店の近く、東側になるかと思うのですが、バイパスを挟んで近くにホテルが建設されるということで建設中です。建設主は、私の問い合わせに対して、ビジネスホテルですとお答えになっておられました。しかし、周辺の方々は、工事の位置図を見てラブホテルではないかと、この不安は払拭できておりません。この点についても、行政として事実を確認して住民への説明を行うべきではないでしょうか。

また、旧谷和原村では、ラブホテル禁止規定に関する条例が定められておりましたが、合併して現在は失効となっております。ぜひこの旧谷和原村の条例、もっと住民の意向を反映した良好で安心した暮らしができる生活環境を守るという視点で見直しをしながら、早急に条例を定めるよう求めたいと思います。

2点について伺います。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） もちろん建設目的がビジネスホテルであれば、それで、ただ途中で変更しては問題がございますから、そこらはぴしっと行政指導していかなければならないと思っております。

それから、今後、条例を制定するかどうかということでございますが、議員が今おっしゃっておられるように、旧谷和原村ではあったと、伊奈の方にはなかったということでございますが、そこら辺は、なぜなくしたのか、すり合わせの中とか、いろいろそういうものを承知しておりませんから、よく検討させていただきたいと思っております。

議長（豊島 葵君） 古川よし枝君。

15番（古川よし枝君） 今回は、伊奈東周辺の地域へのまちづくりの問題提起でもあると思います。ぜひ住民と一緒に、将来にわたって優れた自然環境、そして生活環境を維持できるよう、住民と共に努めていただきたいことを要望して、この質問を終わります。

次に、みらい平駅周辺区画整理による公園整備について伺います。

この開発区域は274.9ヘクタールの丘陵部一体型特定区画整理ということで、この中で6.4ヘクタール規模の地区公園が1カ所、それから、2ヘクタールの近隣公園が2カ所、それから、2,500平米の街区公園がこの中に11個整備される計画です。街区公園は、4カ所については今年度着工するとなっております。公園は区画整理の事業として整備を行い、整備後、市に移譲され、市が維持管理をすることになります。公園の総面積は16.3ヘクタールと大きくなります。整備後の維持管理費は大変な負担と予測できます。

整備をする際、当然、整備後の維持管理費等についておおよそ積算がなされ、区画整理事業体と協議がなされていると思われそうですが、どうなっているのでしょうか。

議長（豊島 葵君） 都市建設部長青木 秀君。

〔都市建設部長 青木 秀君 登壇〕

都市建設部長（青木 秀君） みらい平駅周辺区画整理による公園整備についてということでご質問がございましたので、ご答弁を申し上げます。

土地区画整理事業区域の公園につきましては、先ほど議員の方からありましたように、

全部で14カ所計画されております。地区公園が1カ所、近隣公園が2カ所、街区公園が11カ所という状況でございます。

これらの公園につきましては、地元住民代表や学識経験者などからなる委員会を経て策定いたしました、ふるさとの顔づくり計画を基本方針として整備を進めることとしております。

そのような状況の中で、現在、設計内容が決定されております公園は、近隣公園の2カ所と街区公園の5カ所でございます。そのうち、5カ所の街区公園につきましては、今年度茨城県が発注を予定しております。なお、公園の整備後の管理につきましては、市の管理になるかと思っております。そういった中で今後の費用負担の問題につきましては、今後の茨城県との話し合いになるかと思っております。

以上です。

議長（豊島 葵君） 古川よし枝君。

15番（古川よし枝君） この公園の設置後の管理費について、県の区画整理の担当課はこのことについて、維持管理費についてはこちらの領域でないので何の調査も積算もしていませんと言っています。ですから、こちらから問題提起をしなければ協議にはならないのだと思います。ぜひそのことを踏まえて、今後の財政負担について、積算をするなどして対応策をすべきだと思います。

それから、公園の設計図ができていると説明がありました。それを見ますと、計画住宅地区とか、それから、個別住宅地区とか、それから、駅から遠いか近いか、それぞれの地域の特徴にあわせて、幾つかのテーマを決めて公園の設計がなされていると見えます。まだ確定ではないというものの、設計図は植栽のほかに、遊具等の設置もたくさん見られます。遊具等については、まだ未定の部分が多く、表に出せないと言っておりましたけれども、遊具等の安全管理も重要な課題になります。維持管理費がどのくらいになるかということは、きちっと積算をしなければならないと思います。

ちなみに、平成18年度の市の公園管理費は、約4,300万円が計上されておりますけれども、たくさんの都市公園を持つ守谷市の公園管理費は、平成17年度の決算で見ますと、管理面積が約82ヘクタールで、その中には緑道の植栽管理も含まれているけれども、維持費が2億6,000万円かかると言っております。大変大きいと、しかし住環境を整えるためには、必要経費として覚悟しなければならない、手を抜かず努力をしていきたいと、担当課はおっしゃっておられました。

大変な経費がかかる上からも、良好で、多くの住民にたくさん使われ、大事にされる公園でなければならないと思います。そこで、住宅地の中に設置される街区公園は、地元の要望を取り入れた公園にしていただきたいと考えます。地元住民といっても、これから入居される地区もありますので、意向といっても把握はできませんが、現在住んでおられる方々の意向は十分に把握ができます。

旧伊奈町の高波分譲住宅地域については、ここは区画整理区域の外になりますが、隣接しております。そこではゲートボールが大変盛んで、住民の皆さんは毎週土曜日、日曜日と練習に励んでおられます。市内のゲートボール場の施設を見てまいりましたけれども、今、ゲートボール人口が減少していて、施設も余り使われていないという場面もあって、整備がなされていなかったりするところもありました。しかし、高波地区の皆さんは総合運動公園まで行って練習しているので、もっと身近なところで練習ができれば、もっと多

くの仲間と一緒に楽しむことができるという要求を持っています。ぜひ隣接する区画整理内の近隣公園、あるいは街区公園に、練習ができるスペースをとることを、県に求めることをぜひお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 公園の問題につきましても、ただいま部長が説明したとおりで現況はあるわけですが、これからの公園につきましても、設計等につきましても、将来の管理者でございますから、もちろん地域住民の皆さんのご意見を聞きながら、要望を聞きながら、要望はかなえるような方向で進めてまいりたいと思っております。

議長（豊島 葵君） 古川よし枝君。

15番（古川よし枝君） 県の事業は、地域住民に情報としてなかなか伝わりにくいわけです。目の前に公園ができて、どういう公園ができるのかというのは、ほとんど知らされない。でき上がってからしかないわけですが、今年度、街区公園を整備して発注するという時期であります。ですから、ぜひ早急にゲートボールのスペースを、駅前でも、言ってみれば、新しくでなくもともと住んでいた方々は、年代とともに年を召されておりますので、やはりゲートボールを楽しむ方が多いですから、そういう意味でも、なるだけ既存の住宅地の近くの公園にゲートボールのコートをぜひ、もちろんゲートボール場は多目的に使えるわけですから、ぜひ住民の要求を十分酌んだ設計になるよう、ぜひことし間に合うように、県の方に申し入れをしていただきたいと思います。再度答弁をお願いします。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 議員のご近所の皆さんがゲートボールをやるのに、運動公園まで遠いと、こういうことでございましたが、今、新しく来られた方々に、将来の学校敷地へ表土を持って行って、立派な農地にして、日曜農園をやっていただいておりますから、途中で動くということで、今、運動公園まで来るのが大変だということでしたら、代表者が何かに来ていただいて、これからの県の学校用地でも何でもあるわけですから、そういうところを利用して、話してください。県に話して、借りられるようにしておきますから。そういうことも含めてよろしくをお願いします。

議長（豊島 葵君） 古川よし枝君。

15番（古川よし枝君） もちろん使えるところは利用させてもらうというのはもちろんですけれども、ずっと長く使える、きちっと整備がされるということと、ちょっと空いているから使うのでは違うので、行政としてはきちっと……。

市長（飯島 善君） 議員、今、空いているところを使ってくださいというのは、遠くでなくて近く、そういうことを私はお話申し上げているわけです。

15番（古川よし枝君） それは結構です。ぜひ県の方にお願いをしていただきたいと思いますのですが、公園の整備としてはきちっと位置づけていただきたいと思いますと求めて、質問を終わります。

議長（豊島 葵君） ここで暫時休憩します。

午後2時07分休憩

午後 2 時 2 2 分開議

議長（豊島 葵君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

- 議案第 5 5 号 専決処分の承認を求めることについて
（専決第 1 4 号 つくばみらい市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例）
- 議案第 5 6 号 専決処分の承認を求めることについて
（専決第 1 5 号 つくばみらい市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例）
- 議案第 5 7 号 専決処分の承認を求めることについて
（専決第 1 6 号 平成 1 8 年度つくばみらい市一般会計補正予算（第 1 号））
- 議案第 5 8 号 つくばみらい市非核平和都市宣言
- 議案第 5 9 号 つくばみらい市青色申告・期限内納税推進都市宣言
- 議案第 6 0 号 つくばみらい市交通安全都市宣言
- 議案第 6 1 号 つくばみらい市暴走族追放都市宣言
- 議案第 6 2 号 つくばみらい市暴力追放都市宣言
- 議案第 6 3 号 つくばみらい市青少年を覚せい剤等薬物乱用から守る都市宣言
- 議案第 6 4 号 つくばみらい市補助金等審議会条例
- 議案第 6 5 号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 6 6 号 つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 6 7 号 つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 6 8 号 つくばみらい市手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第 6 9 号 平成 1 8 年度つくばみらい市一般会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 7 0 号 平成 1 8 年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 7 1 号 平成 1 8 年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 7 2 号 平成 1 8 年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 7 3 号 平成 1 7 年度伊奈町一般会計決算認定について
- 議案第 7 4 号 平成 1 7 年度伊奈町国民健康保険特別会計決算認定について
- 議案第 7 5 号 平成 1 7 年度伊奈町老人保健特別会計決算認定について
- 議案第 7 6 号 平成 1 7 年度伊奈町介護保険特別会計決算認定について
- 議案第 7 7 号 平成 1 7 年度伊奈町農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 議案第 7 8 号 平成 1 7 年度伊奈町町営分譲住宅特別会計決算認定について
- 議案第 7 9 号 平成 1 7 年度伊奈町水道事業会計決算認定について
- 議案第 8 0 号 平成 1 7 年度谷和原村一般会計決算認定について
- 議案第 8 1 号 平成 1 7 年度谷和原村国民健康保険特別会計決算認定について
- 議案第 8 2 号 平成 1 7 年度谷和原村老人保健特別会計決算認定について
- 議案第 8 3 号 平成 1 7 年度谷和原村介護保険特別会計決算認定について
- 議案第 8 4 号 平成 1 7 年度谷和原村農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 議案第 8 5 号 平成 1 7 年度谷和原村水道事業会計決算認定について

- 議案第86号 平成17年度谷和原・伊奈下水道組合一般会計決算認定について
議案第87号 平成17年度つくばみらい市一般会計決算認定について
議案第88号 平成17年度つくばみらい市国民健康保険特別会計決算認定について
議案第89号 平成17年度つくばみらい市老人保健特別会計決算認定について
議案第90号 平成17年度つくばみらい市介護保険特別会計決算認定について
議案第91号 平成17年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計決算認定について
議案第92号 平成17年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計決算認定について
議案第93号 平成17年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計決算認定について
議案第94号 平成17年度つくばみらい市水道事業会計決算認定について

議長（豊島 葵君） 日程第2、議案第55号から議案第94号まで、40案件を一括して議題とします。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑通告書が議長の手元に提出されておりますので、これを許可します。

なお、会議規則第54条において、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならない旨、発言の内容が制限されておりますので、この点、ご注意申し上げます。

また、発言の順序は通告順とします。

それでは、15番古川よし枝君。

〔15番 古川よし枝君 登壇〕

15番（古川よし枝君） 古川です。議案第73号 平成17年度伊奈町一般会計決算認定についての議案で質疑をいたします。

社会福祉総務費として、部落解放を愛する会茨城県連合会伊奈支部補助金30万円に対する、団体報告に基づく支出内容と、また、同和団体が行う研修会への職員派遣にかかわる経費の支出総額の内容について伺います。

議長（豊島 葵君） 保健福祉部長渡辺勝美君。

〔保健福祉部長 渡辺勝美君 登壇〕

保健福祉部長（渡辺勝美君） お答えします。

社会福祉総務費から部落解放を愛する会茨城県連合会に対しまして、伊奈支部補助金として30万円の補助をしておるわけでございますが、これは、あくまで30万円が限度ということで補助してございます。その補助の内容につきましては、茨城県連合会の研修会への参加費が主なものでありまして、事務費、会議会費等も含めて補助してございます。

会の方の全体会計は、40万円の会計となっております。

以上でございます。

議長（豊島 葵君） 古川よし枝君。

15番（古川よし枝君） 質疑をしたところのものがまだ報告されていないのですけれども。同和対策団体が行う研修会への、職員派遣にかかわる経費の支出内容についての伺いを通告してあるはずですが。

議長（豊島 葵君） 保健福祉部長渡辺勝美君。

〔保健福祉部長 渡辺勝美君 登壇〕

保健福祉部長（渡辺勝美君） 県内の運動団体といたしまして四つの団体がございます。

また、茨城県が主催する研修会へも参加しておるところでございます。

17年度の状況を言いますと、全体で13回の研修がございまして、46名の参加をしております。そのときの資料代といたしまして8万2,000円、旅費相当額が20万円ほど要してございます。全体的に28万2,000円の研修費ということになってございます。

以上です。

議長（豊島 葵君） 古川よし枝君。

15番（古川よし枝君） 市長に伺いますが、同和対策特別事業は33年の長期にわたり生活環境等の格差は解消されたとして、平成14年の3月31日をもって同和対策事業特別措置法が廃止され、この特別事業は中止となりました。国レベルでは中止になりました。しかし、同年から旧伊奈町においては同和団体愛する会から、糾弾という名で、脅しや暴力的ともいえる圧力に屈し、団体への補助金の支出や団体が行う研修会へ職員を派遣することを強化させられてきたと思います。

さらに、この平成17年度決算で見ると、町内のさまざまな団体への補助金等削減する一方で、新たに当時の構成員10人とする愛する会の伊奈支部への補助金30万円を新たに支出をしました。補助金支出は他の団体とのバランスを欠き、同和問題を利用したえせ同和を許すことにもなり、正しくないと考えます。

このことについて、元伊奈町助役は、不当な請求に屈伏せざるを得なく残念であることを弁明し、正しくない支出であることを認める発言を繰り返しました。このようなことでは、同和問題の本質は解決できないと考えますが、市長はこの点についてどのようにお考えでしょうか。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 今、議員がおっしゃったように、いわゆる同対法が制定されまして、昭和44年に答申を受けてできたわけですが、これは時限立法でございますから、3年延長、5年延長ということでやってきたわけでございますが、旧伊奈町においては、同対法の該当するにもかかわらず地区指定をしなかったと、そういうことに原因があるわけでございます。周辺市町村は、ご案内のとおり、これを利用してそれなりの環境整備をしたという経過もあるわけでございます。

私は、圧力に屈伏したわけでもございませんが、市長としては、話し合いの中で、これまでの問題もあったし、今、議員がおっしゃられるように、伊奈だけの問題ではございません。県内全部、関係があろうがなかろうが、茨城県の場合、よその県はわかりませんが、どこの市町村も参加しているということでございます。したがって、伊奈でも参加しているということになるわけでございますが、この問題については、私は、私が在任中は理解しようということで、もっと要求は大きかったのですが、今、部長が言ったように30万円限度で交付すると、こういうことでやってきておるわけです。

以上です。

議長（豊島 葵君） 次に、26番川上文子君。

〔26番 川上文子君 登壇〕

26番（川上文子君） 3点通告をしてありますので伺いたいと思います。

1点目は、議案第73号の平成17年度伊奈町一般会計決算認定の内容ですが、その中で二つの問題について伺いたいと思います。

一つは、ワープステーション江戸事業とメディアパーク事業の問題、それから、もう一つは公共事業の入札の問題です。

ワープ江戸事業とメ社の事業について、決算で見ますと、ページ26ページの収入の部分で、歴史公園使用料というのが120万4,000円決算額が出ています。これは、伊奈町が9万6,000平米を借りた土地、買った土地、その半分が、この決算でいいますと町の歴史公園という形になっていまして、そこにロケとか使ったときの費用、使用料としてもらうというものが120万4,000円、それから、もう一つ、ページ40ページに財産収入で、その半分の4万8,500平米が今、県開発公社が事業運営をしておりますワープに歴史公園の土地を貸すという形で、その収入が1,650万円、それから、支出の部分でページ217ページと、つくばみらい市のわずかの期間での決算内容ではページ82ですけれども、そこで、伊奈町が所有する形になっていた歴史公園のさまざまな管理の費用が出されています。合わせると500万円ぐらいのお金が支出されているわけです。

それでこの年、ちょうどワープ江戸事業が大変集客が少なくなりまして、その前に、14年度に民事再生法の適用になるということで、16年に30数億円の資本金の減資、実際には失うと、伊奈町でいいますと2億円の出資金を失うという形で、集客の減収の中で撮影中心の事業にするんだということで、平成17年度が方向変換された年です。その中でどんな事業運営だったのかということ、ぜひご報告願いたいのですが、ワープ江戸事業の平成17年度の利用者数、それから、2番目として事業利益、事業外利益、当期利益、当年度未処分利益がどのくらいか。

それから、平成17年度のメ社の当期利益、それから、当年度未処分利益はどのくらいになったのかということについて教えていただきたい。

それから、公共事業ですが、平成17年度の伊奈町、わずかな期間つくばみらい市で存在するわけですが、その1年間の中の入札で行った公共事業の平均落札率は何%なのか。その公共事業の中で1億円を超える事業件数は何件あったのか。1億円を超える中で、さらに1億5,000万円を超える公共事業はどのくらいあったのか、2問目までなので、ひとまず数だけまず教えていただきたいと思います。お願いします。

議長（豊島 葵君） 参事兼企画政策課長中川 修君。

〔参事兼企画政策課長 中川 修君 登壇〕

参事兼企画政策課長（中川 修君） ただいまの質問に対してお答えを申し上げます。

平成17年度のワープステーション江戸事業でございますが、議員からご紹介がございましたが、ロケ機能を強化し、そのための施設ということで機能の転換を図ってございます。入場者数でございますが、昨年度は7月から3月の統計でございますが、6万5,748人でございます。その前の年、16年度と比較いたしまして5,330人ほどふえてございます。

加えまして、ロケ実績でございますが、昨年度は136日を数えてございます。16年度のロケ実数の95日に比較しますと41日増、率にしますと43.2%ということで、大きく前年度実績を上回ったわけでございます。

それから、ワープステーション江戸事業の営業経営状況、営業実績関係でございますが、事業収入が1億3,354万7,000円ほどございます。その収入を得るための事業費用が2億2,684万2,000円かかっております。それと、事業外の収入がございまして、そちらが3,100万1,000円、事業外収入を得るための費用は79万3,000円ほどでございます。事業収入と事業外収入を合わせまして、そのための必要な経費を差し引きますと税引き前の

純利益は 6,308万 5,000円ほどマイナス、残念ながらマイナスという数字になってございます。

メディアパークつくばの方の事業実績も加えたいと思います。

メディアパークつくばは、ワークステーション江戸事業のロケ関係の撮影セット、ロケセット工事等のお手伝いというか援助を主な内容としてございまして、17年4月1日から18年3月31日までの第8期の営業状況が出てございます。昨年の営業実績は売上高 2,759万 1,000円、売上原価が 1,715万 2,000円、その経費を得るための販売費及び一般管理費が 888万 6,000円ございまして、営業利益が 155万 3,000円、税引きをいたしますと60万 3,000円の黒字となっているところでございます。

株主配当はせずに繰り越しという形で処理をいたしてございます。総会で承認をされてございます。

以上です。

議長（豊島 葵君） 財政課長秋田信博君。

〔財政課長 秋田信博君 登壇〕

財政課長（秋田信博君） 伊奈町の平均落札率でございまして、96.18%でございまして。それから、1億円を超える工事でございますが、全然ございませんでした。

それで、町と村の場合には地方自治法の96条の第1項第5号の規定によりまして、そこでは5,000万円が議決事件となっておりますので、あわせてご理解いただきたいと思っております。

議長（豊島 葵君） 川上文子君。

26番（川上文子君） 企画課長の方から、ワーク江戸とメ社の経営状況が報告をされました。今、報告されましたように、利用者は5,330人ふえているのですね。しかし、入場者もろもろ経費の中の売上額というのは、残念ながら入場費用も削減をしたこともあったんだと思うのですが、2,487万 8,000円の減です。人数はふえたけれども、売上額は減るという関係で、したがって、当期利益が前年度は2,200万円が今年度6,313万 9,000円マイナス、ですから損失ですね。合わせますと、当年未処分利益は昨年の1億 1,594万円から1億 7,907万円になったということで、企業努力をいろいろしたんだけれども、結果としては県開発公社の負担はさらにふえたという結果。

メ社についても、60万円わずかに当期利益がプラスになって、合わせますと当期未処分利益が138万円という状態です。

私は、ずっとこの事業は公共的な事業ではないということで反対をしてきたのですが、伊奈町自身は歴史公園の概算費用を含めて12億 2,000万円、それから、2億円の出資金がなくなってしまいましたけれども、入れますと15億円近いお金を投じてやってきたわけです。

その経営不振の中で、昨年市長は、町長だったのですが、この事業を今年度大いに撮影中心の事業として活用していくんだと、努力するんだと。数字の上では努力の結果は、さっきも言ったようにマイナスがふやされるという結果なのですが、市自身がこの事業の、町長が答弁されている文章どおりでいいますと、この事業の大いに活用を図っていくと、ことしやっていくんだと、昨年の質問に議会で答弁しているわけですが、1年間の中で結局マイナスになったけれども、町の努力というのはどんなふうに使われてきた結果としてこの事態なのか、町としてこのワーク事業、メ社事業にどういう活用の努力が具体的にされ

たのか、その点について教えてください。

議長（豊島 葵君） 産業振興部長鈴木 清君。

〔産業振興部長 鈴木 清君 登壇〕

産業振興部長（鈴木 清君） お答えします。

当時の町でどのように協力体制をとったかということでございますので、お答えしたいと思えます。

平成17年度におきましては、ワープステーション江戸を中心としまして、ロケ、撮影等に際しまして、伊奈町エキストラの会というのがございます。ここで撮影の支援を行ってまいりました。あわせて、ワープステーション江戸内の各種イベントに際しましても、協力体制をとってまいりました。

まず、平成17年4月29日から5月5日までのゴールデンウィークの期間中です。この期間にゴールデンウィーク江戸まつりと題しまして、町文化協会の協力によります発表会、あるいはエキストラの会によります大道芸、地元出身の演歌歌手のステージ、それから、地元農産物の販売等を行っております。

また、7月の24日ですが、町観光協会主催によります、大江戸のみの市、これはフリーマーケットでございます。

それから、11月3日には、伊奈町ふれあいの祭典の中の催し物の一つであります町の商工祭、これをワープステーション江戸で実施しております。そういった各種イベントを開催しまして、ワープステーション江戸事業に対して協力をしてまいりました。

以上でございます。

議長（豊島 葵君） 川上文子君。

26番（川上文子君） 続きまして、議案第80号の平成17年度谷和原村一般会計決算認定について、伊奈町と同様に村の公共事業の平成17年度の平均落札率が何%なのか。それから、1億円を超える事業件数と、そのうち1億5,000万円を超える事業の件数は何件か。

それから、担当が同じだと答弁も同じだと思うので、あわせてですが、適正な競争に基づいた入札が行われるように、伊奈町も谷和原村も17年度の中でどういう努力をされたのか、あわせてお答えをお願いいたします。

議長（豊島 葵君） 財政課長秋田信博君。

〔財政課長 秋田信博君 登壇〕

財政課長（秋田信博君） 谷和原村の平均落札率でございますが、97.17%でございます。

それから、同様に5,000万円を超える工事そのものはございませんでしたので、ゼロ件でございます。

それから、内部努力の件でございますが、まず、それぞれ微妙に指名業者の選考の規定が違いますが、それぞれ助役さんが主催しておりまして、当村の場合は助役が空席でございましたので、私、秋田財政課長が副委員長ということで一応、指名競争入札審査会を主催させていただきました。進めてまいりまして、それで基本的に会議の中では不誠実な行為がある企業はだめですよとか、それから、技術力の問題、それから、手持ち工事の状況ですとか、技術力の問題ですとか、それから、工事に対する企業との距離条件ですか、そういうもろもろのことを勘案しながら、審査会で業者を選考いたしまして、それぞれ伊奈町でいえば町長の決裁、それから、村で言えば村長の決裁を受けて、指名業者を決定して

やってまいったということでございます。

それから、決定後には、業者を、すべてこの工事はこういう方が参加しますよと、すべて公表をいたしております。

それから、入札後も同じように、入札結果は公表しております。

それから、入札に入る前には既に年度当初には 250万円以上の工事情報の提供も行って、年間こういう工事がありますよと、4月をまず基準として、それから、7月、10月の段階でそれを適宜補正しながら、あまねく皆さん方にお知らせしている状況でございます。

それから、今、置かれている環境といたしましては、価格競争が主になってございますが、平成17年の4月1日からは、品確法と申しまして、価格ばかりではありませんよと、品質も問うた形での総合評価方式の入札契約を選択してくださいということでございますが、これも私どもまだ勉強いたしましたのですが、極端な話、1,000万円の工事で申しますと、その工事を例えば品確法適用でやりますと、かなりの事務的な手間、人工というものを投入するような状況もございまして、調達の方法としてこれからどういう方法がよろしいのか、すべての工事を品確法を適用するとちょっと無理がございまして、選択的にやっていかなければならないという課題を負ってございます。

以上でございます。

議長（豊島 葵君） 川上文子君。

26番（川上文子君） 議案の質疑の場合なので、あれこれの議論は避けたいと思うのですが、入札の問題の結果を見ますと、合併をして1億5,000万円以上が条件つき競争入札の対象事業と、今定めてあるのですが、私も伊奈町のかつての、ずっと何年か調べてきましたが、1億5,000万円を超える事業というのは、昨年だけでもゼロ件と言われるように極めて件数は少ないわけで、そういう問題が適正かどうか、あわせて決算の議論にゆだねたいと思います。

続きまして、議案第79号の平成17年度伊奈町水道事業会計の決算認定について伺いたいと思います。

これは決算意見書のページの23ページに、平成17年度の水道事業の業務量が載っております。行政人口が2万5,398人ということで、給水人口が2万2,812人、昨年と比べますと行政人口の減少が130人、ところが給水人口は193人の減ということで、行政人口を上回る給水人口の減というのが、数字の上からは見てとれるわけですね。これはちょっと疑問なので、何なのかということ。

それから、決算意見書の25ページ、決算書にも載っておりますけれども、加入分担金の1,090万円、これは、今までの審査意見書ですと新規加入何件、口径変更何件と明記をされていたのですが、今回は書かれておりませんので、新規加入何件で口径変更何件なのか、それから、あわせまして17年度末、ですから18年3月31日時点での、13ミリ管の加入件数と20ミリ管の加入件数は何件なのかを教えてください。

議長（豊島 葵君） 水道課長間根山知己君。

〔水道課長 間根山知己君 登壇〕

水道課長（間根山知己君） お答えいたします。

行政人口は130人減なのに、なぜ給水人口が63人多い193人の減なのかということでございますが、ご指摘のように、行政区内の人口は決算審査意見書の35ページ、こちらに昨年度と一緒に載っています。業務実績表にありますように、平成17年度は16年度に比較し

て 130人減、また給水人口の方は 193人減でございます。行政区内人口は、住民基本台帳人口と外国人登録人口の合計で人数を算出しておりますが、給水人口につきましては、県から住民基本台帳 1 世帯当たりの平均人数、掛ける給水世帯数で給水人口を求めております。そういう計算方法が示されております。それで計算した数値が、行政区内の人口、16年度が 2 万 5,528人、17年度が 2 万 5,398人で 130名減と。それから、給水人口にあつては、16年度 2 万 3,005人、17年度が 2 万 2,812人で比較して 193名の減となりますが、平成17年度の住民基本台帳 1 世帯当たりの平均人数が 2.99726人で給水世帯数が 7,611世帯、これに乗じて求めた給水人口が 2 万 2,812人となります。1 世帯当たりの平均人数は 2.99726人であるために、1 名または 2 人世帯の転出が多い場合には、今回のように給水人口が行政区内の人口を上回る結果となり得る場合もございます。

次に、加入分担金 1,090万円の内訳はということですが、これは13ミリに関しましては新規で24件、525万円でございます。それから、20ミリに関しては16件で 480万円でございます。それと、口径変更ですが、これに関しましては17件で85万円、合計で 1,090万円になります。

それと、もう 1 点の18年 3 月31日時点の13ミリの加入件数と20ミリの加入件数ということですが、加入件数すなわち給水戸数になります。こちらの、先ほど言いました 7,611件の内訳になりますが、13ミリで 7,100件、それから、20ミリで 491件、あとは25ミリから 50ミリということで20件でございます。

以上でございます。

議長（豊島 葵君） 川上文子君。

2 6 番（川上文子君） 4 月に介護保険が上がって、それから、国保が7月に上がってということで、公共料金の統一が次々とされてきているわけですが、次は水道料金をどう統一させるかということで、伊奈と谷和原について言いますと、伊奈は口径別の負担ということで、13ミリ管と20ミリ管の使用料金が違ってきます。谷和原は同じになっているわけで、これをどう統一させるかということでは、伊奈に限らず谷和原の口径別の加入も踏まえながら、よく検討する必要があるのだろうと思って、聞きたいと思って伺いました。

ぜひそれも付託された委員会の中で議論の素材にさせていただけたらと思うのですが、それで確認しておきますが、私が心配したのは、給水人口が行政人口の減を上回る中に、あり得ないことだけれども、今までこれを見ますと伊奈町ですか、伊奈町に住んでいた人が、今まで給水を受けていたのに、新たに給水を受けなくなる事態が起こると見られてしまって心配をしたのですが、そういうことではないと理解して、そういう事例としては余り考えられないと理解していいのか。

さっきの説明の戸数の給水人口の算出の仕方ということであれば、反対に对比をするのであれば、行政戸数というところで对比をきちっと載せておけば、そういう心配が、行政戸数があつて給水戸数があれば、その減少は明らかに純然たる減少となるので、資料としてそういうふうに出した方が、そういう疑問を起こさせないだろうと思うので、その部分だけ確認をしておきたいのですが、どうでしょうか。

住んでいながら給水を断ったという例はあり得ないということで、理解していいですか。

議長（豊島 葵君） 水道課長間根山知己君。

〔水道課長 間根山知己君 登壇〕

水道課長（間根山知己君） 今まで給水していて断ったというようなことは、私の知る

限りではございません。

以上です。

26番(川上文子君) ありがとうございます。

議長(豊島 葵君) 以上で、通告書による議案の質疑が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております40案件のうち、議案第55号から議案第63号までについて、委員会付託を省略し先議したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(豊島 葵君) 異議なしと認めます。よって、議案第55号から議案第63号までについて、委員会付託を省略し先議することに決しました。

議案第55号～議案第63号について先議

議長(豊島 葵君) 議案第55号 専決処分の承認を求めることについて(専決第14号 つくばみらい市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例)を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(豊島 葵君) これで討論を終わります。

これから議案第55号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長(豊島 葵君) 全員挙手です。よって、議案第55号は原案のとおり承認することに決定しました。

議案第56号 専決処分の承認を求めることについて(専決第15号 つくばみらい市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例)を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(豊島 葵君) これで討論を終わります。

これから議案第56号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長(豊島 葵君) 全員挙手です。よって、議案第56号は原案のとおり承認することに決定しました。

議案第57号 専決処分の承認を求めることについて(専決第16号 平成18年度つくばみらい市一般会計補正予算(第1号))を議題とします。

これから討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。
これから議案第57号について採決します。
この採決は、挙手によって行います。
お諮りします。
本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第57号は原案のとおり承認することに決定しました。

議案第58号 つくばみらい市非核平和都市宣言を議題とします。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。
これから議案第58号について採決します。
この採決は、挙手によって行います。
お諮りします。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

議案第59号 つくばみらい市青色申告・期限内納税推進都市宣言を議題とします。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。
これから議案第59号について採決します。
この採決は、挙手によって行います。
お諮りします。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

議案第60号 つくばみらい市交通安全都市宣言を議題とします。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。
これから議案第60号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

議案第61号 つくばみらい市暴走族追放都市宣言を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第61号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

議案第62号 つくばみらい市暴力追放都市宣言を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第62号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

議案第63号 つくばみらい市青少年を覚せい剤等薬物乱用から守る都市宣言を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第63号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

議案第64号～議案第72号、議案第74号～議案第79号、議案第81号～議案第86号、議案第88号～議案第94号について各委員会付託

議長（豊島 葵君） 日程第3、議案第64号～議案第72号、議案第74号～議案第79号、議案第81号～議案第86号、議案第88号～議案第94号について各委員会付託を行います。お諮りします。

この際、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） ご異議なしと認めます。したがって、お手元の議案付託表のとおり、各委員会に付託することに決しました。

一般会計決算特別委員会の設置

議長（豊島 葵君） 日程第4、一般会計決算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。

議案第73号 平成17年度伊奈町一般会計決算認定について、議案第80号 平成17年度谷和原村一般会計決算認定について、議案第87号 平成17年度つくばみらい市一般会計決算認定について、以上3件については、お手元に配付しました名簿のとおり、14名で構成する一般会計決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） 異議なしと認めます。したがって、議案第73号、議案第80号、議案第87号については、14名で構成する一般会計決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

それでは、正副委員長互選のため、ここで暫時休憩します。

午後3時06分休憩

午後3時12分開議

議長（豊島 葵君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開します。

休憩中に一般会計決算特別委員会の正副委員長が互選されましたので、ご報告申し上げます。

委員長に倉持眞孜君、副委員長に中山 平君、以上のとおりご報告申し上げます。

日程追加

議長（豊島 葵君） お諮りします。

ただいま市長から、議案第95号 助役の選任についてが提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） 異議なしと認めます。よって、この際、議案第95号 助役の選任についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決しました。

日程表を事務局より配付させます。

〔日程表配付〕

議案第95号 助役の選任について

議長（豊島 葵君） 追加日程第1、議案第95号 助役の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） ただいま上程いたしました追加議案についての提案理由をご説明申し上げます。

議案第95号 助役の選任についてでございますが、本件は、これまで空席になっておりました助役に、小林弘文氏を新たに選任するものでございます。

小林弘文氏は、昭和55年茨城県庁に入所し、企画部地域振興室係長、常磐新線つくば整備課係長、総務部市町村課長補佐などを歴任し、現在は土木部都市局住宅課総括補佐として勤務しております。県政のさまざまな分野にわたって活躍しております。

このような多面に及ぶ豊富な行政知識と経験、力量に加えて、優れた知識と誠実な人柄は、つくばみらい市助役として最適人と考え、選任の同意を求める次第でございます。

よろしくどうぞお願い申し上げます。

議長（豊島 葵君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第95号については、会議規則第35条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） ご異議なしと認めます。よって、議案第95号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これから討論を行います。

まず、原案に対し反対の方の発言を許します。

26番川上文子君。

〔26番 川上文子君 登壇〕

26番(川上文子君) 今、上程されました助役の選任について、私は反対の討論をします。

ことしの7月の7日に骨太方針2006というのが閣議決定をされました。新たな挑戦の10年を掲げて、この骨太方針2006では、歳入歳出一体化による地方交付税の大幅削減と、それから、公務員の人件費削減、同時に住民には福祉、教育、社会保障の切り捨てと消費税の増税などが打ち出されています。私は、この方向は国民との間に大きな矛盾を生むことは明らかだと思います。地方六団体も、国のための歳出削減に強く反発をしています。

この骨太方針2006では、市場化テストの早期本格的導入や道州制特区の推進、都市再生中心市街地活性化などを打ち出して、自治体改革を新たな段階に迎えさせようとしています。

今、効率優先で行われてきた公共サービスの民営化が、サービスの低下を招くだけでなく、命さえも奪う問題が引き起こっています。これを一層加速させようという地方行革の流れは、私は決して地域住民の命、暮らしを守るものにはならないと考えます。こういう時だからこそ、それぞれの自治体の歴史や成り立ち、そこを大切にして、自治体独自の取り組み、そして公共的専門性というのをいかに大切にするか、この努力が求められると思います。助役はその任を担える人が私は適正だと考えています。

県職員を助役に充てることは、私は国が進めようとしている地域と住民の暮らしや地方自治を破壊かしねない、自治体構造改革を加速することになるのではないかと、このことを強く懸念をして反対をいたします。

議長(豊島 葵君) 次に、原案に対し賛成の方の発言を許します。

これで討論を終わります。

これから議案第95号 助役の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長(豊島 葵君) 起立多数です。したがって、議案第95号は原案のとおり同意することに決しました。

散会の宣告

議長(豊島 葵君) 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次回の本会議は、9月27日午後1時から開きます。

本日はこれにて散会します。

午後3時30分散会

第 5 号

[9 月 27 日]

平成18年第2回
つくばみらい市議会定例会会議録 第5号

平成18年9月27日 午後1時02分開議

1.出席議員

1番	高木寛房君	16番	飯野喬一君
2番	鴻巣早苗君	17番	大好光君
3番	染谷礼子君	19番	富山和夫君
4番	中山栄一君	20番	山崎貞美君
5番	倉持悦典君	21番	廣瀬満君
7番	堤實君	22番	今川英明君
8番	福島克良君	23番	豊島葵君
9番	岡田伊生君	24番	細田忠夫君
10番	古舘千恵子君	25番	倉持眞孜君
11番	直井誠巳君	26番	川上文子君
12番	横張光男君	27番	中山平君
13番	安藤幸子君	29番	神立精之君
14番	松本和男君	30番	市川忠夫君
15番	古川よし枝君	32番	野田正男君

1.欠席議員

6番	飯泉静男君
18番	海老原弘君

1.地方自治法第121条の規定により案件説明のため出席を求めた者

市	長	飯島善君
収入役職務代理者		豊島久君
教 育	長	豊嶋隆一君
総 務 部	長	海老原茂君
市 民 部	長	羽生恵洋君
保 健 福 祉 部	長	渡辺勝美君
産 業 振 興 部	長	鈴木清君
都 市 建 設 部	長	青木秀君
教 育 次	長	倉持政永君
秘 書 広 聴 課	長	森勝巳君
参事兼企画政策課	長	中川修君
総 務 課	長	神戸一夫君
財 政 課	長	秋田信博君
水 道 課	長	間根山知己君
農 業 委 員 会 事 務 局	長	猪瀬重夫君
監 査 委 員		竹内啓君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	古 谷 安 史 君
書	亀 田 和 義 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 5 号

平成18年9月27日(水曜日)

午後1時02分開議

- 日程第1
- | | |
|--------|---|
| 議案第64号 | つくばみらい市補助金等審議会条例 |
| 議案第65号 | つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第66号 | つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第67号 | つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 議案第68号 | つくばみらい市手数料条例の一部を改正する条例 |
| 議案第69号 | 平成18年度つくばみらい市一般会計補正予算(第2号) |
| 議案第70号 | 平成18年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) |
| 議案第71号 | 平成18年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算(第1号) |
| 議案第72号 | 平成18年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号) |
| 議案第73号 | 平成17年度伊奈町一般会計決算認定について |
| 議案第74号 | 平成17年度伊奈町国民健康保険特別会計決算認定について |
| 議案第75号 | 平成17年度伊奈町老人保健特別会計決算認定について |
| 議案第76号 | 平成17年度伊奈町介護保険特別会計決算認定について |
| 議案第77号 | 平成17年度伊奈町農業集落排水事業特別会計決算認定について |
| 議案第78号 | 平成17年度伊奈町町営分譲住宅特別会計決算認定について |
| 議案第79号 | 平成17年度伊奈町水道事業会計決算認定について |
| 議案第80号 | 平成17年度谷和原村一般会計決算認定について |
| 議案第81号 | 平成17年度谷和原村国民健康保険特別会計決算認定について |
| 議案第82号 | 平成17年度谷和原村老人保健特別会計決算認定について |
| 議案第83号 | 平成17年度谷和原村介護保険特別会計決算認定について |
| 議案第84号 | 平成17年度谷和原村農業集落排水事業特別会計決算認定について |
| 議案第85号 | 平成17年度谷和原村水道事業会計決算認定について |
| 議案第86号 | 平成17年度谷和原・伊奈下水道組合一般会計決算認定について |
| 議案第87号 | 平成17年度つくばみらい市一般会計決算認定について |
| 議案第88号 | 平成17年度つくばみらい市国民健康保険特別会計決算認定について |
| 議案第89号 | 平成17年度つくばみらい市老人保健特別会計決算認定について |
| 議案第90号 | 平成17年度つくばみらい市介護保険特別会計決算認定について |

議案第91号 平成17年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計決算認定について

議案第92号 平成17年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計決算認定について

議案第93号 平成17年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計決算認定について

議案第94号 平成17年度つくばみらい市水道事業会計決算認定について

日程第2 閉会中の継続調査の件

日程第3 閉会中の継続審査の件

追加日程第1 議案第96号 工事請負契約の締結について

追加日程第2 議案第97号 つくばみらい市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例

追加日程第3 発議第6号 飲酒運転撲滅を宣言する決議

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第64号 つくばみらい市補助金等審議会条例

議案第65号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第66号 つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

議案第67号 つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第68号 つくばみらい市手数料条例の一部を改正する条例

議案第69号 平成18年度つくばみらい市一般会計補正予算(第2号)

議案第70号 平成18年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議案第71号 平成18年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算(第1号)

議案第72号 平成18年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議案第73号 平成17年度伊奈町一般会計決算認定について

議案第74号 平成17年度伊奈町国民健康保険特別会計決算認定について

議案第75号 平成17年度伊奈町老人保健特別会計決算認定について

議案第76号 平成17年度伊奈町介護保険特別会計決算認定について

議案第77号 平成17年度伊奈町農業集落排水事業特別会計決算認定について

議案第78号 平成17年度伊奈町町営分譲住宅特別会計決算認定について

議案第79号 平成17年度伊奈町水道事業会計決算認定について

議案第80号 平成17年度谷和原村一般会計決算認定について

議案第81号 平成17年度谷和原村国民健康保険特別会計決算認定について

議案第82号 平成17年度谷和原村老人保健特別会計決算認定について

議案第83号 平成17年度谷和原村介護保険特別会計決算認定について

議案第84号 平成17年度谷和原村農業集落排水事業特別会計決算認定について

- 議案第85号 平成17年度谷和原村水道事業会計決算認定について
議案第86号 平成17年度谷和原・伊奈下水道組合一般会計決算認定について
議案第87号 平成17年度つくばみらい市一般会計決算認定について
議案第88号 平成17年度つくばみらい市国民健康保険特別会計決算認定について
議案第89号 平成17年度つくばみらい市老人保健特別会計決算認定について
議案第90号 平成17年度つくばみらい市介護保険特別会計決算認定について
議案第91号 平成17年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計決算認定について
議案第92号 平成17年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計決算認定について
議案第93号 平成17年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計決算認定について
議案第94号 平成17年度つくばみらい市水道事業会計決算認定について
追加日程第1 議案第96号 工事請負契約の締結について
追加日程第2 議案第97号 つくばみらい市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例
追加日程第3 発議第6号 飲酒運転撲滅を宣言する決議
日程第2 閉会中の継続調査の件
日程第3 閉会中の継続審査の件

午後1時02分開議

開議の宣告

議長（豊島 葵君） ただいまの出席議員は26名です。欠席議員は、6番飯泉静男君、17番大好 光君、18番海老原 弘君、20番山崎貞美君です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議の書記に、議会事務局長、事務局主事、議案説明のため、市長、教育長、収入役職務代理者、各部長、次長、各関係課長、局長及び代表監査委員が出席です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

会議に入るに先立ち、水道課長より議案の訂正に関する申し出がありますので、これを許可します。

水道課長間根山知己君。

〔水道課長 間根山知己君 登壇〕

水道課長（間根山知己君） 今回、提案いたしました議案第79号 平成17年度伊奈町水道事業会計決算認定について、議案第85号 平成17年度谷和原村水道事業会計決算認定についての議案の中に誤記がありましたので、お手元に配付いたしました正誤表にて訂正いただきたく、お願い申し上げます。

議員の皆様には、大変お手数をおかけしましたことに、まことに申しわけございません。

今後、議案等に関しまして、今回のような間違いがないよう気を引き締めてまいる所存でございます。以上です。

議長（豊島 葵君） ご苦労さまでした。

次に、代表監査委員竹内 啓君。

〔代表監査委員 竹内 啓君 登壇〕

代表監査委員（竹内 啓君） ただいま水道課長の方から訂正事項がありました。そのことに伴う審査意見書の訂正ということになります。

皆様のお手元に、平成17年度決算審査意見書正誤表というものが届いていると思いますので、そのとおりでございます。

繰越金の項目の扱い方、考え方の相違による 4,500万円の差額でございます。正の方を見ていただきまして、予算額、決算額ともに前と数字は同じです。ただ、当初の方、誤りの方ですが、繰り越し 4,500万円、これを不用額の方にもっていったということで、その理由は、アンダーライン引いてございますが、中通川改修に伴う水道工事の未竣工部分の工事費が新市に継続されたこと、それによる金額の相違でございます。

私の方からも訂正、おわびさせていただきます。

ちょっと関係ないかもしれませんが、水道課のことで出てきましたものですから、監査委員の立場として、広い意味の監査委員の立場として話させてもらいますと、この間、9日の土曜日でしたかね、朝6時ごろだと思いましたが、NHK 1チャンネルのテレビを布団の中で寝ぼけ眼で見ていたら、群馬県の太田市の水道事業のことについて放送されていて、私も監査委員やっているものですから、うっと聞き耳を立てまして見たんですけども、皆さんの中にも見られた方おれらと思えますが、その内容は、水道事業会計の業務委託を、ある1社に絞ったと。そして、一般競争入札で絞ったんでしょうけれども、それをすることによって、今まで太田市の水道事業会計の方では、その職員が50人いたんだけれども20人に減らすことができた。それに伴って、ちょっと数字がはっきりしないで申しわけないんですけども、5年間か3年間で5億円か7億円の経費の削減ができた。こういう話、テレビを放送されてましたんで、つくばみらい市も、厳しい財政難の折からそういったことも考えて議員さんも視察に行かれたらどうかなと思ひまして、ちょっと監査委員の広い立場からコメントさせていただきました。

重ねて訂正とおわびをさせていただきます。ありがとうございました。

議長（豊島 葵君） ただいま17番大好 光君が出席です。

以上で、説明が終わりました。

議案の訂正については、これでご了解願います。

なお、執行部に対しましては、議案の提出に当たっては間違いのないよう、慎重を期すよう要望いたします。

ここで、議会運営委員会開催のため暫時休憩します。

議会運営委員の方は、直ちに全員協議会室にご参集願います。

午後1時06分休憩

午後1時28分開議

議長（豊島 葵君） それでは休憩前に引き続き会議を再開します。

- 議案第64号 つくばみらい市補助金等審議会条例
- 議案第65号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第66号 つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第67号 つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第68号 つくばみらい市手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第69号 平成18年度つくばみらい市一般会計補正予算(第2号)
- 議案第70号 平成18年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 議案第71号 平成18年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 議案第72号 平成18年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第73号 平成17年度伊奈町一般会計決算認定について
- 議案第74号 平成17年度伊奈町国民健康保険特別会計決算認定について
- 議案第75号 平成17年度伊奈町老人保健特別会計決算認定について
- 議案第76号 平成17年度伊奈町介護保険特別会計決算認定について
- 議案第77号 平成17年度伊奈町農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 議案第78号 平成17年度伊奈町町営分譲住宅特別会計決算認定について
- 議案第79号 平成17年度伊奈町水道事業会計決算認定について
- 議案第80号 平成17年度谷和原村一般会計決算認定について
- 議案第81号 平成17年度谷和原村国民健康保険特別会計決算認定について
- 議案第82号 平成17年度谷和原村老人保健特別会計決算認定について
- 議案第83号 平成17年度谷和原村介護保険特別会計決算認定について
- 議案第84号 平成17年度谷和原村農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 議案第85号 平成17年度谷和原村水道事業会計決算認定について
- 議案第86号 平成17年度谷和原・伊奈下水道組合一般会計決算認定について
- 議案第87号 平成17年度つくばみらい市一般会計決算認定について
- 議案第88号 平成17年度つくばみらい市国民健康保険特別会計決算認定について
- 議案第89号 平成17年度つくばみらい市老人保健特別会計決算認定について
- 議案第90号 平成17年度つくばみらい市介護保険特別会計決算認定について
- 議案第91号 平成17年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計決算認定について
- 議案第92号 平成17年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 議案第93号 平成17年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計決算認定について
- 議案第94号 平成17年度つくばみらい市水道事業会計決算認定について

議長(豊島 葵君) 日程第1、議案第64号から議案第94号まで、31案件を一括して議題とします。

これより委員長報告に入ります。

去る9月14日の本会議において各委員会に付託された議案の審査経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長松本和男君。

〔総務常任委員長 松本和男君 登壇〕

総務常任委員長（松本和男君） それでは報告します。

総務常任委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

当委員会に付託された案件4件につきまして、その審査の経過並びに結果をご報告いたします。

当委員会は、付託された案件について、去る9月21日に全員協議会室において審議を行いました。執行部から総務部長初め、各関係課長ほか担当職員の出席をいただきました。

審議は、執行部から内容について説明を求め、その後、各委員から質疑、意見を求める形で実施をいたしました。

議案第64号 つくばみらい市補助金等審議会条例は、市が各種団体等へ交付する補助金等について適正かつ効果的な交付決定を行い、健全な財政運営を推進するため審議会を設置する条例であります。

審議の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

次に、議案第65号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。

この条例は、議案第64号の補助金等審議会委員を非常勤特別職とし、報酬及び費用弁償の額を定めるため条例の一部を改正する条例であります。

審議の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

次に、議案第68号 つくばみらい市手数料条例の一部を改正する条例は、屋外広告物法の一部改正に伴うもので、内容は「のぼり旗」を「広告旗」に改めるなど語句の改正であります。

審議の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

次に、議案第69号 平成18年度つくばみらい市一般会計補正予算（第2号）総務常任委員会所管部分であります。

審議の過程で論議された主な内容を申し上げます。

集会施設整備補助金の内容についての質疑に対し、市内の各地区集落で使用する、あるいは管理する集会所などを整備する行政区に対して補助するもので、建築面積が30平米以上200平米以下の集会施設が対象。新築や建てかえで3分の1の補助、また補修は4分の1の補助、下水道などへの接続工事は3分の1補助をするものです。なお、それぞれに上限が決められているとの答弁がありました。

また、消防団のポンプ車の更新は何年ごとなのか、ポンプ車の規定はどうかという質疑に対し、更新基準はないが、昭和62年度に購入した車両を更新するもので、規格は現在の車両と同等ですとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

以上で、総務常任委員会に付託された議案の審査の経過と結果について申し上げましたが、この決定に対して議員各位のご賛同をお願いしまして、報告を終わります。

議長（豊島 葵君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対しまして質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで質疑を終わります。

次に、教育民生常任委員長廣瀬 満君。

〔教育民生常任委員長 廣瀬 満君 登壇〕

教育民生常任委員長（廣瀬 満君） 教育民生常任委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

当委員会に付託された議案14件につきまして、その審査の経過並びに結果をご報告いたします。

当委員会は、付託された案件について、去る9月22日、全員協議会室において審議を行いました。執行部から教育長、教育次長、保健福祉部長を初め、各関係課長ほか担当職員の出席をいただきました。

審査は、執行部から内容について説明を求め、その後、各委員から質疑、意見を求める形で実施しました。

議案第66号 つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例は、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴うものであります。

審議の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第67号 つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い改正するもので、内容は、出産育児一時金の額を30万円から35万円に改めるなど平成18年10月1日から施行するもので、審議の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第69号 平成18年度つくばみらい市一般会計補正予算（第2号）の教育民生常任委員会所管部分について、民生費、衛生費、教育費にわたり提案されており、委員から、身体障害者施設の内容について詳しく説明を求めました。身体障害者施設は、常総市の大生郷地区の約2ヘクタールの土地に約6億8,000万円の費用で建設するもので、入居者は短期入所者を含め60名の施設と説明がありました。委員から、緊急時に入居できるように今後対応してほしいなどの要望が出されました。

審議の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第70号 平成18年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,118万円を追加し、38億2,851万2,000円とするもので、診療報酬の財政の安定化を図るためのものです。

審議の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第71号 平成18年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,625万9,000円を追加し、17億8,236万円とするもので、審議の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第74号 平成17年度伊奈町国民健康保険特別会計決算認定について、議案第81号 平成17年度谷和原村国民健康保険特別会計決算認定について、議案第88号 平成17年度つくばみらい市国民健康保険特別会計決算認定については、関連があるため一括して審議をしました。

委員から、出産育児一時金や葬祭費の支給方法についての質疑に対し、出産一時金や葬祭費は申請に基づき口座へ振り込みするとの答弁がありました。また、決算資料について、今後はより具体的な資料を提出するよう要望がありました。

審議の結果、議案第74号 平成17年度伊奈町国民健康保険特別会計決算認定については、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

議案第81号 平成17年度谷和原村国民健康保険特別会計決算認定については、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

議案第88号 平成17年度つくばみらい市国民健康保険特別会計決算認定については、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第75号 平成17年度伊奈町老人保健特別会計決算認定について、議案第82号 平成17年度谷和原村老人保健特別会計決算認定について、議案第89号 平成17年度つくばみらい市老人保健特別会計決算認定については、関連があるため一括して審議をした結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第76号 平成17年度伊奈町介護保険特別会計決算認定について、議案第83号 平成17年度谷和原村介護保険特別会計決算認定について、議案第90号 平成17年度つくばみらい市介護保険特別会計決算認定については、関連があるため一括して審議しました。

委員からの第1号被保険者特別徴収者は不納欠損や収入未済がないか、第1号被保険者普通徴収者については不納欠損や収入未済があるがその違いと現状についての質疑に対し、第1号被保険者特別徴収者は、年金から直接徴収するため不納欠損や収入未済がない。第1号被保険者普通徴収者は、年金年額18万円未満の方などが普通徴収となる。不納欠損の方は生活にも困窮している人ですとの答弁があり、審議の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上で、教育民生常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について申し上げます。

この決定に対し、議員各位のご賛同をお願いして、報告を終わります。以上です。

議長（豊島 葵君） 教育民生常任委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで質疑を終わります。

次に、経済常任委員長岡田伊生君。

〔経済常任委員長 岡田伊生君 登壇〕

経済常任委員長（岡田伊生君） それでは報告をいたします。

去る9月14日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきましてご報告を申し上げます。

議事日程に従いまして、本委員会に付託されました12案件審査のため、去る9月25日午前9時より、委員10名中1名の欠席で委員会を開催し、関係部課長及び同補佐の出席を求め、慎重なる審査を行いました。

まず、議案第69号 平成18年度つくばみらい市一般会計補正予算（第2号）の本委員会所管事項であります。

その内容、そのうち歳入の主なものは、県補助金、基金繰入金、繰越金です。歳出の主なものは、GPS利用による米づくりに対する農協補助金、観光パンフレット作成委託料、関東鉄道立沢踏切の安全施設設置負担金、青木古川整備の委託料です。

審議に当たり、品目横断的経営安定対策に米も含んだ説明がされたが、その内容と説明の方法についての質疑が出されました。これに対し、年度末に方針が明確になった後、具体的に進めたい。説明会は、大豆、麦と同じように申し込み集落を中心に推進していく趣旨の答弁がされました。これに対し、説明会は市全体に周知するよう要望が出されております。また、観光パンフレットの部数と今後のホームページの開設についてと、青木古川

整備に関する今後の財政計画についての質疑が出されております。

審議の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第72号 平成18年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。

概要については、歳入は繰越金です。歳出はマンホール段差の整備であります。

審議に当たり、マンホール段差の整備箇所、また段差補修と道路補修の絡みについての趣旨の質疑が出されました。審議の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第77号 平成17年度伊奈町農業集落排水事業特別会計決算認定について、議案第84号 平成17年度谷和原村農業集落排水事業特別会計決算認定について、議案第92号 平成17年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計決算認定についてです。以上、3案件を一括して審査を行いました。

議案第77号の歳出の主なものは、高岡狸穴地区の管路工事392.38メートルと、豊南部地区の管路工事 511.7メートル及び処理施設工事です。議案第84号の歳出の主なものは、施設維持補修及び下水道管移設工事の委託料です。議案第92号の歳出の主なものは、狸穴高岡地区、豊南部地区と処理施設の建設工事にかかわる設計委託及び建設工事です。

審議に当たり、伊奈町の歳入歳出差し引き歳入不足の根拠についてと、谷和原村及びつくばみらい市の測量設計委託料についての質疑が出されました。また、一部地区の事業利用率が低い、加入率を高める方策について、及び今後予定されている事業に影響が出ないように現在の利用加入率アップを強力的に推進すべきという趣旨の質疑が出されました。これに対し、今後、加入率の状況を市民に知らせ、強力的に加入をお願いしていきたいという趣旨の答弁がされました。

審議の結果、議案第77号 平成17年度伊奈町農業集落排水事業特別会計決算認定についてを、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第84号 平成17年度谷和原村農業集落排水事業特別会計決算認定についてを、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第92号 平成17年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計決算認定についてを、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第78号 平成17年度伊奈町町営分譲住宅特別会計決算認定について、議案第93号 平成17年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計決算認定についてであります。以上、2案件についても一括して審査を行っております。

議案第78号の歳出の主なものは、住宅敷地借上料と人件費です。議案第93号の歳出の主なものは、伊奈町一時借入金の返済金であります。

審議に当たり、対象戸数及び名義書きかえ件数と一般会計繰入金の内容についての質疑が出されました。

審議の結果、議案第78号 平成17年度伊奈町町営分譲住宅特別会計決算認定についてを、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第93号 平成17年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計決算認定についてを、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

続いて、議案第86号 平成17年度谷和原・伊奈下水道組合一般会計決算認定について、議案第91号 平成17年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計決算認定についてでござ

います。以上、2案件についても一括して審査を行っております。

議案第86号の歳出については経常的支出で、執行率 38.28%と低くなっております。今回の決算は打ち切り決算のため、歳入未済額、歳出の未執行については、つくばみらい市の公共下水道会計に引き継がれております。議案第91号の歳出の主なものは、東部丘陵部汚水雨水管渠工事委託整備、施設維持管理委託料であります。

審議に当たり、今後の決算報告についてはバランスシートで報告すべきではないか、県からの指導はなかったのかという趣旨の質疑が出されました。これに対し、今後バランスシートを用いた会計報告を導入できるよう検討するという趣旨の答弁がされました。また、電柱移設費の質疑に関連し、説明の明確な記入の要望が出されております。

審議の結果、議案第86号 平成17年度谷和原・伊奈下水道組合一般会計決算認定についてを、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第91号 平成17年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計決算認定についてを、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

続いて、議案第79号 平成17年度伊奈町水道事業会計決算認定について、議案第85号 平成17年度谷和原村水道事業会計決算認定について、議案第94号 平成17年度つくばみらい市水道事業会計決算認定についてであります。以上、3案件を一括して審査を行いました。

議案第79号の概要については、給水人口2万 2,812人、給水戸数 7,611戸、年間総配水量 267万 2,020立方メートル、有収率 84.96%でした。供給単価233.98円、給水原価は 241.0円です。事業の主なものは、浄水場改修工事、町内10地区の配水管布設替え工事 3,400メートル、丘陵部配水管布設工事 5,000メートルと中通川改修に伴う配水管布設替え工事です。

議案第85号の概要については、給水人口1万 5,609人、給水戸数 5,006戸です。年間総配水量 181万 955立方メートルです。有収率は84.7%でした。供給単価は246.26円、給水原価は234.69円です。事業の主なものは、東部丘陵地内配水管布設工事 3,000メートルとT×車両基地に伴う配水管布設工事 2,500メートルです。

議案第94号の概要については、年度末の給水人口3万 8,421人、給水戸数1万 2,617戸、年間総配水量 448万 2,975立方メートルです。有収率は 84.86%でした。

審議に当たり、水道供給戸数と量水器口径別戸数について、伊奈、谷和原の消毒薬品費と供給単価、給水原価の格差の要因について及び有収率低下の要因についての質疑が出されました。また、合併による職員の削減に関する趣旨の質疑が出され、これに対し、旧伊奈が6人、旧谷和原が7人、計13名でしたが、市では公務5人、事務7人、計12名で、1名削減との趣旨の答弁がされました。また、平成20年度に事業統合に向けた基本料金に関する質疑と負担の軽減の要望及び企業債の借りかえに関する質疑と、積極的な借りかえ推進の要望が出されました。

審議の結果、議案第79号 平成17年度伊奈町水道事業会計決算認定についてを、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第85号 平成17年度谷和原村水道事業会計決算認定についてを、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第94号 平成17年度つくばみらい市水道事業会計決算認定についてを、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

以上、報告いたします。

議長（豊島 葵君） 経済常任委員長の報告が終わりました。
ただいまの報告に対しまして質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで質疑を終わります。

20番山崎貞美君、出席です。

次に、一般会計決算特別委員長倉持眞孜君。

〔一般会計決算特別委員長 倉持眞孜君 登壇〕

一般会計決算特別委員長（倉持眞孜君） 一般会計決算特別委員会が14名のメンバーで設置されまして、1名が欠席で、13名で審議をしました。

これから報告書を私が読み上げるわけですが、皆さんから委員長報告を一任されましたので、私の独断と偏見で作成してありますので、あらかじめご了解をいただきたいと思っております。

議案第73号、平成17年度伊奈町一般会計決算、議案第80号、平成17年度谷和原村一般会計決算、議案第87号、平成17年度つくばみらい市一般会計決算、この3点であります。

これは、去る9月15日と20日の2日間にわたり委員会を開催し、審査をいたしました。15日は議会、総務部、会計課、市民部、保健福祉部関係、20日は産業振興部、農業委員会、都市建設部、教育委員会関係の決算について、それぞれの所管の部課長から説明を求め、その後、各委員から質疑、意見を求める形で実施をいたしました。

以下、主な質疑、意見について申し上げます。

まず、総務部関係では、消防施設の中で防火水槽の土地の借上料についてであります。これは、伊奈では平米当たり120円を支出したということですが、谷和原ではしていないということで、この差のことが問題になりました。

それから、伊奈、谷和原の職員の給与の格差については、今後3年間で是正していくという答弁がありました。

また、行政評価システムについては、内部だけでなく外部の人がこれを評価する方法をとられたらという意見が出されました。

続いて、市民部関係では、防犯灯の新設や修理についての意見。これは、このやり方は伊奈、谷和原でやり方がちょっと違うということですので、今後検討をしていただきたいということになります。

また、税の不納欠損に対する執行部の考え方についての質問があり、不納欠損についてはどうしても回収見込みがないやむを得ない場合に行っているという答弁がありましたが、委員の中から、税の滞納者に対する市としての何らかのペナルティーを考えるべきという意見が出されております。

続いて、保健福祉部では、児童クラブ設置のときの県の補助金あるいは谷和原村の指導員についての質疑があり、補助については10名以上が補助対象で、指導員については谷原小4名、小絹小8名で実施しているということの回答がありました。

また、伊奈の緊急通報システムが合併により消防も変わったがどのような方法になったのかという質問について、昨年、新たに11台を設置し、常総広域の本部から伊奈の消防署へ通報するという方式でやっているという回答がありました。

続いて、産業振興部関係では、谷和原インターチェンジ周辺整備事業についての質問が

あり、今後、例えば民間の企業の整備を行う場合は、市として特例債の使用はしないという財源的な支出もないという説明がありました。

また、農業食品産業強化補助の内容についての質疑があり、これは人工衛星により作物の状況調査を行い、品質、食味の向上等うまい米づくりを目指している事業で、JA茨城みなみに対する補助であるという説明がありました。

また、農協に対しては、行政として農家に対する指導等を強く働きかけするようという意見が出されました。

また、用排水路のネットフェンスの修理について、歴史公園、その他の草刈り等についての意見が出されました。

また、地籍調査における業者委託については、なるべく地元の業者をとという意見も出されました。

続いて、都市建設部関係では、公営住宅解体の坪当たりの費用についての質疑があり、伊奈が9万5,000円、谷和原が4万2,000円、この差については、伊奈は立木の伐採や周りが込んでいるため囲い養生の費用がかさんだためという回答がありました。

なお、解体後の土地については、伊奈は今のところ予定はないが、谷和原は地主に返すということでした。

また、道路の占用料について伊奈と谷和原にかなりの差がある点については、旧谷和原は絹の台や丘陵部のガス管の占用料があるためという説明でした。

また、耐震診断の委託についての質疑があり、1軒当たり3万円で10軒を実施し、その結果については個人に通知しているとの報告がありました。

その他、各委員会から要望として、先ほどもあったようですが、道路掘削後すぐに道路がへこんでしまう苦情があり、その善処をしてもらいたい。

また、工事の発注する課と検査する課は別々にした方がよいのではないかという意見もありました。

各種の委託業務については、できるだけ市内の業者をお願いしたいとの意見がありました。

最後に、教育委員会関係では、米飯給食の米の使用について、または給食の副食加工安全についての質疑があり、給食の米についてはJA茨城みなみにお願いして地場産米を使用している。副食については、学校給食会で検査を実施し、安心安全な配慮をしているとの答弁がありました。

また、給食費の不納欠損についての質疑があり、19件で49万8,966円については、督促状を郵送したり直接訪問したりしているが、ほとんどが転出者でなかなか入金してもらえない現状である説明がありました。

それから、遠距離通学者の補助に関連して小学生の自転車通学者に対する補助についての質疑があり、板橋小の児童に対しヘルメット4個を補助したとの説明がありました。

また、板橋コミセンの場所については、郵便局周辺に予定しているとの答弁がありました。

学校評議員制度の成果、教育相談員制度の利用、英語指導助手についての質疑がありました。

また、各学校のアスベスト調査についての質疑もありました。谷和原の2校について修理済みとの答弁がありました。

それから、意見として、伊奈公民館の畳がえについて、板橋小屋外トイレの改修、小学校用地として借りている土地の測量等をしてもらいたいという要望が出されております。

全体を通して、17年度は町村合併によって決算書も3通りということで少し複雑でありましたが、決算に対する説明書類、附属書類をもっと詳細に充実したものを用意していただきたいという意見も出されております。今後に期待したいと思います。

審査終了後、それぞれの議案について採決を行い、3議案とも賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

以上で、一般会計決算特別委員会に付託されました議案の審査の経過と結果についての報告とさせていただきます。以上です。

議長（豊島 葵君） 一般会計決算特別委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対しまして質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで質疑を終わります。

各委員長の報告及び質疑が終わりました。

討論・採決

議長（豊島 葵君） これから討論、採決に入ります。

それでは、議案第64号 つくばみらい市補助金等審議会条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第64号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第65号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第65号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号 つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第66号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第66号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号 つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第67号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第67号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号 つくばみらい市手数料条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第68号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第68号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号 平成18年度つくばみらい市一般会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第69号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第69号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号 平成18年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第70号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第70号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号 平成18年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第71号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第71号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号 平成18年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第72号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第72号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号 平成17年度伊奈町一般会計決算認定について討論を行います。

通告がありますので、まず、原案に対し反対の方の発言を許します。

15番古川よし枝君。

〔15番 古川よし枝君 登壇〕

15番（古川よし枝君） 議案第73号 平成17年度伊奈町一般会計決算認定について、反対の討論をいたします。

平成17年度は、所得税、住民税の定率減税の半減を皮切りとする本格的な大增税路線に足を踏み出した年でした。また、三位一体改革が本格的に実施されることも大きな特徴です。三位一体改革による国庫負担・補助金は、前年度、税源移譲された公立保育所運営費に続き、義務教育費就学援助費、公営住宅家賃補助費、養護老人ホーム保護措置費の負担、国民健康保険、これは所得譲与金に増税に振りかえられ、公共投資関係の補助負担金は交付金化となりました。

この三位一体改革の影響を見ますと、町の裁量で自由に使える自主財源、一般財源は、平成16年度と比べて約1億3,000万円以上の減少となっています。平成17年、18年度の2年間については、交付税での調整機能でバランスをとるといっていますが、この不足については、事業のスリム化を図り調整しているものと思われます。しかし、この2年後については、中期、長期的視野で毎年度の地方財政計画で地方交付税額を決めていくという方法に変えていくとしています。そして、これは地方交付税額を縮小していくというのが、政府が進める三位一体改革の狙いです。

税源移譲の対象事業となっているのは、またその対象としている、検討している事業は国民健康保険、公立保育所、生活保護費、児童手当など、これらは住民の暮らしを支える事業です。日本の経済の現状のもとで、苦しいのは国や自治体の財政よりも住民の暮らしであることを、私たち政治家、行政に携わる職員はしっかりと見据え、一層住民の福祉増進のために努力することが求められていると思います。

私は、そういう視点で、平成17年度伊奈町一般会計決算認定に反対する、その主な理由として3点を挙げます。

一つは、伊奈町は、3月17日に谷和原村との合併に調印し、平成18年3月27日をもって両町村が合併し、つくばみらい市が誕生となりました。合併問題では、合併の賛否を問う住民投票を行うことはいとまもなく、直接請求を退け、合併後の施策について十分協議する時間を持たず合併後に持ち込む形となり、住民はほんのわずかな情報しか知らされず、

住民不在の合併だと批判の声が上がりました。

地方分権という名で国が進めるこの合併の促進も三位一体の改革も、地方交付税制度の見直しを進める方向のねらいは一つ、国から地方への支出を削減することにあります。今後ますますこの方向が厳しくなると予測されますが、財政が厳しいからといって住民の暮らしを支える施策を削減したり、住民要望の強い施策を後継に追いやったりしては、自治体の本来の役割を果たせません。

平成17年度は、合併協での十分な論議なしで行われたこの合併を前にして、住民の願いに耳を傾け、子育て支援、若者の暮らしの支援、高齢者生活支援の施策など、新市での実施に向けた施策の一層の研究がもっともっとされるべきだったと思います。

二つ目は、公正な行政運営を行うことです。

同和問題は、国のレベルでは平成14年3月に同和特別措置法が廃止され、終結されました。しかし、地方においてはさまざまな課題を抱えているのも現実であります。特定の団体が脅迫的な言動で要求される補助金支出に応じたり、他の団体と比べても頻度がかかり多い団体主催の研修会への職員派遣を続けるのは異常で、公正な行政と言えません。新たな差別を生まないよう早期是正を求めます。

3番目は、むだを省くことです。

これまでもむだ遣いと指摘してきましたワープ江戸事業は、平成17年度の経営状況は、入場者は6万5,748人で前年度よりも5,000人ほどふえましたが、売り上げは前年度並みには届きませんでした。当期も6,300万円の赤字、累積赤字は1億7,900万円です。町はこの事業に約15億4,000万円の負債をし、今年度も施設建設費返済金として5,200万円が支出されました。その他、歴史公園管理費としても504万5,000円支出。収入としては、公園の使用料が120万4,000円、公園用地の貸付料として1,650万円です。営業は、民間の撮影の場所として大きく変わりました。町の投資額に見合わない普通財産の貸し付け、それから、公共性・公益性を持たない行政財産の使用は、地方財政法から見ても問題となります。

もう一つは、公共事業の入札についてです。

平成17年度の落札結果は、落札率が談合の疑いがあると言われている95%、これ以上は全体の平成17年度は91%を占めています。地域経済の振興の上からも地元業者への発注は大いによいと考えますが、公正な競争が行われることなしには、公金の支出としては正しくありません。条件付き一般入札、工事金額限度額を低くすることや指名入札業者をふやすなどして談合を廃し、まともな競争がされる入札制度に改善を図るべきです。

以上が、主な3点です。

それから、17年度で評価したいこともあります。

17年度、18年の1月に豊小学校に児童クラブを設置しました。住民の要求を真っすぐに受けとめ、補正を組み、早急に実施したことは、高く評価したいと思います。さらにすべての学校に設置するよう方向づけをし、計画を策定することを求めます。

また、地震対策として、県の施策である民間住宅の耐震診断に手を挙げ、取り組んだことも評価したいと思います。これについても、さらにこの診断の結果を新市において耐震強化促進の施策に生かし、より安全な災害に強いまちづくりに一層力を尽くしていただきたいと思います。

本来、所得格差の是正を図るのが政治の役割ですが、小泉内閣が進めた構造改革は、逆

に格差を助長する、拡大を助長する結果となりました。年間3万余の自殺者を出す社会、また高齢者への増税など高齢者の暮らしを危うくする事態をつくっていくという社会、これは国の悪政と言わざるを得ません。

今こそ、社会保障の充実が必要だとされています。国の悪政と闘う自治体でなければ、住民の暮らし、命は守れません。憲法で定めた地方自治の精神を力にして、一層住民の暮らしを守る役割を果たすことを求めて、私の反対の討論といたします。

議長（豊島 葵君） 次に、原案に対し賛成の方の発言を許します。

12番横張光男君。

〔12番 横張光男君 登壇〕

12番（横張光男君） 12番の横張でございます。ただいまの反対討論の反対の賛成討論をさせていただきたい。

それでは、議案第73号 平成17年度伊奈町一般会計決算認定について、賛成の立場から討論をさせていただきたいと思っております。

本題に入る前に、先ほどの反対のところの中で、私も申し上げたいことの一つとして豊小學校の問題が出ていました。大変私も共鳴しております。

本議案は決算特別委員会で慎重に審議をされ、私もこの委員として十分その内容を審議してまいりました。

今回は、合併が3月27日であったことから完全な決算でございませぬけれども、3月26日までのもので、歳入歳出総額74億 4,327万 4,000円、歳出総額71億 7,268万 3,000円、差し引きまして2億 7,059万 1,000円で、さらに翌年度へ繰り越すべき財源というものの繰越明許等がなく、実質収支も収入支出差し引き残額と同額ということで、つくばみらい市の暫定決算に引き継がれたわけでございます。伊奈町として最後の決算となったわけでございます。

それでは、この決算の内容を振り返りますと、まず歳入でも大変厳しい内容であったことがうかがわれます。国の行財政改革によりまして、地方の大きな財源でもある地方交付税も、平成17年度も対前年度でマイナス 4.1%で、特別交付税というものを含めましても約1億円、約9,000万円の減であったわけです。そして、自主財源でもある町税も、対前年度比マイナス 3.9、そして歳入項目の21項目中、対前年度比がプラスだったのは繰越金とほか2項目のみで、あとの17項目はすべてマイナス歳入であったと。これは3月26日締めで決算したもので単純には比較はできませんけれども、その後、つくばみらい市の暫定決算で、税さらには国県支出金等が17.5億円が収入されておりますので、一概には言えません。

しかし、いずれにしましても、大変厳しく先の見えない財政状況の中での行政執行であったわけでございますけれども、市長である、当時の伊奈町長の長い行政経験とその卓越した行政手腕で、公正公平な、しかも住民本意の決算であったと私は思うのであります。

財政の厳しい中であっても最も大切なものは行政改革であると、これは私が言うまでもありません。最少の経費で最大の効果を上げるのが自治体の責任であるということをも十分認識され、平成17年度は、前2カ年の試行を踏まえまして行政評価制度を本実施ということで組み込まれたということは、私は高く評価をする次第であります。

今後におきましては、議会の中でも申し上げておりますように、客観的な立場でその評

価をすることが、その効果、その行政評価制度をさらに大きなものとするものでございますので、この見直しを大きく期待したいと思うのでございます。

次に、教育行政の中でございますけれども、子供たちは、ご承知のとおり将来の郷土そして日本を担う宝であるわけです。その子供たちが、よりよい環境の中で安全安心して教育が受けられる環境づくりは、行政に課せられた大切な課題の一つであります。

平成17年度の決算には、まず、私も一般質問しましたけれども、伊奈町で、遠距離通学制度の見直しを即刻行っていただいた。そして、バス通学者の拡大と、さらには父兄負担の軽減に努められたことというのは、私は高く評価する次第でございます。

そして、さらには女性の社会進出ということによりまして、当然、当時の伊奈町におきましても留守家庭が近年多くなる中で、放課後の児童対策といたしまして、児童クラブを谷井田小、板橋小に続きまして豊小にも約900万円で教室を新築をされ、総額、遊具費を含めまして1,693万円で放課後の児童対策事業を実施されたということは、教育行政を、当時の最高責任者である飯島町長は教育優先のあらわれであると、私は評価をする次第でございます。今後も、この児童クラブを全校実施に向けさらに努力していただきたいことを、あえてここで申し上げる次第でございます。

そのほかにも、小、中、幼稚園等で各種の施設整備、さらには教育備品の整備に努められ、さらには教育費というのは、民生費、土木費に次ぐ第3位の決算額を約10億円ということでございます。厚生費の13.5%の割合を占めておりますけれども、総体的に見ますれば、非常に効果的な予算執行であったと評価をいたす次第でございます。

続きまして、少子化とあわせ社会問題となっております高齢化の問題につきましても、きめ細かな福祉行政に取り組んでいることがこの決算にもあらわれております。民生費総額で15億7,000万円、歳出項目の第1位でございます。厳しい財政の中で、対前年度比2.7%のプラスの執行であったわけです。民生費というのは、子供、幼児から高齢者までが含まれるもので、老人福祉、児童福祉、さらには障害者福祉、そして医療福祉等々で、市民が直接肌で感じられるもので、隅々に目配り、気配りが必要なものであると思うのであります。他の歳出項目につきましてもすべてマイナスである中で、3月26日まででありますけれども2.7%の伸びを示した15億7,000万円は、すべての福祉をカバーしようと努力した結果であるのではないかと私は判断せざるを得ません。高く評価をいたしている次第でございます。

今後も、高齢化社会はますます進展をし、さらに高の上に超がつく時代が近い将来必ずや到来するわけです。したがって、福祉行政の一層の充実強化、それに一層努めていただきたいことをお願いする次第でございます。

さらに、ハード事業部門の土木行政でございますけれども、昨年につくばエクスプレスの開通に伴い、その方々の利用者の利便を図るための駅前に、暫定ではございますけれども、即刻駐輪場の整備をし、さらには生活道路、上下水道等の整備等インフラ整備にも積極的に取り組まれましたことを、私は大変心強く考える次第でございます。

最後になりますけれども、農林行政でございますけれども、大変農政を取り巻く環境はまだ厳しいものがございます。また難しいものでもあります。年々、米価等の地域についても差がある中で、当地域は米作中心でございます。その中で、困難な中でどうすべきか、その方向性が問われる今日でございます。知恵と工夫によって足腰の強い農業を確立しなくてはならない。そういうことから、平成17年度でも農道の整備、用排水路の整備など水

田舎農条件の整備事業を初め、新たな米政策改革の実現と水田農業経営の確立に向けた取り組みがされたことも高く評価をする次第でございます。

ここですべて決算71億円の歳出内容をくまなく事細かに申し上げることはできませんけれども、総括して話しますと、首長を初め、各セクションの責任者は、今置かれている地方財政というものを十分に認識をされ、貴重な財源を有効適切に、しかも効果的に執行してきたことが随所にうかがわれます。このことにつきましては、つくばみらい市になりましても、一層各セクションの責任者につきましては、その認識を強く持って執行して下さることを強くお願いを申し上げまして、私の本議案の賛成討論といたします。以上でございます。

議長（豊島 葵君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第73号について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（豊島 葵君） 起立多数です。よって、議案第73号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第74号 平成17年度伊奈町国民健康保険特別会計決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第74号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第74号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第75号 平成17年度伊奈町老人保健特別会計決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第75号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第75号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第76号 平成17年度伊奈町介護保険特別会計決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第76号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第76号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第77号 平成17年度伊奈町農業集落排水事業特別会計決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第77号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第77号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第78号 平成17年度伊奈町町営分譲住宅特別会計決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第78号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案認定であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第78号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第79号 平成17年度伊奈町水道事業会計決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第79号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第79号は委員長報告のとおり認定されました。

ここで暫時休憩します。

午後2時40分休憩

午後2時55分開議

議長（豊島 葵君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

次に、議案第80号 平成17年度谷和原村一般会計決算認定について討論を行います。

通告がありますので、まず原案に対し反対の方の発言を許します。

30番市川忠夫君。

〔30番 市川忠夫君 登壇〕

30番（市川忠夫君） 議案第80号 平成17年度谷和原村一般会計決算認定について、反対の討論を行います。

政府が進めております地方税財政改革であります、三位一体改革は、主として教育や社会保障、公共事業の3点に対して、地方自治体に税源を移譲、国庫補助・負担金の削減、地方交付税の配分の見直しといった、国と地方の政府間との財政の関係を見直しをする方向で進められております。

このようなことから、谷和原村の17年度決算に地方交付税が大幅な減収となってあらわれております。16年度は8億3,594万3,000円であります。17年度は4億8,372万4,000円で、3億5,221万9,000円の減となっております。そのために村の財政運営が大変厳しい状況となり、国保会計に対する繰入金も大幅な削減となっております。そのために国保財政が大変厳しくなったのであります。

また、敬老祝い金削減改正が行われました。年寄りの楽しみを奪うようなことも行われたわけであります。

農業につきましては、米を輸入しながら、米の減反面積が15年度から大幅にふやされて、しかも国や県からの出資金については大幅に削減され続けております。また、米の需要と価格の安定については生産者の努力で行うようにと国の責任が放棄されて、これが続けられております。これでは米をつくる農家にとっては一層深刻になってまいります。

農業経営がますます厳しくなってまいります。これでは若い担い手など育つわけがありません。

国の法の改悪によりまして、2005年度の最大の問題は、定率減税の縮減、廃止などを初めとする増税路線に踏み出したことであり、住民の暮らしに大きな負担となったことでもあります。2005年度より実施されている高齢者控除廃止と公的年金など控除65歳以上の縮小に続き今度は住民税にと、高齢者への連続的な課税の強化であります。

以上のようなことから、これまで非課税であった多くの年金生活者など課税対象となり、納税をしなければなりません。その上に、各種の社会保障料などがふえるなどで、幾重にも負担がふえて、大変厳しい状況となっております。国のさまざまな施策の改正で、また、交付税の大幅な削減により村財政が圧迫されて、住民の負担を強いる内容となっております。一般会計決算認定につきましては、反対であります。

間もなく19年度の予算編成が行われますが、住民の要望を組み入れて予算編成されることを申し上げまして、討論といたします。以上です。

議長（豊島 葵君） 次に、原案に対し賛成の方の発言を許します。

29番神立精之君。

〔29番 神立精之君 登壇〕

29番（神立精之君） 議案第80号 平成17年度谷和原村一般会計決算認定について賛成の立場で討論をさせていただきます。

ただいま市川さんから財政の厳しさを提言をされたわけですが、各議員の皆さんにおかれましても、既にご案内のとおり、県並びに国、また各市町村におかれましては非常に厳しい財政下にあるわけでございます。

そういう中で、執行部におかれましては、常に組織及び運営の合理化に努められまして、規模の適正化を図りながら事務処理に当たられ、住民の福祉の増進に努められているわけでございます。そういう中で、やはり厳しい財政の中から最少の経費で最大の効果を上げるといった目的で、日夜努力されている姿があらわれているわけでありまして。

こういうことを高く評価しまして、私は一般会計決算認定について賛成をいたします。以上です。

議長（豊島 葵君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第80号について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（豊島 葵君） 起立多数です。よって、議案第80号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第81号 平成17年度谷和原村国民健康保険特別会計決算認定について討論を行います。

通告がありますので、まず原案に対し反対の方の発言を許します。

30番市川忠夫君。

〔30番 市川忠夫君 登壇〕

30番（市川忠夫君） 議案第81号 平成17年度谷和原村国民健康保険特別会計決算認定について、反対の討論を行います。

平成17年度の国保会計に一般会計からの繰り入れは4,426万1,000円で、16年度よりも6,380万円と大幅な減額であります。また、国が負担すべき国庫負担金や国庫補助金の減少等で村の国保財政が大変厳しい状況となり、国保税値上げ改正を合併直前に行った内容の17年度の国民健康保険特別会計決算認定については、反対であります。

国保税が高くて支払うのが大変厳しいと、加入者の圧倒的な声であります。加入者の立場を考えると、賛成することはできません。

新年度の予算編成に当たっては、一般会計からの繰り入れを増額して、加入者の負担の軽減を図るように申し上げまして、終わりいたします。以上です。

議長（豊島 葵君） 次に、原案に対し賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第81号について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（豊島 葵君） 起立多数です。よって、議案第81号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第82号 平成17年度谷和原村老人保健特別会計決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第82号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第82号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第83号 平成17年度谷和原村介護保険特別会計決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第83号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第83号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第84号 平成17年度谷和原村農業集落排水事業特別会計決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第84号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第84号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第85号 平成17年度谷和原村水道事業会計決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第85号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第85号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第86号 平成17年度谷和原・伊奈下水道組合一般会計決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第86号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案認定であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第86号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第87号 平成17年度つくばみらい市一般会計決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第87号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第87号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第88号 平成17年度つくばみらい市国民健康保険特別会計決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第88号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第88号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第89号 平成17年度つくばみらい市老人保健特別会計決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第89号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案認定であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第89号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第90号 平成17年度つくばみらい市介護保険特別会計決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第90号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案認定であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第90号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第91号 平成17年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第91号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第91号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第92号 平成17年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第92号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案認定であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第92号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第93号 平成17年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第93号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第93号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第94号 平成17年度つくばみらい市水道事業会計決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第94号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案認定であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第94号は委員長報告のとおり認定されました。

日程追加

議長（豊島 葵君） お諮りします。

ただいま市長から、議案第96号 工事請負契約の締結について、議案第97号 つくばみらい市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例が提出されました。この際、これを日程に追加し、議案第96号を追加日程第1、議案第97号を追加日程第2として議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） 異議なしと認めます。よって、この際、議案第96号、議案第97号をそれぞれ日程に追加し、議案第96号を追加日程第1、議案第97号を追加日程第2として議題とすることに決しました。

議事日程表を事務局より配付させます。

〔議事日程表配付〕

議案第96号 工事請負契約の締結について

議長（豊島 葵君） 追加日程第1、議案第96号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 本日上程いたしました追加議案につきまして、提案理由を申し上げます。

議案第96号 工事請負契約の締結についてでございますが、この工事につきましては、旧伊奈町、旧谷和原村の地区でそれぞれ運用してまいりました防災行政無線施設を、伊奈庁舎から一括操作が行えるよう統合整備をするものでございます。

請負契約を締結するに当たりまして、地方自治法第96条第1項第5号の規定により提案をするものでございます。

慎重なるご審議を賜り、可決いただきますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（豊島 葵君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

26番川上文子君。

〔26番 川上文子君 登壇〕

26番（川上文子君） ただいま上程されました議案第96号の工事請負契約の締結について、若干質問をしたいと思います。

防災行政無線施設統合整備工事、工事場所がつくばみらい市全域で、指名競争入札をして、契約金額が1億3,020万円ということで、落札した業者が三峰無線株式会社ということで議案が出されています。

きょう、受け取った議案なので、あらかじめ職員の方に伺うこともできなかったのですが、6社を指名をして、1社が辞退をして、5社で入札が行われたと。落札価格の三峰無線が1億2,400万円、最高の額で入札をした株式会社綿引無線が2億1,460万円。で、最高額と最低の落札をしたところでもかなりの開きがあるんですが、この工事の予定価格、最低価格はどのように設定をされたのか伺いたいと思います。

議長（豊島 葵君） 総務課長神戸一夫君。

〔総務課長 神戸一夫君 登壇〕

総務課長（神戸一夫君） お答え申し上げます。

予定価格は2億2,116万円でございます。最低価格は設定してございません。

議長（豊島 葵君） 26番川上文子君。

26番（川上文子君） 予定価格が2億2,116万円。そうしますと、落札価格が1億2,400万円ですから、落札率は56%ということですね。

私は、伊奈町の入札の結果を、この数年間、毎年毎年調べて、飯島町長に入札の改善を

するよう求めてきました。それはなぜかという、毎年毎年、落札率大変高いんですよ。今年度の17年度の決算の審議のときにも、伊奈と谷和原の平均落札率を出していただきましたけれども、97%ぐらい、大変高いわけです。これは正常な競争が行われないんじゃないかと、行われていないんじゃないかということで、指名競争入札ではなくて、条件付きないしは一般的な条件つかない形も含めて一般競争入札の枠を広げるように要求をしてきました。

で、額が、新市になって1億5,000万円以上の工事については条件付き一般競争入札の対象にするというふうになったわけですがけれども、今まで伊奈でも谷和原でも1億5,000万円を超える事業ほとんどないんですよ。今回出されている事業は、予定価格で2億2,000万円、大変高い高額のもので、こんな高額なもので56%で落札できるというのは、大変な今までにないような事態で、これは正常な競争が行われたんだとすれば大いに結構で、長野県などでは6割、7割が平均落札率に努力の中でされていますから、それはそれで正常な競争が行われたんだとすれば、それは大いに結構だと私は思います。

しかし、同時に、良好な工事、正しい工事が行われることが要求されているわけで、最低価格の設定がされなかったといいますけれども、少なくとも1億2,400万円の三峰無線株式会社が落札をして、そしてここに議案として出されているわけですから、ちゃんとした工事が行われると、市の方でも安心して三峰無線にお願いしようということで議案が出されているんだと思うんですね。

だとすると、裏返していいますと、予定価格の2億2,000万円は何だったのかということになるわけで、予定価格の設定自身が非常に過去も含めて問題になるということにもつながりますので、2億2,000万円が予定価格として設定したのは大変大きな問題になるんじゃないかと思うんですが、そういう点で、この事業が公共事業として正常な形で入札できる予算価格の設定というのについて、実際の落札価格との差がこれだけ開くということについてご見解を伺いたいと思います。

議長（豊島 葵君） 総務課長神戸一夫君。

〔総務課長 神戸一夫君 登壇〕

総務課長（神戸一夫君） お答えを申し上げます。

ただいま設計予定価格と入札価格に相当の差があると、この差は、言ってみればその設計価格に問題があったのではないだろうかというご懸念のご質問かと思えます。

この設計価格は、私どもの方が設計会社に委託契約をして設計を委託したものでございますが、この設計会社は、設計に当たっては、おのおののメーカーとは申しませんけれども、今回の場合の例を申し上げますと、大手3社からこの工事に対する見積もりを徴してございます。で、その3社の中の一番低い会社の見積もりに基づいて、市からの発注の趣旨をとらえて設計金額を設定したと、こういうことになってございますので、設計自体に大きな瑕疵があるというふうには認識しておりませんし、あるはずがないと、このように確信をしているところでございます。

で、さらば、入札価格と設計価格の中に1億円近い差があるのはなぜだろうという疑問だろうと思えますけれども、これは、いざ落札しよう、この工事に参加してこの工事を請け負おうという場合には、それは企業が相当の努力をするわけでございまして、今度はどこのメーカーの機器を使うか、そのメーカーによって今度は購入の交渉をするはずでございまして、その部分については当然現金決済ですれば安くなるでしょうし、手形決

済、いろいろな決済の方法によってもその仕入れる価格は企業の努力によって相当違う、こういうことでございます。この場合については、うちの方はメーカーを指定してございません。

ちなみに、議員さんご承知かと思えますけれども、伊奈町についてはNECのメーカーを使ってございます。谷和原村についてはナショナルを使ってございますから、それらのものが使えるものであればいいということで、しておりません。

この設計書、入札のときに工事内訳書を提出してもらいます、入札業者の方に。その内訳書を見ますと、この請け負った業者は、どこでしたっけ、ちょっと待ってください。三峰さんが使用する業者はどこの見積もりしたか、ちょっと記憶が薄れましたので説明はできませんけれども、その会社の製品を使うということで、企業努力をされた結果がそういう結果になったということでございます。

したがって、落札率が高過ぎると何か問題があるだろうという懸念を持たれるし、余りその差があるとまた問題があるだろうという懸念がございまして、私どもとしては、実際のところどの辺が妥当なのかとは想定もできませんけれども、当然この工事については、市が予定する工事はこの契約に基づいて完全になされるという自信を持っておりますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

議長（豊島 葵君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第96号については、会議規則第35条の規定により総務常任委員会に付託いたします。

議案第97号 つくばみらい市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例

議長（豊島 葵君） 追加日程第2、議案第97号 つくばみらい市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 議案第97号 つくばみらい市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例についてでございますが、敬老祝金支給に関する合併前の異なる支給対象者の基準を統一するため、敬老祝金支給条例の一部を改正するものでございます。おのおの違っておりますので、これを改正するものです。

どうかひとつ慎重なるご審議をいただき、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議長（豊島 葵君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第97号については、会議規則第35条の規定により教

育民生常任委員会に付託します。

ここで、総務及び教育民生常任委員会開催のため、暫時休憩します。

午後3時30分休憩

午後4時01分開議

議長（豊島 葵君） それでは休憩前に引き続き会議を再開します。

まず、先ほど本会議において総務常任委員会に付託された議案第96号 工事請負契約の締結についての審査経過と結果について委員長の報告を求めます。

総務常任委員長松本和男君。

〔総務常任委員長 松本和男君 登壇〕

総務常任委員長（松本和男君） 議案第96号ということで、総務委員会を急遽開催いたしました。

結果については全員賛成でありました。

若干内容のことをお話しますと、落札価格に差が非常にあるんじゃないかという質疑がありましたが、説明によりますと、子機、つまりスピーカー等のことをいうそうでありますが、子機等が沖電気からの関係で非常に安く安価で契約がされたということが内容でありました。以上です。

議長（豊島 葵君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで質疑を終わります。

次に、教育民生常任委員会に付託されました議案第97号 つくばみらい市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の審査経過と結果について委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長廣瀬 満君。

〔教育民生常任委員長 廣瀬 満君 登壇〕

教育民生常任委員長（廣瀬 満君） 教育民生常任委員会の報告をいたします。

教育民生常任委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

議案第97号 つくばみらい市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例については、先ほど委員会を開催し、執行部から保健福祉部長を初め関係課長等の出席をいただきました。

この議案につきましては、合併前の異なる支給対象者基準を統一するために、敬老祝金支給条例の一部を改正するとの説明でございます。

審議の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、教育民生常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について申し上げましたが、この決定に対し議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、報告といたします。

議長（豊島 葵君） 教育民生常任委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで質疑を終わります。

各委員長の報告及び質疑が終わりました。

討論・採決

議長（豊島 葵君） これから討論、採決に入ります。
それでは、議案第96号 工事請負契約の締結について討論を行います。
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。
これから議案第96号について採決します。
この採決は挙手によって行います。
本案に対する委員長報告は原案可決であります。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 全員挙手です。したがって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第97号 つくばみらい市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。
これから議案第97号について採決します。
この採決は挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は原案可決であります。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 全員挙手です。したがって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

日程追加

議長（豊島 葵君） ここでお諮りします。

ただいま松本和男君外3人から発議第6号 飲酒運転撲滅を宣言する決議が提出されました。この際、これを日程に追加し、追加日程第3として議題としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） ご異議なしと認めます。よって、この際、発議第6号を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決しました。

議事日程表を事務局より配付させます。

〔議事日程表配付〕

発議第6号 飲酒運転撲滅を宣言する決議

議長（豊島 葵君） 追加日程第3、発議第6号 飲酒運転撲滅を宣言する決議を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

14番松本和男君。

〔14番 松本和男君 登壇〕

14番（松本和男君） 大事な内容なので、皆さんしっかりと聞いて賛成をしていただきたい。

飲酒運転撲滅を宣言する決議（案）

交通事故のない安全で安心して暮らせる社会の実現は、市民全ての切実な願いであるとともに、長年の課題でもある。

飲酒運転による交通事故は、危険運転致死傷罪の新設や飲酒運転の厳罰化等を背景に、全国的には減少傾向にあるものの、依然として悪質な飲酒運転による人身事故は後を絶たない状況である。

こうした状況下において、公務員が加害者となる交通事故も多発しており、先日、幼い三人の尊い命を奪い、幸せな家庭を一瞬にして崩壊させた飲酒運転に起因した交通事故は、国民に大きな衝撃と深い悲しみをもたらし、飲酒運転の怖さをあらためて痛感させられた。

そのため、こうした悲劇を二度と繰り返さないよう、市民とともに飲酒運転を追放する決意を新たにすることが必要である。

飲酒運転撲滅のためには、運転者の交通安全意識の向上はもとより、家庭や職場さらには地域が一体となって、「飲酒運転は絶対にしない・させない」という強い意志を示すと同時に、飲酒運転の取締り、交通安全の普及・啓発等の施策を強化しなければならない。

よって本市議会は、ここに改めて交通安全意識の徹底を強く呼びかけるとともに、関係機関・団体との連携を強化し、市をはじめ市民と一体となって飲酒運転撲滅に向けて全力を挙げて取り組むとともに、議員が法令に違反した場合、自らの責任において議員を辞職することを宣言する。

以上、決議する。

平成18年9月27日

つくばみらい市議会

以上です。

議長（豊島 葵君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第6号については、会議規則第35条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） 異議なしと認めます。よって、発議第6号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから発議第6号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 全員挙手です。したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

閉会中の継続調査の件

議長（豊島 葵君） 日程第2、閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、委員会条例第36条の規定により、お手元に配付しました申請書のとおり、次回定例会の議会運営について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、議会広報特別委員長から、委員会条例第36条の規定により、お手元に配付しました申し出書のとおり、議会の広報発行について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

議会広報特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

閉会中の継続審査の件

議長（豊島 葵君） 日程第3、閉会中の継続審査の件を議題とします。

政治倫理条例調査特別委員長から、委員会条例第36条の規定により、お手元に配付しました申し出書のとおり、政治倫理条例に関する調査について閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

政治倫理条例調査特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉

会中の継続審査とすることに決しました。

閉会の宣告

議長（豊島 葵君） 以上で、本定例会に付議された事件は全部終了しました。
これで会議を閉じます。

平成18年第2回つくばみらい市議会定例会を閉会します。ご苦労さまでした。

午後4時13分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

平成18年9月27日

つくばみらい市議会議長 豊 島 葵

つくばみらい市議会議員 福 嶋 克 良

つくばみらい市議会議員 岡 田 伊 生